

# 政 経 研 究

第五十三卷 第四号 2017年3月

論 説

BREXITの政治学

——イギリス保守主義の現状と課題——

渡 辺 容 一 郎

日本企業における定年制度の実態と問題点

谷 田 部 光 一

国際通貨基金におけるG5各国の投票力と

横 溝 えりか

融資資金提供量との相関について

持分法に関する一考察

小 阪 敬 志

政党システム変化の分析枠組み

荒 井 祐 介

Internet Privacy and Tax Havens in Our Sophisticated

Globalized Information Society: From the View Point of

築 場 保 行

CSR (Corporate Social Responsibility) or Business Ethics

雑 報

政経研究 第五十三卷 索引

政経研究 第五十三卷第二号 目次

杉本 稔教授古稀記念号

政治史と社会科学をめぐる諸問題

政経研究 第五十三卷第三号 目次

論 説

外国為替資金特別会計の一般会計資金調達への貢献と  
同特別会計積立金制度廃止について …… 横 溝 えりか

研究ノート

韓国の在外同胞政策と課題 …… 孔 義 植

資 料

ヘレン・テラーとJ・S・ミル『自伝』 …… 川 又 祐

# BREXITの政治学

——イギリス保守主義の現状と課題——

渡 辺 容 一 郎

1. はじめに
2. イギリス保守主義の現状と問題点
3. 欧州懐疑的なイギリス保守主義とその課題
4. 結びにかえて

## 1. はじめに

二〇一六年六月二三日に実施された「イギリスのEU離脱の是非を問うレファレンダム」(以下EUレファレンダム)

BREXITの政治学(渡辺)

一(八八三)

は、周知のようにBREXIT、即ち「イギリスのEU離脱」をほぼ決定づける結果となった<sup>(1)</sup>。今回のBREXITは、主として、EU「域内自由移動の原則」批判、あるいは東欧移民攻撃などの観点から論じられている。基本的にBREXITという現象は、「EU残留に伴う経済的恩恵」よりも、「EU離脱に伴う現状打開や不満の解消」を有権者が優先した結果である。したがって、そうしたEU批判に基づく視座に異論はない。しかし同時にBREXITは、文字どおり「イギリス的政治現象」でもある。それゆえ、BREXITに関しては、イギリスの欧州懐疑主義(Euroscepticism)を担う政治アクターの現状や問題点という視座から論じていく必要もあるのではないかと思われる。

そこで本稿は、先ず、イギリスの代表的な政治アクター「イギリス保守主義・保守党」の現状に焦点を当てる。周知のようにイギリス保守主義は、欧州懐疑主義との関わりが歴史的に深いからである。具体的には、近年の総選挙において、北部アイルランドは勿論、スコットランドやウェールズで同党が地域代表機能をほとんど果たしていない——にもかかわらずイギリス全体を統治している——現状に注目し、そこから生じた問題点の本質を考察していく。そしてそれを踏まえたうえで、今日のイギリス保守主義と欧州懐疑主義との関係性について検討し、BREXITで明らかとなったイギリス保守主義の課題を解明していくことにしたい。

## 2. イギリス保守主義の現状と問題点

### (1) イギリス保守主義とイギリス保守党

今日のイギリス政治を理解する場合、イギリス保守主義を単なる政治思想やイデオロギーとしてではなく、イギリ

ス保守党という政治組織と結びついた一つの政治アクターとして捉える視座が欠かせない。後述するように、両者は本質的に一心同体だからである。

普遍的かつ自然的な保守主義 (conservatism) には、「変化を嫌う人間性」「川の本流」という、人間の本能的部分と、そこから具体的に「現状と社会秩序の維持」「川の支流」などの形で表れる、人間としての態度の部分とが、併存していると考えられる。イギリスでは、一八世紀末のフランス革命勃発という異国の出来事を通じて——抽象的な理念に基づく革命そのものや革命派の方針を支持するか否かで——論争が生じた。その結果、受動的にはあるが、反・急進主義あるいは反・合理主義などの形で、現状と社会秩序の維持を第一目標とするイデオロギー的な側面も、イギリス保守主義は備えるようになっていった。それゆえイギリス保守主義とは、元来人間の「本能」ならびに「態度」であり、その後フランス革命の勃発をきっかけに、「政治的イデオロギー」としても発展していくことになったのである。

さらに、一九世紀初頭のイギリス政界では、フランス革命に反対する政治勢力が、後にトーリー (Tory) と呼ばれる議員集団として、いわゆる小ピット (William Pitt, the Younger) の下に再結集した。この小ピット派こそ、今日の「院内保守党」の出発点として位置づけられる。その後、いわゆるウェストミンスター型デモクラシーの一翼を担うアクターとして、イギリス保守主義と保守党は、混合政体や連合王国の維持など、伝統的な国家構造の擁護を訴え続けてきた。それゆえ「イギリス保守主義」 (British Conservatism) は、フランスやアメリカなどの保守主義とは異なり、「イギリス保守党」 (British Conservative Party) という「政党・政治組織」との繋がりが極めて強く、歴史的に見ると、既述のように両者は殆ど一心同体と言っても過言ではない。そしてこのような経緯を踏まえると、イギリスの保守主

義に関しては、保守党の存続に直結した包括的で多様な政治原理、そして何より、イギリスを代表する一つの政治アクターとして理解すべきだと考える。

以上の考察から、イギリス保守主義を以下のように定義づけることも可能となる。即ちイギリス保守主義とは、イギリス保守党に所属する政治家の政治的言説・行為・政策などのバックボーンをなす、あるいはイギリス保守党を支持する知識人や著述家などの思想的立脚点となる、世界観・理念・思想・言動・企て・試みなどの総体である。言い換えれば、「イギリス保守党を主体として発現する多様な政治現象の本質もしくはプリンシプル」でもある。<sup>(2)</sup>

不十分かもしれないが、この定義を用いれば、例えば保守党党首のリーダーシップや政権維持・奪回戦略、あるいは種々の選挙における保守党パフォーマンスもまた、「政治アクターとしてのイギリス保守主義」として幅広く捉えることが可能になる。では、今日のイギリス保守主義は、いかなる点で機能不全なのだろうか。

## (2) 総選挙結果に見るイギリス保守主義の地域代表機能不全

それは、とりわけ総選挙結果で見た場合、イギリス保守党・保守主義が最早「連合王国」全体を代表しておらず、ほとんど「イングラント」という nation・地域 (territory) でしか、国政レベルの代表 (保守党議員) を選出していない事実<sup>(3)</sup>に求められる。

勿論その他の面においても、保守党は——労働党も含めて——政治アクターとしての機能を十分果たせなくなってきたと言える。例えば保守党「草の根」党員数の変化を見ると、一九五三年の約二八〇万人が約二〇万人<sup>(4)</sup> (二〇〇八年) にまで減少している。また、二大政党に対する有権者の一体感も、一九六〇年代以降減少し続けていると言わざ

表1 戦後イギリス総選挙におけるスコットランドおよびウェールズの二大政党獲得議席数  
(1945-2015)

総選挙	1945	1950	1951	1955	1959	1964	1966	1970	1974(F)	1974(O)	1979	1983
<b>スコットランド</b>												
保守党	29	32	35	36	31	24	20	23	21	16	22	21
労働党	37	37	35	34	38	43	46	44	40	41	44	41
<b>ウェールズ</b>												
保守党	4	4	6	6	7	6	3	7	8	8	11	14
労働党	25	25	27	27	27	28	32	27	24	23	22	20
-----												
	1987	1992	1997	2001	2005	2010	2015					
<b>スコットランド</b>												
保守党	10	11	0	1	1	1	1					
労働党	50	49	56	56	41	41	1					
<b>ウェールズ</b>												
保守党	8	6	0	0	3	8	11					
労働党	24	27	34	34	29	26	25					

出典 D. Butler and G. Butler, *British Political Facts*, tenth edition, 2011, pp. 272-273 ほかに基づき筆者作成。

るを得ない。

しかしながら、より客観的かつ明白なデータで示すことのできる「政党の機能不全」という意味では、国政政権選択の場となる総選挙の結果に着目するのが最適であろう。そこで、戦後のイギリス総選挙結果（一九四五―二〇一五）を、イングランドと北部アイルランドを除いたテリトリー別に検討してみることにしよう。

周知のように、連合王国を構成している四大テリトリーのうち、特殊な地域事情を抱える北部アイルランドでは、一九七〇年総選挙（保守党から四人のみ選出）を最後に主要政党——保守党、労働党、自由党（現・自民党）——から当選者を一人も出していない<sup>⑤</sup>。そこで残り三つのテリトリーのうち、既述のとおり、スコットランドとウェールズの保守党当選者数を調べてみると、表1のとおりとなる。

先ず、現在労働党やスコットランド民族党（以下

SNP)の地盤となっているスコットランドを見てみると——隔世の感があるが——一九五〇年代初頭まで、保守・労働二大政党の獲得議席数は意外にもほぼ均等だったことが分かる。しかも一九五五年総選挙に限り、保守党獲得議席数(二二六)が、僅かだが労働党獲得議席数(二二四)を上回ってさえいる。

ところが、一九六〇年代以降、とりわけサッチャー(Margaret Thatcher)政権期(一九七九—一九九〇)になると、両党の獲得議席数は差が開いていく一方となる。この背景として、一九七〇年代以降のスコットランドを取り巻く情勢の変化、とりわけ北海油田の発見・開発に伴うスコットランド独立機運の高まりがあった。また一九八〇年代における新自由主義の抬頭に加え、コミュニティ・チャージ、いわゆる「人頭税」の先行導入計画に象徴される、イングランド中心的なサッチャー保守党政権の長期化などが考えられる。

この辺の事情については、イギリス政治学の泰斗ギャンブル(Andrew Gamble)によっても、次のような分析・説明がなされている。「全てが変わり出したのは一九七〇年代以降の事であった。(中略)スコットランド統一党(the Scottish Unionists)は、一九六五年、正式にスコットランド保守党(the Scottish Conservatives)となった。エドワード・ヒース(Edward Heath)党首の下で保守党は、スコットランドの地方分権改革をいの一に支持してナショナル・イズム抬頭に対応したのだが、マーガレット・サッチャー党首の時代になると、保守党は地方分権を拒絶すると共に、ウェストミンスター議会のいかなる弱体化に対しても、タカ派のごとく反対するようになっていったのである。スコットランドにおいて保守党支持が長期的に衰退していくのを食い止められなかった背景には、このような経緯があったのである」<sup>(6)</sup>。

そして野党ブレア(Tony Blair)労働党が「地滑り勝利」を収め、一八年ぶりの政権交代によってニューレーバー

(New Labour) 政権を誕生させた一九九七年総選挙では、保守党のスコットランド選出議員はついに一人もいなくなった。それ以後、国政の次元でスコットランド地域を代表する保守党議員は、一人程度で推移している。

次にウェールズを見てみると、保守党はスコットランド以上に振るわず、やはりニューレーバー政権期の一九九七年、二〇〇一年と、二回続けてウェールズでの議員選出に成功していない。そして現在でも、ウェールズ地域を代表する保守党議員は労働党議員の三分の一程度しかいないのである。したがって、とりわけサッチャー時代から現在に至るまで、保守党はユニオニスト (Unionist)、即ち「イギリス (連合王国) 全体の利益を代表し、北部アイルランドを含む連合王国全体を統一する党」を標榜しながら、総選挙 (獲得議席) という文脈では、ほぼイングランドの地域利益のみを代表する English-based Rump でしかないということになる。この状況を前述の SNP と対比させるなら、イギリス保守党は最早 English National Party (ENP) と言っても過言ではない。

こうして、地域代表機能の実態からすれば「イングランド党」でありながら、いわゆる小選挙区制効果や (全人口の約八五%を占める) イングランドへの人口集中のおかげで、ほとんど単独政権として保守党はイギリス政治を担うことができた。そして二〇一五年総選挙では、メイジャー (John Major) 首相時代の一九九七年以来一八年ぶりの単独政権に復帰して現在に至っている。しかしながら、スコットランドでは一人 (全五九議席中、労働党議員一人、自民党議員一人、SNP 議員五六人)、ウェールズでは三人増えたものの結局一人 (全四〇議席中、労働党議員二五人、自民党議員一人、地域民族主義政党のプライドカムリ議員三人) しか保守党議員は誕生していない<sup>7)</sup>。

以上の結果から、リベラル保守主義<sup>8)</sup>に基づき、統治能力復活の努力をしてきたキャメロン保守党が二〇一〇年総選挙で政権交代に成功したと言っても、それは党のいわば「顔」が変わった結果でしかなかった。保守党の「胴体」で

ある院内保守党・下院議員や、その選出母体で党の「足」とも言える地方組織・党員は、現在でも従来どおり、ほとんどENPのままと言わざるを得ない。それゆえ、二〇一七年現在、保守党政権とその保守主義は、基本的に「イングランド地域の利益」しか代表できていない。それにもかかわらず、今までのように（基本的には、イングランドへの圧倒的人口集中、小選挙区制、政党組織の規模、そして統治能力に関する経験や伝統のおかげで）、保守党単独で「イギリス全体の利益」を代表し、統治する資格を与えられているだけ、と言うこともできるのである。

### (3) 現代イギリス保守主義のジレンマ——ブリティッシュネスか、イングリッシュネスか

したがって、「従来どおりBritishやUnionismを建前としつつ、総選挙に勝って政権を獲得・維持するだけならば、Englishでも構わない」。これが、選挙区配分などを考慮した今日のイギリス保守主義・保守党側の疑いようなない実態・本音ではないかと推察されるのである。この点について、前述のギャンブルは、一九八〇年代末に行ったサッチャリズム分析を通じて次のように説明している。今日のイギリス保守主義の問題点やその本質を考えるうえでも極めて重要な指摘だと思われるので、少々長くなるが以下のとおり引用する。

「投票から得られる証拠は、保守党の立場が難攻不落であるとは示唆していない。保守党の支持の広がりよりも、集中のほうがいっそう顕著である。旧来の連合王国統一党としての歴史的衰退は、大都市と幾つかの地域、とくにスコットランドと北アイルランドで続いている。このプロセスはサッチャーの下でも止まらず、むしろ加速している。投票行動の地域差の幾つかは、非常に著しくなった。スコットランドにおける保守党の足場の崩壊は、この最も驚くべき例である。(中略)

しかし、保守党が、特にサッチャー党首の時期に学んだことは、選挙に勝つために自分たちを連合王国統一の党として描き出すことはもはや必要ではないし、可能ではないということだ。連合王国統一主義は帝国と共に衰退した。保守主義は新しいアイデンティティを見いださなければならなかった。保守党の国民はもはや、帝国と連合王国統一の国民ではない。保守党の訴えは、よりいつそうイングランドそして、かつての帝国の本国の心臓部であったイングランドの特定地域に向けられている。

これは新しい傾向ではない。連合王国における北部と南部の分裂は戦後を通じて確実に顕著になってきていた。<sup>(9)</sup>「……」

この説明から分かるのは、イギリス保守主義のイングランド化、あるいは同党のENP化はサッチャー時代以前から徐々に進行しつつあったこと、そしてその流れに「竿指す」役割を果たしたのが、まぎれもなくサッチャー政権だったという点である。問題点の本質として、ここで重要になってくるのは、イギリス保守主義・保守党はこのままENPでよいのか、換言すればその軸足をイングランド性、即ちイングリッシュネス(Englishness)にもっと移すべきか、それとも連合王国統一の党として——最早不可能かもしれないが——従来どおりブリティッシュネス(Britishness)に置き続けるべきなのかという、「アイデンティティ」に関する問題である。

例えばブリティッシュネスにその軸足を置き続ければ、中道的かつOne Nation的イメージが残るため、一九世紀のデイズレーリ(Benjamin Disraeli)元首相以来伝統的に「国民党」あるいは「階級のカベを越えて統治できる政党」を標榜してきた保守党「らしさ」は維持される。しかし既成政党不信が高まる中、かえって「白々しさ」を強めて、逆効果になってしまうことも考えられる。そこで今度は、現在国政第三政党に躍進したSNPに対抗するべくイ

ングリッシュネスに軸足を置こうとすると、その地域代表機能の実態には即しているものの、狭量かつ極端なイメージを内外に与えかねない。それゆえ、こうしたアイデンティティに関するジレンマを抱えた今日のイギリス保守主義・保守党は、自分その「両面」を見せていかなければならないのである。もつとも、こうしたアイデンティティに関するジレンマは、スコットランドという伝統的地盤を二〇一五年総選挙でついにSNPに奪われた(表1を参照)現在の労働党にも当てはまると言えるであろう。

さらに、その実態に合わせて、あるいは二〇一六年にほぼ決定づけられたBREXITの地域別(周知のようにスコットランドでは約六割の有権者がEU残留を選択したのに対し、ロンドンを除くイングランドはEU離脱派が圧倒的優位を占めた)<sup>10</sup>結果に基づき、イギリス保守党が名実共にENPに変質したとしても、イギリス保守主義にはさらに難題が待ち受けている。それは「イギリス保守主義のポピュリズム化」であろう。その理由として、同じくイングランドを主な支持基盤とするポピュリズム政党・イギリス独立党(以下UKIP)の存在と躍進、そのENP的傾向が見られるからである。一九九三年創設当初は振るわなかったが、ヨーロッパ統合の深化・拡大に伴いEUを離脱すべき「敵」と見なし、グローバル経済をはじめEUや既成政党政治への大衆の不満や不信、あるいは不安を利用して支持を伸ばしてきたのがUKIPである。一見ナショナリズムを掲げているように見えて、実際はイングランドを中心としたポピュリズム政党に過ぎないUKIPとの——とりわけポストBREXITの——差異化をどうするかという点も、イギリス(イングランド)保守主義にとって重要な課題になってくるものと思われる。

以上の考察を踏まえると、「小選挙区制存続の是非を問う国民投票」(二〇一一年)と「スコットランド独立の是非を問う住民投票」(二〇一四年)を切り抜け、二〇一五年総選挙で一九九七年以来一八年ぶりとなる単独政権を実現し

たイギリス保守党とイギリス保守主義でさえ、少なくとも上述したアイデンティティに関わる問題を抱えていることは間違いない。BREXITが方向づけられたとはいえ、イギリス保守主義も保守党も、従来どおり「イングランド」というその立脚点から「イギリス全体」を統治できている「振り」を続けていれば済む時代でもなくなってきた。そうした意味で、これまでイングランドを中心に、イギリス全体(BritainないしUK)を代表してきたイギリス保守主義という政治アクターは、激変する内外の情勢下で、実は足元から半分機能不全に陥っている。しかも自らのアイデンティティに関するジレンマを抱えたまま、そこから抜け出せない状況になっているとも考えられるのである。

### 3. 欧州懐疑的なイギリス保守主義とその課題

#### (1) 「イギリス型欧州懐疑主義」から「欧州懐疑的なイギリス」へ——パースペクティブ転換の必要性

近年のイギリスでは、政治に対する有権者の不満・不信に基づく異議申立てが、欧州懐疑主義という形となって展開しやすい。イギリス、とりわけイングランドは、「汎ヨーロッパ的」かつ「超国家的」な面で、元来相容れなかったにもかかわらず、深化・拡大を続ける「統合ヨーロッパ」に——一九七三年のEC加盟以来——組み込まれてしまったからである。この点について政治学者のギフォード(Chris Gifford)は、「帝国を失って以来、この問題は、イギリスの政治的アイデンティティと政治的組織化の核心部分となつて今日に至っている」と述べている<sup>12)</sup>。要するに、イギリスとしての価値もしくは利益が、「イギリス政府」経由で「統合ヨーロッパ」に——その様々な規制を通じて——抑え込まれてしまった。それに対する反動で、イギリスとしての自律性や独自性を取り戻そうとする動きもまた、

必然的に「イギリス政府」への反発、特に二大政党への異議申立てという形になりやすい。それゆえ、イギリスにおける広義の欧州懐疑主義は既成政党を批判の対象にすると考えられるのである。

さらに、こうした歴史的背景を踏まえてギフォードは、イギリスの欧州懐疑主義についても、「最早イギリス政治の静かな、あるいは一時的な側面として見るべきではなく、イギリスのあり方を決定づける本質的かつ系統だった存在となっている」ので、「パースペクティブを『イギリス型欧州懐疑主義』(British Euroscepticism) から『欧州懐疑的なイギリス』(Euroseptic Britain) ……に変えていく必要がある」と説く。因みに欧州懐疑主義という言葉がイギリスで公式に登場したのは、一九八五～八六年のタイムズ紙 (*The Times*) に掲載された論文記事とされる<sup>14</sup>。周知のように、この一九八五年という年は、ヨーロッパ統合史上、一つの節目とされることが多い。この年のドロール (Jacques Delors) 欧州委員長就任と、そのイニシアチブによる「統合ヨーロッパ」の変質、具体的には従来の「資本家クラブ」から「social Europe」あるいは「ever closer union」への変質に対するイギリス側の——とりわけ保守党に代表される右派からの——反応ないし異議申立てを通じて、この言葉が定着したことは間違いない。したがって、こうしたヨーロッパ統合の進展(深化・拡大)プロセスを通じて、あるいはそれに歩調を合わせる形で、「欧州懐疑的なイギリス」が徐々に形成されていったことになる。それと同時に、ポスト・ドロールの「統合ヨーロッパ」、即ち今日のEUへのイギリス的異議申立てを担えるアクターとして、同時期のサッチャリズムに象徴されるイギリス保守主義の存在と役割が、今まで以上に注目されるようになったと考えられるのである。

では「統合ヨーロッパ」のこうした変質が、労働党や自民党、あるいは緑の党などの中道左派諸政党に一方的な政治的恩恵をもたらしたかという点、話はそれほど単純ではない。というのも、いわゆる「反・エリート／エスタブ

リッシュメント」という形で極右派から旧・極左派に至るまで、「反・二大政党的ポピュリズム」が「欧州懐疑主義」と結びついてしまったからである。換言すれば、上述した理由でポピュリズムと比較的結びつきやすくなった欧州懐疑主義は、左・右両派の「カベ」を越え、二大政党政治あるいはイギリス政府への異議申立てのスローガンやツールとしても利用されやすくなってしまったのである。これについてギフォードは、「ポピュリズム的な欧州懐疑派の結集こそ、『欧州懐疑的なイギリス』を決定づける特徴でもあった<sup>15)</sup>」と述べる。

そして一九九〇年代以降、この「二大政党（エリート）対 欧州懐疑主義・ポピュリズム（反・エリート）」という構図に、①経済のグローバル化で生じた新たな二極化・社会不安の増大と、②ブレア政権を通じて実現した地方分権改革（例えばスコットランド議会の復活など）によつて生じた「スコットランドなどにおける地域ナショナリズムないしアイデンティティ再確認」の動きが新たに加わった。統合を深めたEUの存在は、とりわけスコットランド独立を目指す勢力（SNPに代表される分離独立主義者）に好都合であった。なぜなら、独立国家としてEUに加盟すれば、（種々の助成や規制も含めて）EUの直接的介入を利用しやすくなると思われるからである。

こうして二〇〇〇年代以降「欧州懐疑的なイギリス」は、経済格差や社会不安に苦しんでいた、既成政党や、とりわけスコットランド側（SNP）の要求などに不満を抱いたりする「イングランド」住民の一部から支持されていくようになったと考えられる。今回のBREXITも、既述のように国内地域別の結果（註11）も参照Vを見ると、ENGL EXIT、即ち（England + exit）の様相を呈するようになっていく。したがってBREXITという現象は、ある意味「イングランド性」あるいは「イングランドとしての地域アイデンティティやナショナリズム」に関連した「イングランド的現象」としても認識されるべきである<sup>16)</sup>。

ギフォードも、「今や欧州懐疑的なイギリスという形で結集した、ポピュリズム的かつ排他的なイギリス型欧州懐疑主義は、ナショナル・アイデンティティや政治的アイデンティティを動員したり設定したりする、断片的というよりもっと広い基盤に基づいたポピュリズム運動として認識されるべき<sup>17)</sup>」として、こうした見方に同意している。

因みに、同じイングランドを主な選挙基盤とするイギリス保守党とUKIPとのイデオロギー的相違を簡潔に示すと、イギリス保守主義が伝統的に moderate Centre-Right なのに対し、UKIPのイデオロギーは、人種主義などに立脚するイギリス国民党 (以下BNP) の Far Right<sup>18)</sup> ではなく、Radical Rightとされている。また、前述のように保守党はUK Unionism、British Nationalismを軸に、主として穏健なナショナリズムを掲げてきた。これに対し、UKIPはポピュリズム中心<sup>19)</sup> と言ってよい。このようにイギリス保守党とUKIPは、欧州懐疑主義という点で共通点も見られるが、それ以外の面では明確な相違点が見出せる。

いずれにしても、BREXITをほぼ実現しつつある今日のイギリス政治に関しては、単なる「イギリス型欧州懐疑主義」ではなく、ギフォードが主張するように「欧州懐疑的なイギリス」(特にイングランド)という視座で検討する姿勢が不可欠となっているのである。

## (2) イギリス保守党における欧州懐疑主義の諸相と現代型ポピュリズム

ヒース (Edward Heath) 政権がEC加盟を実現した一九七二年当時の保守党では、パウエル (Enoch Powell) のような異端の欧州懐疑派議員も少なからず存在したが、基本的には親・欧州派が党内の主導権を握っていた。その後サッチャー時代を経て、保守党がほぼ完全に今日のような欧州懐疑派の党になったのは、一九九七年総選挙地滑り敗北以

降のことであると思われる。クラーク (Kenneth Clarke) に代表されるかつての親・欧州派議員が保守党から完全に消滅したわけではないが、人数的に見ると党内親・欧州派議員と呼べるのはほぼ数名程度であり、今や党内「絶滅危惧種」と言っても過言ではない。では、EUレファレンダムで「残留」を訴えたキャメロン前首相やオズボーン (George Osborne) 前財務相たちは、親・欧州派と言えるのだろうか。

前述のギフォード他によれば、欧州懐疑主義に関する学術的研究は、タッグアート (Paul Taggart) を中心とする「サセックス学派」(the Sussex School) と、マークス (Gary Marks) などの「ノース・キャロライナ学派」(the North Carolina School) の二大学派を通じて発展してきたとされている。前者は主に詳細な国別のケーススタディや定義づけの精錬にウェイトを置き、後者はどちらかと言うと、幅広いイデオロギー的立場やヨーロッパ横断的な政党と世論、そのイデオロギー的立場の繋がりを強調する。そしてサセックス学派では、欧州懐疑主義を、「ハードな欧州懐疑主義」(hard Euroscepticism) と「ソフトな欧州懐疑主義」(soft Euroscepticism) に区分する。同じ欧州懐疑主義でも前者は、統合の制度的土台を非難したり、その全体的な政策アジェンダを批判したり、あるいは統合のプロジェクトにも原理的に反対するので、EU離脱に執着する。これに対して後者は、拒否されたり批判されたりした特殊な政策のみ<sup>20</sup>に攻撃を限定し、国益を重視した異議申立て程度に留めるので、統合ヨーロッパの枠組み内での競争性は重視する。サセックス学派に基づくと、キャメロンなど保守党内のEU残留派は「ソフトな欧州懐疑主義」に分類してよい。

イギリス保守主義におけるこれら二つの欧州懐疑主義は、政治学者リンチ (Philip Lynch) らによって、図1のように示されている。リンチらによれば、これら以外に「さらなる主権の委譲を支持する保守主義者」は一応「親・欧州派」(pro-European) とされ、それ以外は全て欧州懐疑派として位置づけられている。したがってこの図式に従うと、

図1 イギリス保守主義における欧州懐疑主義の位置づけ

ハードな欧州懐疑主義

「EU離脱志向」 ⇔ 「自由貿易と単一市場に基礎づけられた‘a Norway plus’関係を志向」

ソフトな欧州懐疑主義

「EUに譲った権限の一部取戻しを志向」 ⇔ 「現状維持志向」

出典 P. Lynch and R. Whitaker, ‘Where There is Discord, Can They Bring Harmony? Managing Intra-Party Dissent on European Integration in the Conservative Party’, *British Journal of Politics and International Relation*, 15, 2013, p. 319の図に基づき筆者作成。

キャメロンなどに代表される保守党「残留派」のおそらく大半は、「ソフトな欧州懐疑派」の中の「EUに譲った権限の一部取戻しを志向」する人びと (minimalist revisionists)<sup>(21)</sup> ということになるであろう。

この図式を見ると、イギリス保守主義が欧州懐疑主義と密接に結びつくことが明白であると同時に、興味深い事実があることにも気づく。それは、図1における「ソフトな欧州懐疑主義」の「現状維持志向」派を除く三つの立場全てが、EUやイギリス政府を共通の「敵」として民衆の不満を煽ったり、民衆の利益擁護という立場から攻撃したりする「現代型ポピュリズム」と何らかの形で結びつきやすいという点である。その理由として第一に、三つとも「現状維持志向」ではないので、イデオロギーの違いや党派を越えて、人びとの様々な不満の解消、つまり現状打開を掲げて総動員するためのスローガンがつくりやすくなるからである。第二に、自主性や自律性を何らかの形で重んじるこれら三つの立場全てが、弱められたイギリスもしくはイングランドのナショナル・アイデンティティ、あるいはイングランド性再認識などにも影響しやすくなるからである。そうだとすれば、イギリス保守主義と欧州懐疑主義は、まさに「現代型ポピュリズム」<sup>(22)</sup>を媒介として結びつきやすい関係にある。同時に、両者の関係性は、今日におけるイギリス政治の基本的輪郭を構成しているとも考えられる。

さらにこの図式は、二〇一五年イギリス総選挙結果にも当てはまる。イギリスの憲法学者ボグダナー (Vernon Bogdanor) は、二〇一五年総選挙結果を分析して、次のように解釈している。二〇一五年の総選挙結果は、地域ナショナリズム時代の幕開けであると同時に、社会民主主義の危機を示し、「保守党や労働党などの mainstream parties 対 UKIP や SNP といった new populist parties」という構図で争われ、後者が躍進した (UKIP の得票率が全国第三位、SNP の獲得議席数は第三位)。後者が躍進したのは、EU のおかげでイデオロギーや経済よりもアイデンティティの諸問題 (例えばスコットランド独立問題や移民の流入など) がクローズアップされ、それを巧みに利用したからである。後者の共通点は「イデオロギーの政治」から「アイデンティティの政治」に転換しようとした点であり、それはイギリス政治の新たな価値に光を当てたという点で意味を持つ。<sup>24)</sup>

これに対して主要政党は、グローバリゼーションに取り残された人びとを上手く代表できていないとされている。キャメロンをはじめとする二〇一五年総選挙実施当時の主要政党党首は、いずれもメリトクラットであるため、大衆の利益や感情には疎く、その意味でも主要政党は機能不全に陥っていると云わざるを得ない。そして上記の構図をさらに解剖すると、次のように表すこともできる。即ち「mainstream parties ≡ internationalist ≡ 統治階級の大半・メリトクラット ≡ グローバル化やヨーロッパ統合に共感／ポピュリズムを軽蔑 ≡ EU 残留派」対「new populist parties ≡ nationalist ≡ 一般庶民の大半・取り残された人びと ≡ グローバル化やヨーロッパ統合に反感／ポピュリズムを強調 ≡ EU 離脱派」という構図がそれである。

さらにこの対立の構図は保守党内にも反映され、前者がキャメロンなど「EU 残留派」、後者が一般党員に多いとされる「EU 離脱派」という形で説明がつく。<sup>25)</sup> こうした見方は極めて興味深く、また説得力もあると思われる。なぜ

なら、歴史的に見ると、欧州石炭鉄鋼共同体(ECS C)に象徴される超国家的なヨーロッパ統合の動きにエリート主義が付随していたことは否定できないからである。それゆえヨーロッパ統合やEUに異議を申し立てる欧州懐疑主義は、仮にエリートの立場からであっても、例えばサッチャーがそうだったように、ポピュリズム的なスタイルを採らざるを得なくなるのである。

このように、欧州懐疑主義とイギリス保守主義は、「現代型ポピュリズム」を媒介として、アイデンティティや地域ナショナリズム、グローバリゼーションといった様々な現代的諸問題と繋がりを持ちやすいことが分かる。既述のようにボグダナーは、「社会民主主義・イギリス労働党」が格差是正等の面で現状打開や不満・不安の解消に成功していない状況を指摘しているが、同じことはイギリス保守主義にも当てはまると言えよう。<sup>26)</sup>

### (3) ポストBREXITにおける「欧州懐疑的なイギリス保守主義」のあり方

それでは、二〇一五年イギリス総選挙ならびに二〇一六年EUレファレンダムを経た今日、いわばポストBREXITにおけるイギリス保守主義の課題とは何なのか、そしてまた、イギリス保守主義はどうあるべきなのか。これまでの考察を踏まえると、少なくとも以下の二点は明らかであるように思われる。

第一に、二〇一五年総選挙では、スコットランドでSNPが労働党に取って代わるなど、地域ナショナリズムやポピュリズムが躍進した。これに関して、やや極端な言い方をすると「British politicsの『終わり』の始まり」として位置づけることも可能である。<sup>27)</sup>したがってイングランドでも今後同じことが起きる可能性は否定できない。そうなった場合、既に指摘したように、保守党はこれまでと同じ路線を採るのか、それとも(BREXITによって大願成

就した) UKIPと張り合い、新たなENP (English national party) 路線を採らざるを得ないのか、あるいは二面性を抱えたままで行くのか、党としての方向性がある程度明確にしていく必要があると思われる。

第二に、BREXITを選択した二〇一六年EUレファレンダムは、周知のように、現代イギリス社会の「分断」や「格差」をあらためて印象づける結果となった。YouGovの世論調査結果によると、EU残留 (Remain) 派には「ガーディアンとタイムズの購読者、自民党・緑の党・SNP・労働党の各支持者、三九歳以下の人びと、大卒者、北部アイルランド・スコットランド・ロンドン・ウェールズ各住民、A・B・C1各層、学力の高い層」が多く見られる。これに対し、EU離脱 (Leave) 派は「エクスプレス・メール・サン・テレグラフ購読者、UKIPと保守党の各支持者、五〇歳以上の人びと、ロンドンを除いたイングランド各地域の住民、C2・D・E各層、学歴や学力の低い層」で圧倒的に多かったことが明らかになっているからである。<sup>(28)</sup> こうしてイギリス社会全体に「分断」「偏り」が生じているからこそ、二〇一五年総選挙や二〇一六年EUレファレンダムの結果が、前述したような形で必然的に表れたとも言えよう。

以上二つの変化ないし現象は、ギャンブルも述べているように、あるいは表1からも明らかのように、サッチャー政権期でさらに加速した。しかしそのルーツをさらにたどっていくと、これは戦後一貫した変化・傾向であったとも言える。ギャンブルはこれを「北部と南部の分裂」と捉えて、次のように説明する。「この北部と南部の分裂は、地域の繁栄および失業水準の格差と結びついているように見える。景気後退の衝撃と、それが発端になった資本主義社会のすべての部分での再編成の進行によって、多くの社会階層はさらに分裂した。このため、三分の一社会・三分の二社会——貧民・不熟練労働者・失業者が少数派を形成し、定職・相応の安全・上昇する実質賃金を持つ多数派の市

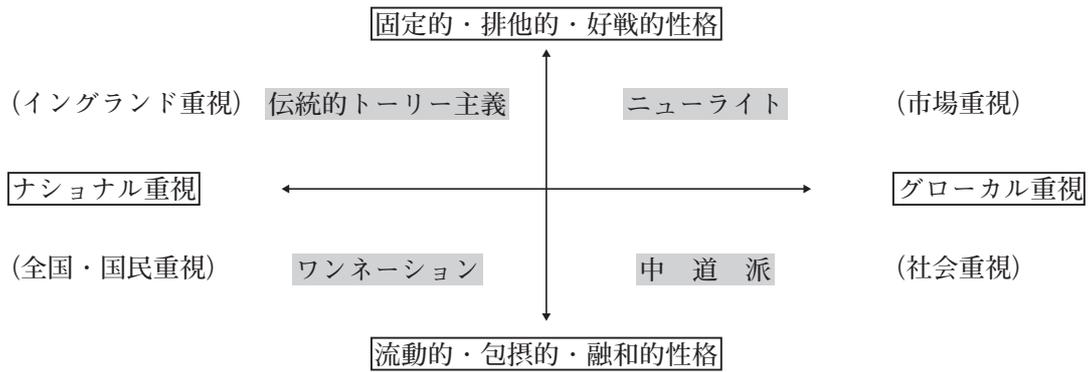
民と向かい合う社会——の登場に対する憂慮が生まれている」(傍線 引用者)。こうして見ると、今日の「欧州懐疑的なイギリス」やBREXITは、世界経済の動向に翻弄された戦後イギリス社会の変質と、その延長線上で捉える必要も出てくる。それに加え、ポスト冷戦期のグローバリゼーションとヨーロッパ統合の進展が、これに拍車をかけたことは言うまでもない。但し、BREXITの結果、あるいはヨーロッパの統合化や経済のグローバル化が進展して、ますます二極化が進む二二世紀今日のイギリスを直視するなら、ギャンブルの(旧い)上記説明に関しては、下線部を入れ替える必要すら出てくるかもしれない。

そこで最後に、BREXITに関連する以上二点を踏まえたくて、政治アクターとしてのイギリス保守主義の課題ならびにそのあり方を、その方向性・イデオロギーの面から検討することにした。政治学者ヒックスン(Kevin Hickson)によると、戦後イギリス保守主義のイデオロギー的立場は、伝統的トーリー主義(Traditional Toryism)<sup>(30)</sup>、ニューライト(New Right)、ワンネーション(One Nation)、そして中道派(Centre)の四つに分類できるとされる。そして、それぞれのイデオロギー的立場の特徴を筆者なりに図式化したものが図2である。

図中の縦軸は各々の「イデオロギー的特性」を、横軸は各々が「重視する項目」を表している。キャメロンの保守主義は、図中の「中道派」に一応分類できると思われる<sup>(31)</sup>。保守党が「統治政党」ないし「責任政党」であり続けたのであれば、今後とも基本的にはこの立場に立脚していく必要がある。「曖昧でその成果が分かりにくい」といった批判も少なくないとはいえ、この立場のみ、「悪い意味での極端な」ポピュリズムに過度に陥ることなく、しかも現在の「分断」したイギリス社会の融和を図ることも、理念上可能になると考えられるからである。

しかし他方で、BREXITという現実を考慮するならば、中道派に加えて、「伝統的トーリー主義」か「ワン

図2 戦後イギリス保守主義の4大イデオロギー的立場



※①～④の共通点……「個人の自由の尊重」「平等への反対」

出典 K. Hickson, *The Political Thought of Conservative Party since 1945*, 2005の内容を参考に筆者作成。

ネーション保守主義」か、どちらかに軸足を置くかについても検討していかなくてはならないであろう。仮に「SNPのスコットランド」が今後も続き、「(EUに加盟した)独立国家スコットランド」が誕生した場合、イギリス保守主義という政治アクターは、「伝統的トリー主義」に傾倒していくのであろうか。そうになると、イングランドに基盤を置くUKIP型ポピュリズムへの傾斜という可能性も出てくるかもしれない。いずれにせよ、イギリス保守主義者が連合王国の解体<sup>32</sup>を何としても回避したいのであれば、さしあたっては「中道派」の立場に依拠しつつ、「ワンネーション保守主義」の現代版ないし改訂版のようなものを新たに構築していくしかないかと思われる。

以上の考察を踏まえると、ポストBREXITにおけるイギリス保守主義の課題は、前述のアイデンティティの問題をはじめ、地域ナショナリズムや現代型ポピュリズムとの「つきあい方」「距離の置き方」をどうするのか、これに尽きると言っても過言ではない。

#### 4. 結びにかえて

本稿は、イギリス保守主義と保守党を、イギリスで半分機能不全に陥った一つの政治アクターとして位置づけた。国内では最早イングランド地域しか代表し得ない（しなくてもよい）現状こそイギリス保守主義の問題点だとすれば、問題点の本質は、イギリス保守主義の「アイデンティティ」に関わる——ブリティッシュユネスカイングリッシュユネスカ、という——ジレンマと、そこからなかなか抜け出しにくい現状に求められると言つてよい。

また、これまでの考察に基づくと、イギリス保守主義に関しては、今や連合王国全体の統治資格がやや弱体化していることを認めざるを得ない。さらにイギリス保守主義は、欧州懐疑主義あるいはイングランド性などを媒介に、「現代型ポピュリズム」と今まで以上に結びつきやすい状態になっていることも明らかとなった。言い換えると、今日のイギリス保守主義は、欧州懐疑主義との繋がりを保ちつつ、他方で欧州懐疑主義のポピュリズム的要素が何らかの理由で表面に出ると、既成の政治アクターや実際政治に対する有権者の不満や不信を吸収する存在となりやすい。それゆえ現在ではイギリス保守主義でさえ、政治的異議申立てのスローガンやツールとしての役割を果たすことにもなり得るのである。

したがって、今日のイギリス保守主義が抱える課題の一つは、イングランドという一国内地域のナショナルリズムにどの程度軸足を置くのかという問題に加え、「反・EU」反・エリート／エスタブリッシュメント」という形で具現しやすい現代型ポピュリズムと「どのように向きあうか」、あるいは「どの程度距離を置くか」、という点にも見出せると言える。

いずれにせよ今回のBREXITは、EU（の影響力増大とその問題点の拡大）に対するイギリス側の単なる異議申立てとして理解するだけでは不十分と言わざるを得ない。むしろ、戦後イギリス政治経済をめぐる諸問題の蓄積、それに対する有権者の不満、あるいはイギリス保守主義に生じている機能不全という視座から、さらには、イギリス保守主義に内在する複雑性・多様性や、その変質にも関連づけて説明すべき現象なのである。

- (1) EUレファレンダムの結果は以下のとおり ( ) の数字は得票率  
・ EU残留支持：一六、一四一、二四一票 (約四八%)  
・ EU離脱支持：一七、四一〇、七四二票 (約五二%) 投票率 七二・二%
- (2) イギリス保守主義に関する捉え方については、渡辺容一郎『イギリス政治の変容と現在』晃洋書房、二〇一四年、第六章を参照されたい。
- (3) David Butler and Gareth Butler, *British Political Facts*, tenth edition (Basingstoke : Palgrave Macmillan) 2011, p. 158.  
Alistair Clark, *Political Parties in the UK* (Basingstoke : Palgrave Macmillan) 2012, p. 26.
- (4) A. Clark, *op. cit.*, p. 25 の図2-1を参照。
- (5) D. Butler and G. Butler, *op. cit.*, pp. 272-273.
- (6) Andrew Gamble, 'The Conservatives and the Union : The "New English Toryism" and the Origins of Anglo-Britishness', *Political Studies-Review*, 14-3, 2016, p. 360.
- (7) *Guide to the House of Commons 2015* (London : Times Books) p. 24.
- (8) キャメロンの保守主義は、例えばサッチャリズムとは異なる「現代的で、思いやりのある保守主義」(modern, compassionate Conservatism)、「リベラル保守主義」(liberal Conservatism)などと表現される。キャメロンが標榜した「リ

ベラル保守主義」は、経済面では従来どおりネオ・リベラリズムであるが、他方でNHSの役割を重視したりもするし、さらには同性愛者の婚姻などを容認する「社会リベラル」でもある。さらにそのイデオロギー的特徴として、従来のな「政府」や「市場」の役割以上に、「社会」や「集団」、そして「共同体の中の個人」などの役割にウェイトを置く。したがって、キャメロンの保守主義は「中道的かつプラグマティックな保守主義」と評されることもある。

こうした一連のキャメロン保守主義の分析については、渡辺容一郎「デーヴィッド・キャメロンの『大きな社会』構想とイギリス保守主義」（『政経研究』第五二巻第四号、日本大学法学会、二〇一五年）、あるいは渡辺容一郎「二〇一〇年連立政権とキャメロン保守党」（『法学紀要』第五七巻、日本大学法学研究所・政経研究所、二〇一六年）などを参照されたい。

(9) A. Gamble, *The Free Economy and the Strong State The Politics of Thatcherism*, (Basingstoke: Macmillan) 1988, pp. 213-214. (小笠原欣幸訳『自由経済と強い国家 サッチャリズムの政治学』みすず書房、一九九〇年、二八五―二八六頁)。

(10) こうした問題に関連して、奇しくも二〇一六年のイギリス政治学会 (PSA) では、その学術誌 *Political Studies-Review* (14:3, 2016) に、「イギリス政治とイングランド性」に関する合計八本の寄稿論文に基づき誌上シンポジウム「the Dilemmas of Political Englishness」を企画・掲載している。本稿でも引用し、註(6)に挙げているギャンブル論文も、その中に掲載された論文の一つである。

(11) イングランド内各地域 (region) で「離脱」に投票した人の割合は、以下のとおり（上位順）。

ウエストミッドランド	五九・三%
イーストミッドランド	五八・八%
ノースイースト	五八・〇%
ヨークシャー・アンド・ザ・ハンバー	五七・七%
イースト	五六・五%
ノースウエスト	五三・七%
サウスウエスト	五二・六%

サウスイースト 五一・八%

ロンドン 四〇・一%

‘EU referendum : The result in maps and charts-BBC News.’ BBC

<http://www.bbc.com/news/uk-politics-36616028>

- (12) Chris Gifford, *The Making of Eurosceptic Britain*, second edition (Surrey : Ashgate) 2014, p. 1.
  - (13) *Ibid.*, p. 1.
  - (14) *Ibid.*, pp. 1-2.
  - (15) *Ibid.*, p. 7.
  - (16) なお、このような見地から二〇一六年EUレファレンダムとBREXITを分析した研究成果として、渡辺容一郎「二〇一六年EUレファレンダムの一考察：保守主義とイングランド性の見地から」(『日本選挙学会年報 選挙研究』第三二巻第二号、日本選挙学会／木鐸社、二〇一七年)を参照されたい。
  - (17) C. Gifford, *op. cit.*, p. 7.
  - (18) Matthew Goodwin, ‘UKIP, the 2015 General Election and Britain’s EU Referendum’, *Political Insight*, Political Studies Association, October 2015, pp. 13-15.
  - (19) Robert Leach, *Political Ideology in Britain*, third edition (London : Palgrave) 2015, p. 197.
  - (20) C. Gifford, *op. cit.*, p. 2.
  - (21) Philip Lynch and Richard Whitaker, ‘Where There is Discord, Can They Bring Harmony? Managing Intra-Party Dissent on European Integration in the Conservative Party’, *British Journal of Politics and International Relations*, 15, 2013, p. 319.
- なお、リンチらは、ヨーロッパ統合問題に関連して、イギリス主要政党の場合、「野党期」より「与党期」のほうが政府としてEUとの直接交渉を余儀なくされるため党内分裂しやすいこと、自民党との連立に伴い、キャメロン保守党内で反EU派が増大したことなども指摘している。

(22) 周知のように、ポピュリズムの意味や発現形態は多様であるため、その定義づけも容易ではない。本稿では、現代型ポピュリズムという概念を、「イデオロギーの左右を問わず、既存の政治権力やシステム、エリート、あるいは排除すべき何らかの存在を『敵』と見なして非難の対象としたり攻撃したりするなどして、民衆の不満を一時的に逸らしたり民衆の不安を煽ったりするスタイルの政治手法、ならびにそうした手法を正当化する政治思想や運動」と、幅広く特徴づけて用いている。

(23) 主要政党別二〇一五年イギリス総選挙結果の概要は以下のとおり。

定数	六五〇議席	投票率	六六・一%
保守党	三三二議席	得票率	三六・九%
労働党	二三一議席	得票率	三〇・四%
SNP	五六議席	得票率	四・七%
自民党	八議席	得票率	七・九%
(その他)			
UKIP	一議席	得票率	一一・六%
			ほか

(24) Vernon Bogdanor, 'The British General Election of 2015 and the Rise of the Meritocracy', *The Political Quarterly*, 87-1, 2016, pp. 39-41.

(25) *Ibid.*, pp. 42-45.

(26) *Ibid.*, p. 44.

(27) Cf. John Curtice, 'General Election 2015 : Business as Usual or New Departure?', *Political Insight*, September 2015, Political Studies Association, UK.

渡辺容一郎「二〇一五年イギリス総選挙に関する一考察——労働党の敗因と二大政党の課題——」『政経研究』第五二巻第四号、日本大学法学会、二〇一六年）。

(28) <http://ig.ft.com/sites/brexit-voices/> ほか。

因みにイギリスにおける社会階層および職業分類は以下のとおりである。

A層（上級管理職および上級専門職）、B層（中級管理職および専門職）、C1層（一般事務職）、C2層（熟練労働者）、D層（半熟練・非熟練労働者）、E層（失業者、年金生活者等）

(29) A. Gamble, *op. cit.*, p. 214. (前掲訳書、二八六頁)。

(30) Kevin Hickson, *The Political Thought of the Conservative Party since 1945*, (Basingstoke : Palgrave Macmillan) 2005, pp. 1-90, pp. 209-222.

ヒックソン・モデルで示された「イギリス保守主義四大イデオロギー的立場」それぞれの特徴は、以下のようになっている。

・「伝統的トリー主義」：伝統的社会構造の中での個人の自由、最小国家に基づく個人への不干涉、イングランド性を中心としたナショナル・アイデンティティ、牧歌的側面と好戦的側面

・「ニューライト」：効率と自由、国家介入批判ほか

・「ワンネーション」：自由市場主義と介入主義、ディズレーリイ的理念、社会問題に対する国家介入、思いやりのある保守主義

・「中道派」：コミュニティと個人の自由との関連を重視、公共サービス改革、党内対立の融和、プラグマティックな態度と党への忠誠

(31) キャメロン保守主義の詳細な分析については、前掲拙稿などを参照されたい。

(32) この点について、EUレファレンダム実施から一週間後に行われた YouGov 世論調査で「一〇年後連合王国が現状のまま存在していると思うか」という問いに対する回答結果によると、「四大テリトリーがそのまま one nation という形で存続すると思う」という回答が二二%だったのに対し、「スコットランドのみ独立すると思う」は二七%、「連合王国はさらに分裂・崩壊・解体すると思う」は三二%となっており、連合王国存続を予測する回答者が五人に一人程度しかいなかった点も注目される。 <https://yougov.co.uk/opi/surveys/results>

(33) この点について、キャメロンの後継保守党党首・首相に就任したメイ (Theresa May) は、就任後初めて実施された

二〇一六年一〇月の年次党大会において、出身階級などにとらわれず機会の均等を目指す「新しい中道の基盤」(New Centre Ground) という新方針を表明した。『朝日新聞』二〇一六年一〇月二四日ほか。  
紙幅とテーマとの関係上、これに関する分析は、別の機会に譲ることとしたい。

〔付記〕 本稿は、二〇一六年度日本政治学会研究大会報告論文「BREXITの政治学…イギリスの保守主義と欧州懐疑主義」(未定稿)を大幅に修正し、加筆した内容である。学会当日は、討論者をはじめ会員諸氏から貴重なコメントやアドバイスを戴いた。記して感謝の意を表したい。

## 日本企業における定年制度の実態と問題点

谷田部 光 一

### 一 はじめに

人材マネジメントにおける雇用管理の領域で中心的な役割を担う人材フロー施策は、採用管理、配置・異動管理、退職管理で構成される。本項はこのうち退職管理、とりわけ定年制度に関して考察する。

現在、日本において定年制度は当然の仕組みと受け止められている。しかし、国家公務員や地方公務員には特定の職種を除き、一九八五年三月三〇日以前は定年制がなかったし、今日、民間でも小規模零細企業中心に定年制度がない企業や、制度はあっても実態として適用しない企業がある。労働法の学説には定年を違法、無効の制度だと解釈する立場があるし、労働経済学からは定年制を不合理であつて、年齢にかかわらず働くことができる社会にすべきだという主張もある。ただ、一般的には企業だけでなく労働者からも、限定付ながら今日の日本社会で定年制の存在は受

容されているように見える。米国の年齢差別禁止法を援用して、定年は年齢による差別だと主張する声は多数派ではない。

ところで、本稿が考察の対象とするのは、あくまで民間企業における定年制度である。しかし、民間企業の人事システムといえども社会事情や経済情勢、それを受けた社会政策や労働政策、労働法政策からは無縁ではあり得ない。少子高齢化に伴う人口減少、労働力人口の減少と、他方における平均寿命・余命の伸長が絡んだ年金受給年齢の引上げなど、企業の定年制度、定年管理に影響を及ぼす外部要因は複雑で数多い。現在、こうした要因を背景に具体的に企業に要請されているのは、定年年齢の延長や定年後における継続雇用である。

本稿では日本企業における定年制度の導入と運用の実態、定年制度が担う役割、機能と問題点を論究し、それを踏まえた上でこれからの定年制度のあり方を考える。日本企業における定年制度は企業内高齢労働者に関する退職管理の重要な柱であるが、ピンポイントとしての定年以外にも、早期退職優遇制度、選択定年制、定年前出向・転籍、定年時移籍制度、勤務延長・再雇用制度など退職管理として検討すべきことは多く、これらに関しても論じなければ企業内高齢者の退職管理は完結しない。しかし今回は主として狭義の定年制度、とくに定年年齢を中心に、継続雇用制度（勤務延長・再雇用）に関しても考察し、その他については次の機会に譲ることにする。

本稿の大まかな構成は次のとおりである。まず定年制度について筆者なりに定義づけ、定年制度が持つ役割、機能を整理する。次に高年齢者雇用安定法の改正経緯を概観した上で、日本企業における定年制度の導入・運用実態を統計資料に基づいてやや詳しく把握する。さらに、定年延長や継続雇用の阻害要因、再雇用制度の実像、定年制度が持つ不合理さなど定年制の諸問題を多角的に検討する。最後はむすびにかえてこれからの定年制度のあり方として「選

択型ゾーン定年制度」を提案する。

## 二 定年制度の定義と役割、機能

### 1 定年制度の定義と定年制度の有効性

定年制度とは、企業が定める一定の年齢に従業員が達したことにより労働契約が終了し、退職する制度のことである。実際の定年制度には、このようにあつさりした記述以上の要素が含まれている。たとえば労務管理と題した文献では、「定年制とは従業員が一定の年齢に到達したときに自動的かつ無差別的に雇用関係を終了せしめる制度であり、強制退職 (compulsory retirement or mandatory retirement) がその本質である。」<sup>(1)</sup>と定義されている。

また、人的資源管理と題したテキストでも、「定年制 (一律) とは、従業員の雇用継続の意思と仕事能力を問わず、ある一定年齢になったことを理由に自動的に退職させる制度のことである。」<sup>(2)</sup>と定義づける。一方、労働法の論文における定義では、「定年制とは、労働者が一定の年齢 (定年) に達したことを理由に、同人の労働継続の意思や能力の有無にかかわらず、一律に労働契約を終了させる制度をいう。」<sup>(3)</sup>と、従業員の意思や能力の有無を問わないことは前二著と同じだが、「労働契約の終了」という表現になっている。

その他の多くの文献をみても、ほぼ同様な定義づけをしている。それらの定義に含まれる要素は、①企業が定める一定年齢に達したことにより (定年年齢到達を理由として)、②労働者個人の労働能力の有無にかかわらず (労働能力を判定せず)、③労働者の労働継続の意思を問わず (意思表示がなくても)、④自動的に (一律・機械的に、無差別的に)、⑤

労働契約（雇用関係）が終了する（退職させる）、などである。<sup>(4)</sup> これらの要素を踏まえて、筆者自身は定年制度を次のように定義づけることにする。

「定年制度とは、①企業の就業規則等に定める一定年齢に到達したことを理由に、②労働者の労働能力の有無、程度にかかわらず、③労働者の労働継続意思の有無を問わず、④原則として自動的、一律に、⑤労働契約（雇用関係）を終了させ、⑥退職させる制度である。」

他の研究者の定義と比較した筆者の定義の特徴は、④の自動的、一律に「原則として」を付けた点である。これは、後述するように、定年制度（定年年齢）が厳格な制度から、労働法政策の影響もあって今日は柔軟な制度に変化し、実態として定年年齢がピンポイントでなくゾーン化していることを反映させたものである。

なお、各企業の実業規則には、たとえば「従業員の定年は六〇歳とする」と規定する例が多い。「年齢計算ニ関スル法律」によれば、応当日（誕生日）の前日の満了つまり午後一二時に定年に達することになる。ただこれも各企業の実業規則によれば、実際の退職日は六〇歳到達日（誕生日の前日）や誕生日だけではなく、賃金計算との関係などから、定年到達日が属する賃金締切日、定年到達日が属する月の月末とするケースも多い。さらに、業務の引き継ぎや退職金原資との関係からか、定年到達日の属する四半期末、半期末、年度末とする企業もある。同じ六〇歳定年でも、規定と運用方法によっては一年近く退職日が異なってくる。

ところで、日本の企業で五五歳定年が一般的だったところ、労働法学では定年制が違法・無効か有効かという議論が盛んだったし、<sup>(5)</sup> その後も年齢差別法的な視点が加わって議論がなされている。<sup>(6)</sup> 人材マネジメントの立場からも、後述するように定年制度には不合理な面があることを否定できないが、問題点をはらみつつも一定の機能を果たしなが

ら日本企業の労使に受容されてきた<sup>(7)</sup>。本稿では、現時点で法的に無効とまではいえない、という考え方をとる<sup>(8)</sup>。

また、同じく労働法学では、定年制は労働契約を定年年齢到達により自動的に終了させる「定年退職制」か、定年到達を解雇事由とする「定年解雇制」か、という法的性質に関する対立もある<sup>(9)</sup>。解雇であれば解雇法制の適用で労働者が保護される範囲が広がるからである。定年制（の規定）はすべて解雇であるという学説の一方で、定年制は規定の内容によって退職制と解雇制に区別されるとする学説・判例がある。なお、実際の企業における一般的な就業規則では、退職と（普通）解雇が規定されている章や節の中で、退職事由の類型を列記した条文にその一つとして定年制を記載したうえで、あらかじめ別の条文で定年制の具体的内容を規定している。たとえば「従業員の定年は六〇歳とし、定年に到達した日の属する月の末日をもって退職する」などと、企業実務では定年解雇制と解釈されないような規定方法や文言の工夫をしているのが実態である。筆者は企業の現実から多くの定年制度は定年退職制であるが、規定の仕方や文言、運用実態によっては定年解雇制と解釈できるケースもあると考えている。

## 2 定年制度の役割、機能

定年制度の役割、機能を先行研究<sup>(10)</sup>も踏まえて筆者なりに整理したのが表1である。企業側からみた役割・機能と従業員側からみた役割・機能に分け、また役割・機能をメリットと捉え、デメリットも併せて列挙した。

企業側からみた定年制度の役割・機能（メリット）は、以下のように多彩である。まず、定年までの長期継続雇用慣行により労働力が定着し、長期雇用による雇用と生活の安定から従業員の企業帰属意識が醸成され、それに伴いモチベーションやモラル（士気）の維持・向上が図られる。長期的な人材育成が可能だし、長期的にみた人材育成計

表1 定年制度の役割・機能（メリット）とデメリット

<p><b>【企業側からみた定年制度の役割・機能（メリット）】</b></p> <p>1. 定年までの長期継続雇用慣行を前提とした          ①労働力の定着 ②企業帰属意識の醸成 ③モチベーションの維持・向上          ④モラルの維持・向上 ⑤長期的人材育成 ⑥長期的人員計画</p> <p>2. 年功的賃金制度が残る場合の          ⑦人件費増大の抑制 ⑧人件費総額の一定範囲への抑制</p> <p>3. 人事管理・昇進管理における          ⑨昇進の遅れ・人事停滞の予防 ⑩人事の刷新 ⑪組織の活性化</p> <p>4. 雇用調整の観点からみた          ⑫一律・自動的な雇用関係の終了 ⑬企業内労働力の新陳代謝          ⑭緩やかな雇用調整 ⑮良好な労使関係の維持（雇用調整をめぐる労使紛争の回避）</p> <p><b>【企業側からみた定年制度のデメリット】</b></p> <p>①有能な人材（労働力）の喪失 ②企業独自のノウ・ハウの流失</p>
<p><b>【従業員側からみた定年制度の役割・機能（メリット）】</b></p> <p>①定年までの雇用と収入の保障＝生活の安定（の期待）          ②長期的な職業生活設計 ③能力開発・自己啓発への動機づけ</p> <p><b>【従業員側からみた定年制度のデメリット】</b></p> <p>①雇用（働く場、機会）の喪失＝生活の不安          ②働く意欲の減退・喪失          ③培った職業能力を生かす機会の喪失</p>

出所：筆者作成。

画も立てることができる。人件費管理の面では、とくに年功的賃金制度の場合に顕著だが、定年により高賃金者が退職することで、人件費の増大が抑制され、人件費総額を一定範囲内に納める効果が期待される。人事管理面では、定年退職者が出ることで後に続く従業員の昇進の遅れ・人事の停滞が予防され、人事が刷新され、組織が活性化する蓋然性が高まる。雇用調整の側面からみると、定年年齢による雇用関係の終了で一律・自動的な雇用調整が行われ、企業内労働力の新陳代謝に寄与する。客観的な定年年齢を基準とする緩やかな雇用調整は、良好な労使関係の維持（雇用調整をめぐる労使紛争の回避）につながる。

従業員側からみた定年制度のメリットは、原則として定年まで雇用と収入が保障され

るので、生活の安定が期待され、長期的な観点からの生活設計が可能になり、その企業が必要とする職業能力の自己開発や自己啓発への動機づけとなる。このように、従業員にとって定年制度は「雇用保障機能」の側面も持つが、前述したように企業からみれば「雇用調整機能」を持っている。雇用調整機能と雇用保障機能を併せ持っているのが定年制度の特徴といえよう。またこれまでみたように、定年制度の役割・機能は、企業にとってのメリットのほうが圧倒的に多い。

一方、年齢基準で一律に適用される定年制度のデメリットは、なんといっても企業にとってまだ必要とする有能な人材（労働力）の喪失、併せて企業独自のノウ・ハウの流失をもたらすことである。従業員にとっては雇用（働く場と機会）の喪失であり、ひいては生活不安を招来する場合がある。また、定年経験は継続して働く意欲を減退あるいは喪失させ、さらに、培った職業能力を生かす機会を失うこと<sup>(1)</sup>で、人生の充実感も減殺する。以上のように、定年制のデメリットは、従業員にとってのデメリットのほうが大きい。定年制度の問題点に関しては後段で詳しく検討する。

### 三 高年齢者雇用安定法の改正経緯と定年制度の実態

#### 1 高年齢者雇用安定法の改正経緯

日本企業における定年制度の実態に関しては次節で把握、検討することにして、ここでは日本企業の定年制度とその運用に強い影響を持つ労働法政策、具体的には「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高年齢者雇用安定法）の改正経緯を概観する。表2が高年齢者雇用安定法の二〇一二年までの七回の改正のうち、シルバー人材センター事

表 2 高齢者雇用安定法の改正経緯

改正法公布・施行年月	定年制・継続雇用等の改正内容
(1) 1986年(昭和61年)4月30日公布 1986年10月1日施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律の題名を現在のものに改正</li> <li>・定年を定める場合は60歳を下回らないように務める (努力義務)</li> </ul>
(2) 1990年(平成2年)6月29日公布 1990年10月1日施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・60歳以上の定年に達した希望者に対し65歳までの再雇用に務める (努力義務)</li> </ul>
(3) 1994年(平成6年)6月17日公布 1998年(平成10年)4月1日施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定年を定める場合は60歳を下回ることができない (義務化)</li> <li>・定年到達後の希望者に対する65歳までの継続雇用に務める (努力義務)</li> </ul>
(4) 2000年(平成12年)5月12日公布 2000年10月1日施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳未満の定年を定める事業主は、定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による65歳までの安定した雇用の確保措置＝「高齢者雇用確保措置」を講ずるように務める (努力義務)</li> </ul>
(5) 2004年(平成16年)6月11日公布 2006年(平成18年)4月1日施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳未満の定年を定める事業主は、65歳までの安定した雇用を確保するため次の「高齢者雇用確保措置」のいずれかを講じなければならない (義務化)               <ol style="list-style-type: none"> <li>① (65歳への) 定年年齢の引上げ</li> <li>② (65歳までの) 継続雇用制度の導入</li> <li>③ 定年制の廃止</li> </ol> </li> </ul>
(6) 2012年(平成24年)9月5日公布 2013年(平成25年)4月1日施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ただし、老齢厚生年金(定額部分)支給開始年齢の段階的引上げに対応して、義務化年齢を2013年度までに段階的に引上げ</li> <li>・また、継続雇用制度には労使協定等で適用対象者の基準を定めることができる</li> <li>・継続雇用制度の対象者を労使協定で定める基準で限定できる仕組みの廃止</li> <li>・ただし、既記上記基準を設けている事業主については、老齢厚生年金(報酬比例部分)支給開始年齢の段階的引上げに対応して、2025年3月末まではその基準を有効とする12年間の経過措置を設ける</li> </ul>

出所：筆者作成。

- (注) 1. 高齢者雇用安定法の定年制および継続雇用等の内容に焦点を当てた。  
2. 施行年月日も定年制および継続雇用関係条文の施行年月日である。

業に関する一九九六年の改正を除く六回の改正について、筆者がまとめたものである。<sup>⑫</sup> 定年制と継続雇用の年齢的な面に焦点を絞り、定年と継続雇用に対する行政による指導、助言、勧告などの各種措置については省略した。

まず、一九八六年に「中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法」を改正して法律の題名を現在のように変え、事業主が定年を定める場合は六〇歳を下回らないように努めるものとする（努力義務）と、法律上初めて定年に関して六〇歳という具体的な年齢が表記された（同年一〇月一日施行）。次の九〇年改正では、六五歳までの再雇用を努力義務としたが、ここでも六五歳という具体的な年齢が示されている（同年一〇月一日施行）。

九四年改正では、定年を定める場合には六〇歳を下回ることができない、つまり六〇歳（以上）の定年年齢を義務化し、また定年到達後の希望者を六五歳まで継続雇用することを努力義務とした。初めて六〇歳定年が法律上義務化された改正であり、施行は企業の移行実務に配慮して四年後の九八年四月一日である。なお、九四年には年金制度改革法が成立し、老齢厚生年金の「定額部分」の支給開始年齢を、二〇〇一年度から一三年度まで段階的に六〇歳から六五歳まで引き上げることが決まった（女性は五年遅れで実施）。

二〇〇〇年改正では、六五歳未満の定年を定める事業主は、定年の引き上げ、継続雇用制度の導入等により、六五歳までの安定した雇用の確保措置Ⅱ高年齢者雇用確保措置を講ずることが努力義務とされた（同年一〇月一日施行）。なお同年の年金制度の法改正で、老齢厚生年金の「報酬比例部分」の支給開始年齢を、二〇一三年度から二五年度まで段階的に引き上げることが決定している（女性は五年遅れで実施）。

〇四年の改正は企業実務に大きなインパクトを及ぼすもので、六五歳未満の定年を定める事業主は、次の高年齢者雇用確保措置のいずれかを講ずることが法的に義務化された。雇用確保措置の内容は、①（六五歳への）定年年齢の

引上げ、②（六五歳までの）継続雇用制度の導入、③定年制の廃止であり、施行は二年後の〇六年四月一日であった。ただし、老齢厚生年金（定額部分）の支給開始年齢の段階的引上げに対応して、義務化年齢は一三年度までに段階的に引き上げればよい。また、②の継続雇用制度に関しては、労使協定で制度の適用対象者を限定する基準（選別基準）を設けることが認められる。さらに労使協議が整わない場合は、就業規則その他これに準ずるもので基準を設定することができたが、この特例は従業員三〇一人以上の企業が二〇〇九年三月三十一日、同三〇〇人以下の中小企業は一一年三月三十一日で終了した。

一二年の改正で、継続雇用制度（勤務延長制度や再雇用制度）の適用対象者を労使協定で設定する基準により限定できる仕組み（選別基準制度）が廃止された（一三年四月一日施行）。つまり、六五歳までの継続雇用を希望する従業員については、解雇・退職事由に該当しない限り、全員を雇用する義務が事業主に生じるのである。なお、継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲は、グループ企業等の「特殊関係事業主」（法第九条第二項）に拡大されている。基準で対象者を限定する仕組みは廃止されたが、既に労使協定で基準を設定している事業主については、老齢厚生年金（報酬比例部分）支給開始年齢の段階的引上げに対応して、二〇二五年三月三十一日までの間は、経過措置としてその基準は効力を有することになっている。老齢厚生年金（報酬比例部分）の支給開始年齢に到達した以降の従業員を対象に、その基準が適用できるのである。

## 2 日本企業における定年制度の実態

ここでは、日本企業における定年制度の実態を、前節で概観した高年齢者雇用安定法（高年法）の改正と関連させ

ながら把握する。

### (1) 定年制度の成立と史的変遷の概要

先行研究<sup>13)</sup>によると、日本で最初に定年制を実施したのは、記録に残っているものとしては一八八七年（明治二〇年）の海軍火薬製造所ではないかといわれている。定年制度はその後、明治時代中期から後期にかけて官営工場や民間大企業で導入され、大正時代に産業界全体に徐々に普及していき、昭和初期に大企業における人事労務管理施策の一つとして確立するようになった。そのころの定年年齢は、五〇歳か五五歳であった。第二次世界大戦下の労働力不足で、昭和一〇年代に定年制の適用が一時中止されたこともあったが、終戦後の昭和二〇年代前半（一九四五年―五〇年）の労働力過剰期に復活あるいは新規に導入された。その場合の定年年齢は五五歳が多かった。続く一九五〇年代には、五五歳定年制が大企業中心に日本企業に広まっていった。そして今日では多くの日本企業に定年制度が定着している。

### (2) 統計からみた定年制度の導入状況

以上の定年制度に関する歴史的な変遷の詳細については先行研究の文献に譲り、以下では、高年法が成立した一九八六年（昭和六一年）以降を中心に実態を把握する。表3は、厚生労働省の「雇用管理調査」（二〇〇四年で調査廃止）と、定年制度調査に関してはそれを引き継いだ同「就労条件総合調査」から、定年制度の有無と定年年齢の推移を筆者が作成したものである。調査年は、改正高年法の公布と施行年（前掲表2参照）の前後を抜粋した。なお、八五年以前は雇用管理調査を開始した六八年（調査時点は六七年二月三日現在）から五〜六年間隔で調査年を抜粋している。

表3に掲げた調査年に限定して定年制度のある企業割合を規模計でみると、六八年の69・0%から八〇年に82・2%

と八〇%台になり、九五年からは安定的に九〇%台を継続しているが、最近やや減少して直近の二〇一五年調査では92・6%である。規模計の割合が一九六〇年代から九〇年代にかけて増加したのは、表3では省略しているが中小規模の企業で定年制を導入ようになったからである。たとえば三〇〜九九人規模では、六八年の実施割合が51・0%で、八〇年76・5%、九五年88・7%と次第に増加した。一方、五〇〇人以上規模の実施割合は、六八年で既に93・7%、八〇年99・5%、九五年99・7%であり、早くから大企業ではほとんどの企業で定年制を実施している。二〇一五年では、三〇〜九九人が90・2%、一〇〇人以上（規模区分が変わった）は99・7%である。

調査は母集団である日本企業の規模別企業数に比例して標本を抽出するので、規模計の数値は圧倒的に数の多い中小企業の実態を反映することになる。定年制の実施企業割合の増加は、中小企業の実施割合の増加を表しているのである。もともと中小企業とくに小規模・零細企業では定年制の規定を持たないところが少なくなかった。人材マネジメントの管理レベルが上がることのほか、高年法の成立・施行・改正による逆機能によって、定年制が無かった企業でも導入するところが増加して、今日では九割の企業で実施していることになる。なお、表3で最近定年制の実施割合が若干減少しているのは、後述するように、「高年齢者雇用確保措置」で定年制を廃止する企業がわずかながら存在するからである。

### (3) 定年制の形態

表3によると、定年制度のある企業で定年制を一律に定めている企業の割合は、企業規模計で一九六八年74・2%、八五年80・5%、八七年90・1%と次第に増加し、直近の二〇一五年は98・1%である。このように、今日では定年制を一律に定めている企業が圧倒的に多い。「一律」の内容には定年制度の運用基準も含まれるが、中心は定年年齢で

表3 定年制度の有無と定年年齢

(単位：%)

年	定年制度		一律定年制の定年年齢（一律定年制企業=100.0）				
	有り	うち一律定年制	55歳以下	56歳～59歳	60歳	61歳～64歳	65歳
1968(昭43)	69.0	74.2	63.5	14.2	20.6		1.5
1974(昭49)	66.6	65.7	52.3	12.3	32.4	0.4	2.6
1980(昭55)	82.2	73.0	39.7	20.1	36.5	0.7	2.5
1985(昭60)	87.3	80.5	27.1	17.4	51.0	2.1	1.8
1987(昭62)	89.2	90.1	23.3	18.0	53.9	2.3	2.4
1989(平1)	88.5	93.0	21.2	17.0	57.6	1.1	2.9
1991(平3)	90.8	95.5	15.1	14.0	66.4	1.2	3.1
1993(平5)	88.2	96.3	9.7	10.3	73.9	1.6	4.4
1995(平7)	91.8	96.8	7.6	6.6	78.6	1.7	5.4
1997(平9)	94.5	96.0	4.6	5.2	82.0	1.5	6.6
1998(平10)	91.3	94.7	3.3	3.4	86.7	1.4	5.1
1999(平11)	90.2	97.1	0.5	0.4	91.2	1.8	6.2
2001(平13)	91.4	96.4	0.5	0.5	90.6	1.6	6.7
2003(平15)	92.2	97.5	1.1		89.2	2.7	6.8
2005(平17)	95.3	97.6	0.1		91.1	2.5	6.1
2007(平19)	93.2	98.4			86.6	4.2	9.0
2011(平23)	92.9	98.9			82.2	3.7	13.1
2014(平26)	93.8	98.9			81.8	2.6	14.5
2015(平27)	92.6	98.1			80.5	2.6	16.1
2015・規模別							
1,000人以上	99.7	93.3			91.2	2.9	5.7
300～999人	99.3	95.3			89.9	2.6	7.4
100～299人	97.7	97.4			86.1	3.2	10.1
30～99人	90.2	98.7			77.5	2.3	19.2

出所：厚生労働省「雇用管理調査」（2003年以前）、同「就労条件総合調査」（2005年以降）

- (注) 1. 1968年は前年の12月31日現在、1974年以降は当年1月1日現在の調査。  
 2. 調査対象は、2007年以前が「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」、2008年からは「常用労働者が30人以上の民営企業」に範囲を拡大し、さらに2015年からは会社組織以外も含む「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、新に「複合サービス業」を含めた。  
 3. 一律定年制の数値は定年制有りの企業を100.0とした割合。  
 4. 「66歳以上定年」は割合が少ないため省略した。

ある。定年年齢に差を設ける方法は、職種や社員階層(管理職・非管理職別)のこともあるが、かつては性別がほとんどであった。一九六〇年代や七〇年代で現在より一律定年制の割合が低いのは、男女別定年制を導入していた企業があるからだ。先行する多くの裁判例や、特に男女雇用機会均等法(八五年成立、八六年四月一日施行)の規制によって、就業規則等規定上では男女別の定年年齢は設けられていない。現在の一律ではない定年年齢は、企業の実態に関する筆者の知見からいうと主として職種、次いで社員階層だと思われる。なお、二〇一五年の規模別集計もそうだが、過去の集計から一貫して一律定年制は中小企業のほうがむしろ多い。大企業のほうが職種や社員区分が多く、複線型定年制を導入するニーズがあるからだ。

#### (4) 一律定年制の定年年齢

表3で一律定年制導入企業の定年年齢をみると、一九六八年は63・5%、七四年は52・3%が五五歳以下(大部分は五五歳)と過半数を占めるが、八〇年は年齢が分散し、高年法施行前年の八五年には六〇歳定年が51・0%と最も多くなる。つまり日本企業の実態が六〇歳定年制を受け入れる状況になっているときに、六〇歳定年制が「努力義務化」されたわけである(表2参照)。六〇歳定年制が「義務化」された改正高年法は九四年に成立・公布されたが、その前年である九三年の六〇歳定年企業の割合は73・9%、施行前年の九七年は82・0%、施行年の九八年86・7%、施行翌年の九九年91・2%であった。企業の態勢と立法政策の相乗効果で六〇歳定年制は実現していったといえよう。また、二〇〇四年に改正高年法が成立・公布され、〇六年から施行された「高年齢者雇用確保措置」を受け、六〇歳定年から移行する形で六五歳定年制を導入する企業が増え、一五年時点では六〇歳定年が80・5%、六五歳定年が16・1%となっている。表3でみるように、中小企業のほうが六五歳定年制を導入する割合が高い。

## (5) 継続雇用制度の導入状況

高年法は「1」で概観したとおり、一九九〇年公布・施行の改正で「六五歳までの再雇用」を努力義務としたことに始まり、九四年公布・九八年施行の改正では再雇用以外の形態を含む「六五歳までの継続雇用」を努力義務とし、二〇〇〇年公布・施行の改正ではさらに、定年の引上げや継続雇用制度の導入による「六五歳までの安定した雇用の確保措置Ⅱ高年齢者雇用確保措置」を努力義務とした。〇四年公布・〇六年施行の改正ではついに、高年齢者雇用確保措置として、①（六五歳への）定年年齢の引上げ、②六五歳までの継続雇用制度の導入、③定年制の廃止、のいずれかを講じることを法的に「義務化」した。一二年公布・一三年施行の改正法では、継続雇用制度の対象者を労使協定で定める基準で限定できる制度を廃止した（経過措置あり）。継続雇用の希望者は、解雇に該当するような事由がない限り、全員が継続雇用されることになったのである（表2参照）。

右にみた高年法の一連の改正の趣旨は、定年年齢の法的義務化は六〇歳にとどめるが、何らかの方法で六五歳まで（できればそれを上回る年齢）の雇用確保を義務づけることにある。この法政策の背景は、後述するように、少子・高齢化による労働力不足への対応ということもあるが、公的年金の支給開始年齢を六五歳まで引き上げることによる無就業、つまり無収入の状況を解消することに第一の眼目がある。

実際の企業の対応は、後述する厚生労働省・平成二八年「高年齢者の雇用状況」集計結果によれば、継続雇用制度による雇用確保措置を講じている企業が81・3%と圧倒的に多い。以下では継続雇用制度の実施状況を表4によって確認する。なお、継続雇用制度の具体的内容は、ほぼ勤務延長制度と再雇用制度である。

勤務延長制度とは、定年年齢に達しても退職させず引続き雇用し、原則として定年前の職務、処遇を継続する制度

表4 一律定年制企業における  
継続雇用制度の導入状況

(単位：%)

年	継続雇用 制度有り	勤務延長 制度のみ	再雇用 制度のみ	両制度 併用
1985(昭60)	73.9	20.7	40.4	12.8
1987(昭62)	69.8	15.8	38.0	16.0
1989(平1)	70.8	21.7	37.2	11.9
1991(平3)	75.4	22.1	39.0	14.3
1993(平5)	73.1	18.3	40.0	14.8
1995(平7)	69.5	19.8	34.6	15.0
1997(平9)	70.0	20.3	37.5	12.3
1998(平10)	68.0	14.9	38.4	14.7
1999(平11)	67.8	13.4	37.7	16.7
2001(平13)	69.9	15.1	42.7	12.1
2003(平15)	67.4	14.3	42.5	10.7
2005(平17)	77.0	14.1	50.5	12.4
2007(平19)	90.2	12.6	66.7	10.9
2010(平22)	91.3	11.5	68.5	11.3
2011(平23)	93.2	9.3	73.2	10.7
2013(平25)	92.9	9.0	73.9	10.0
2014(平26)	94.0	10.2	72.1	11.8
2015(平27)	92.9	11.0	71.9	10.0
2015・規模別				
1,000人以上	97.3	2.5	88.5	6.3
300~999人	97.7	5.0	84.5	8.3
100~299人	96.2	7.6	79.5	9.1
30~99人	91.2	12.9	67.8	10.5

出所：表3と同じ。

(注) 1. 調査対象は表3の注1参照。

2. 継続雇用制度有りの数値は一律定年制の企業を100.0とした割合。

である（役職の変更や一部の手当が不支給になる企業例もある）。個別的な定年延長といえる。一方、再雇用制度とは、定年年齢でいったん退職させて退職金も支給し、あらためて雇用契約（期間は一年単位が多い）を締結する制度である。原則として定年前の役職からは離脱し、賃金等はかなりダウンする。仕事内容は定年前の職務を継続する場合と変わる場合があり、フルタイムで働く場合と短時間勤務を選択する場合があるなど、制度の内容は企業によって多様である。

表4が一律定年制企業における継続雇用制度の導入状況である。継続雇用制度の導入企業は、高年法成立前の一九八五年段階でもすでに企業規模計で73・9%の割合に達しており、その後も七〇%前後で推移している。二〇〇四年改正高年法（高年齢者雇用確保措置の義務化）が公布された翌年の〇五年には77・0%に増加し、施行された〇六年の翌〇七年には90・2%まで増加している。その後は九〇%台前半で推移している。規模別には大企業の導入割合が相対的に高い。

制度別にみると、勤務延長制度のみ導入企業が一九八五年には20・7%あったが次第に減少し、最近は一〇%程度であり、また小企業のほうが比率は高い。再雇用制度のみ導入企業は、八五年は40・4%でその後も四〇%前後だったが、〇五年50・5%、〇七年66・7%と急増し、最近は七〇%台前半で推移している。規模別には大企業のほうが導入割合は多い。両制度併用の企業割合は従前から一〇%台であり変化はないが、最近はずかには減少傾向にあり、規模別には中小企業のほうがやや導入割合が高い。継続雇用制度の種類別では再雇用制度の採用企業が多く、とくに高年齢者雇用確保措置が法的義務化されてからはそれが顕著な理由は、前述したような両制度の内容から、再雇用制度のほうが企業にとって柔軟で使い勝手がよいからである。

なお、戦前の定年制度でも勤務延長・再雇用は存在した。身体が強壯で技能が優秀であれば、五五歳の定年到達後も引続き雇用する企業が少なくなかったのである。<sup>14</sup> 定年年齢を規定しても、形式的に適用するのではなく、状況に応じて柔軟に運用できる仕組みのほうが企業にとってメリットがあるからだ。

#### (6) 継続雇用制度の最高雇用年齢

次に、表5により、継続雇用制度を義務化する改正高年法が成立した二〇〇四年の前後から、最高雇用年齢をみる

表5 一律定年制企業における継続雇用制度の最高雇用年齢

(単位：%)

区 分	継続雇用 制度有り	最高年齢 設定企業	最高年齢 (設定企業=100.0)					
			61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳以上
《勤務延長制度》								
2003(平15)	24.9	45.1	0.9	3.2	4.2	0.3	76.2	11.3
2005(平17)	26.5	43.2	2.1	4.1	5.2	0.8	75.6	12.2
2007(平19)	23.5	56.2		6.4	5.0	0.3	80.3	8.0
2010(平22)	22.8	55.8			5.8	1.7	80.7	11.8
2011(平23)	20.0	56.2				7.3	73.9	17.1
2013(平25)	19.0	63.0				4.2	78.5	17.1
2014(平26)	22.0	58.4					82.6	17.4
2015(平27)	20.9	51.5					78.3	21.7
2015・規模別								
1,000人以上	8.8	67.1					89.0	11.0
300～999人	13.2	60.0					85.9	14.1
100～299人	16.7	55.5					80.7	19.3
30～99人	23.4	49.9					77.1	22.9
《再雇用制度》								
2003(平15)	53.1	47.0	3.3	5.0	8.0	1.4	72.9	8.4
2005(平17)	62.9	46.5	1.5	7.2	7.7	0.9	74.3	8.3
2007(平19)	77.6	76.6		5.0	6.6	0.7	84.8	2.9
2010(平22)	79.8	77.1			6.0	2.1	87.8	4.0
2011(平23)	83.9	79.0				7.0	87.4	5.0
2013(平25)	83.9	82.7				3.7	90.6	5.7
2014(平26)	83.8	82.5					93.2	6.8
2015(平27)	81.9	83.8					90.8	9.2
2015・規模別								
1,000人以上	94.9	92.1					96.4	3.6
300～999人	92.7	90.7					95.7	4.3
100～299人	88.7	85.9					93.1	6.9
30～99人	78.3	81.9					89.0	11.0

出所：表3と同じ。

(注) 1. 調査対象は表3の注1参照。

2. 「継続雇用制度有り」は一律定年制の企業を100.0とした割合であり、「勤務延長制度」「再雇用制度」とも両制度併用を含む数値。

3. 最高年齢設定企業の数値は、継続雇用制度有りの企業を100.0とした割合である。

4. 2003年と2005年には、最高年齢を61歳未満とする企業も含む。

ことにする。表5の「継続雇用制度有り」の割合は、勤務延長制度、再雇用制度とも表4の両制度有りの割合をそれぞれ加えたものである。勤務延長制度で雇用の最高年齢を設定している企業の割合は五割強で、規模別には大企業のほうが設定割合は高い。設定している企業における具体的な年齢は、〇三年から既に六五歳が76・2%であり、その後も八割前後である。最近では六六歳以上の最高年齢を定める企業も増えており、一五年で21・7%である。規模別には六五歳の割合が大企業で多く、六六歳以上は逆に中小企業の割合が多い。

再雇用制度で最高年齢を設定している企業割合は〇三年で47・0%だったのが、年々増加して一五年は83・8%になっている。具体的な年齢は、〇三年に72・9%だった六五歳が、高年法の段階的引上げに沿って最近では九割に達しており、これに対して六六歳以上は依然として一割を切っている。規模別にはやはり大企業で六五歳が多く、小企業で相対的に六六歳以上が多い。以上の様に、年齢を段階的に引上げる高年法の特例にかかわらず、継続雇用の最高年齢は勤務延長も再雇用も当初から六五歳に設定する企業が多かった。こまごまと引き上げるより一度に引き上げたほうが、企業実務としては制度の設計と運用上の煩雑さが少ないからである。なお、高年法の段階的移行措置に対応する形で六五歳雇用が増加したのは、継続雇用のうち再雇用制度だったことが分かる。

#### (7) 高年齢者確保措置等の実施状況

厚生労働省が、「高年齢者雇用確保措置」実施状況などについて、二〇〇六年以来毎年六月一日現在で実施している「高年齢者の雇用状況」について、平成二八年の集計結果をみることにする（集計表不掲載）<sup>15</sup>。雇用確保措置を講じている企業で最も実施率が高いのは、前述したように継続雇用制度の81・3%で、定年の引上げ（六五歳以上定年企業）が16・1%、定年制廃止企業は2・7%である。継続雇用制度導入企業のうち、希望者全員が六五歳以上の継続雇用の

対象になっている企業は68・6%、経過措置に基づく基準該当者が六五歳以上の継続雇用の対象である企業は31・4%である。

希望者全員が六五歳以上まで働ける企業（希望者全員が六五歳以上の継続雇用対象十六五歳以上定年十定年制の廃止）は全報告企業のうち74・1%、希望者全員が六六歳以上まで働ける継続雇用制度を導入している企業は全報告企業の4・9%、七〇歳以上まで働ける企業（定年制廃止十七〇歳以上定年十希望者全員十基準該当者に限定十その他）は、全報告企業の21・2%である。

実際の雇用状況を見ると、一四年五月二日から一五年六月一日までの一年間に、六〇歳定年企業において定年に到達した三五万二七六一人のうち、継続雇用されたのは二九万二四〇八人（82・9%）（うち子会社・関連会社等継続雇用者一万四一九三人）、継続雇用を希望しない定年退職者五万九四八五人（16・9%）、希望したが継続雇用されなかった者八六八人（0・2%）である。また、経過措置に基づく対象者を限定する基準がある企業において、同期間に基準を適用できる年齢（六一歳、六二歳）に到達した者一〇万三八二四人のうち、基準に該当して引続き継続雇用された者は九万三四五九人（90・0%）、継続雇用の更新を希望しない者八〇一九人（7・7%）、希望したが基準に該当せず継続雇用が終了した者は二三四六人（2・3%）であった。数字でみる限り、希望者の大多数は継続雇用されていることになる。

#### 四 定年制度の問題点と課題

##### 1 定年延長、継続雇用の外部要因

「三―二」で確認したように、日本企業の定年制は、現在のところ六〇歳が主流といえる。また、高年齢者雇用確保措置としては定年延長や定年制廃止でなく、ほとんどの企業が継続雇用制度を採用している。継続雇用としては勤務延長制度より再雇用制度を実施する企業のほうが多く、いずれの場合も最高雇用年齢は六五歳である。多くの企業が考える継続雇用の最高年齢は、現在のところ六五歳だといえよう。

なぜ企業は定年延長や定年制廃止でなく継続雇用を愛好し、しかも多くの企業が最高雇用年齢を法律の最低基準である六五歳に設定しているのだろうか。これは、定年延長や継続雇用が企業の内在的ニーズから発したのではなく、マクロの社会政策、労働・雇用政策、労働法政策の観点から、労働立法や労働行政による指導で六〇歳定年制や六五歳への継続雇用を誘導したからである。<sup>16)</sup> その背景にあるのは、言い古されたことだが国の少子・高齢化による労働力人口の減少、ひいてはそれに比例する国力の衰退に対する国（政府）の危機感である。より直接的には、就業者数の減少と高齢非就業者の増大による社会保障財政と社会保障システム破綻への危惧であり、その解決策の一つとして高齢就業者数の増加が位置づけられている。

もう一つのそしてむしろ主要な要因は、老齢厚生年金の支給開始年齢の引上げである。まず、一九五四年の厚生年金保険法の改正で、男子の年金支給開始年齢が七三年度までに五五歳から六〇歳まで段階的に引き上げられた（女子は八五年改正で九九年度までに六〇歳へ引上げ）。次いで、前述したとおり、九四年改正法で老齢厚生年金の「定額部分」

の支給開始年齢を、二〇〇一年度から一三年度まで段階的に六〇歳から六五歳まで引き上げ、二〇〇〇年改正では、「報酬比例部分」の支給開始年齢を、一三年度から二五年度まで段階的に引き上げることが決定した（女性はいずれも五年遅れで実施）。つまり、定年が五五歳のまま、六〇歳のままでは厚生年金の受給開始年齢とギャップが生じ、就労しなければ無収入状態が生じる可能性があるのです。法と行政指導で定年延長を誘導してきたのである。これも社会政策の一種である。

しかし、個別企業からすれば必ずしも定年延長をする内的必然性はない。むしろコンプライアンス（Compliance Ⅱ 法令遵守）、CSR（Corporate Social Responsibility Ⅱ 企業の社会的責任）の観点から、六〇歳定年制や六五歳継続雇用制度を実施しているといったほうがよい。既に確認したとおり、労働行政の側でも、日本における企業の多くが六〇歳定年制や六五歳への継続雇用制度を先行実施している実態を踏まえ、企業が受容可能なことを見極めた段階で高年法を改正している。

## 2 定年延長、継続雇用の阻害要因とその対応策

個別企業にとって定年延長、（六五歳以上）継続雇用制度を実施する阻害要因は、基本的には前掲表1で挙げた企業側からみた定年制度の役割・機能、つまり定年制度を導入する目的が該当する。つまり、年功的賃金制度を導入している場合が顕著な①人件費の増大、②昇進の遅れなど人事の停滞、③スムーズな雇用調整の不全などである。その他に、④高齢者向きの仕事の不足、⑤適切な作業環境整備の難しさ、⑥高齢者の職業能力の低下、⑦高齢者は職場環境や技術変化への柔軟な対応が困難、⑧高齢者の健康不安、⑨高齢者の意欲の低下、⑩人事・賃金制度などの高齢者向

け人材マネジメント施策構築の難しさ、などが定年延長や六五歳以上への継続雇用が困難である理由として上げられることが多い。

しかし定年延長に関していえば、①人件費や②人事の停滞については、そもそも人事・賃金制度は年齢基準ではなく職務・能力を基準に構築・運営すべきだし、③雇用調整に関しては、現状でも定年前の出向・転籍、早期退職優遇制度、希望退職募集など定年制度があっても柔軟に雇用調整を実施しているのが実態であり、定年を延長しても同様に調整できる。④高齢者向きの仕事については、むしろ高齢者の能力を活かすためには五〇歳台と同じ仕事を担当すべきで、企業の実態をみても新たな職務開発や職務設計は例外的である。⑤作業環境については、重筋労働などで安全衛生面から必要な場合はもちろん整備すべきだが、一般的なホワイトカラー労働では五〇歳台の延長で対応できることが多い。⑥職業能力の低下、⑦環境・変化への対応には個人差もあり、一概に劣るとは決めつけられない。⑧労働に耐えうる体力と健康、⑨働く意欲のあることは雇用の前提条件であり、⑩人材マネジメント施策も延長した定年年齢まで一貫した制度にすべきで、延長部分を特別扱いする必要はない。

継続雇用制度とくに再雇用制度の場合は、いったん定年で雇用を終了し、あらたに労働契約を締結するので、定年前の役職や賃金などは引き継がない。あらためて職務、役割、賃金、労働時間・労働日数、勤務場所を契約するので、右で述べた会社側からみた阻害要因はかなり緩和することができる。それで継続雇用では再雇用制度を採用する企業が多いのである。ただこのことは、継続雇用を法的な義務の側面で捉えていて、高齢者の人材、労働能力の活用の機会として捉えていないことを表している。それで、法定の六五歳までの継続雇用が多く、六六歳以上雇用の企業が少ないのである。一方、継続雇用された従業員も、肩書がなくなり賃金がダウンするので働く意欲（モチベーション）や

士気(モラル)がダウンし、企業の業績や活力にはプラスにならない。

これらの点では、中小企業のほうが大企業より優位である。実は、「三―二―(7)」でみた平成二八年「高年齢者の雇用状況」の各割合は、中小企業(三一―三〇〇人規模)の数値に近く、継続雇用制度の導入割合を除き大企業(三〇一人以上)の数値はかなり低い。これまで中小企業にはそもそも定年制度がないケースがあり、定年制度を規定しても実質的に適用しないという実態があったので、定年延長や六六歳以上、七〇歳以上の雇用継続制度は導入しやすいのである。

中小企業では、賃金をはじめとする労働条件で大企業より劣っている。賃金でいえば水準が低いだけでなく、カーブが立っていない。つまり高年齢者の賃金が若年・中堅社員に比べて大企業のように高額でなく、賃金カーブが寝ているのである。したがって、定年を延長しても人件費はそれほど増えない。中小企業の組織は小さく階層構造がフラットで、役職(ポスト)も数は多くなく、職種・職務、事業所の数は少ない。したがって、昇進競争や配置転換も少ないので、人事の停滞という概念と実感がない。雇用調整の面からいえば、もともと採用が困難で逆に退職率は高い。必要な人材にはなるべく定着してほしいので、定年にかかわらず優秀な人材は本人の意思と意欲が続くまで雇用を継続する。これらが中小企業で柔軟な定年制が運用できる要因である。

### 3 定年制度の弾力的運用と継続雇用の問題点

#### (1) 弾力的な定年制度の運用

ところで、日本企業における定年年齢の大勢は六〇歳であるといっても、それは就業規則上の定めすぎない。

六〇歳の定年年齢前に、通常の転職とは別に当該企業から多様な形態で従業員が退出するケースは、実態として以前から決して少なくない。たとえばグループ企業や取引企業への定年前出向・転籍であり、定年前の退職に退職金等を上積みする早期退職優遇制度による退職であり、退職年齢を従業員が選択する選択定年制である。転職、独立自営、起業を行う従業員を支援する転身・独立援助制度を導入している企業もある。経営が悪化すれば退職勧奨、希望退職募集、整理解雇、指名解雇も行われた<sup>17)</sup>。こうした実態からすると、定年制度の雇用保障は過去にも絶対ではなかったし、今日でも完全な雇用保障機能を有しているとはいえない。

一方、やはり従前から実施されていた定年後の継続雇用制度は、最高雇用年齢を設定する場合、現在は六五歳が一般的であるが、「二―二―(7)」で述べたとおり、制度的に希望者全員が六六歳以上まで働ける企業があり、基準該当者限定を含めて七〇歳以上まで働ける企業も存在する。そして、希望者の多くが継続雇用されているのが実態である。もともと日本では、定年年齢が職業生活からのリタイア年齢を意味していなかった。五五歳という若い定年年齢の時代はとくに、再就職や自営業そして継続雇用の形で定年後に就業することは普通に行われていた。現在の継続雇用制度の原形は、五五歳定年時代に六〇歳まで雇用を継続する仕組みとして形作られたものである。それが高年法の効果で、継続雇用制度によって定年後に同一企業で就業できる年齢が延び、六五歳以上までの就労の可能性が拡大したといえる。

このように、定年前に企業から何らかの形態で退出する従業員がいること、定年後も同じ企業で雇用される仕組みがあつて実在の雇用者も多いことは、日本における定年年齢、定年制度がかなり弾力的に運用されていることを示している。とくに、高年法による「高年齢者雇用確保措置」の法的義務化に対応して、措置としては六五歳までの継続

雇用制度を採用する企業が多いということは、実質的にはソフトな定年延長が行われているとも一応は考えることができる。六〇歳から六五歳までの柔軟なゾーン定年制度である。

## (2) 再雇用制度の実像

しかし、継続雇用制度とくにその大多数を占める再雇用制度の労働条件、就労条件の実態をみると、ソフトな六五歳定年制が実現しているとはとてもいえない。「二―2―5」でも若干触れたが、六〇歳前半の再雇用者を想定して、あらためて調査結果と専門誌の掲載事例から再雇用者の処遇・就労実態の概要をモデル的に描けば次のとおりである。

再雇用期間は一年契約で、毎年新に雇用契約を締結する。大企業の場合は、単一コースではなくたとえばプロフェッショナルコース、スタッフコースなどいくつかのコースに区分して処遇したり、定年前の職位が管理・専門職層と一般職層では雇用内容を変えるケースもある。

仕事、職務自体は定年前と同じ場合が多く、ただ責任の程度が軽くなることが多い。仕事、職務が変わる場合も、定年前の他の社員が一般的に担当している仕事である。再雇用者のために特別な業務を準備する企業は少ないが、後進の指導、技能の継承に携わる業務を付加したり、エキスパートとして特定業務に専任させる例もある。組織管理職のポストから通常は離れるが、再雇用後もグループリーダー等に登用されることがある。労働時間はフルタイムが原則だが、個別的な要望や再雇用コースの基準に応じて、一日の労働時間や一週間の労働日が短い短時間勤務を選択できる企業例もある。

定年前と再雇用時で大きく変わるのは賃金である。月例賃金の基本給と諸手当の項目や賃金体系が変わることが多

く、定年前とは賃金の枠組み、ランク数などが当然異なる。再雇用時の賃金決定要素は職務、役割、能力とする企業が多いものの、それは抽象的な理念であり、必ずしも具体的に職務給、役割給、能力給としての基準やテーブルを確立している企業ばかりではない。人事考課を実施するところが過半数で、月例賃金より賞与に結果を反映させ金額に差を付けている。

月例賃金の水準は、定年前の一定比率で決める企業、再雇用時のコースや等級、ランクに応じた定額で決めるところなど色々である。また、賃金水準の決定にあたって、在職老齢年金や高年齢雇用継続基本給付金の受給を前提にする企業は、中堅・大企業の場合で五割前後だが、最近はむしろ受給を前提にしない企業が増えている。公的給付受給を前提とする企業の自社独自の賃金水準は低く設定され、公的給付の受給がないことを前提に設定する企業の賃金水準は前者に比べるとやや高めになる。賞与は支給する企業と支給しない企業と様々で、支給する場合も定年前の支給月数より少ない。このように賃金・賞与制度は実に多様であり、公的給付の受給を前提とする企業としない企業によっても異なるが、定年前の賞与も含めた年収に対する再雇用後の年収の比率は、低いケースの三割から高いケースの八割まで大きな差がある。標準的には四〇%〜六〇%減、つまり定年前年収の四割から六割の水準である。

このように、職務や働き方は定年前と再雇用時であまり変わらないのに、賃金は大幅に減額される。それで、「仕事がほとんど変わっていないのに、賃金が下がるのはおかしい」と不満を持つ再雇用者は少なくない<sup>20</sup>。したがって、企業があげる再雇用に対する課題・問題点として最も多いのが、「本人のモチベーションの維持・向上が難しい」<sup>21</sup>ことである。賃金だけではなく、現状の再雇用制度には企業側の恣意的な運用実態も含めて問題点が多い。定年前の人事・処遇とは大きな隔たりがあり、そもそも再雇用者の活用につながない。六五歳まで継続雇用されたとして

も、それは六五歳定年とは全く異質なものである。

#### 4 年齢差別と定年制の廃止

労働法学では、定年制は年齢による差別だという議論がある<sup>(22)</sup>。定年制度を年齢差別だと主張する論者が援用するのは、アメリカの「雇用における年齢差別禁止法」(Age Discrimination in Employment Act ≡ ADEA)である。ADEAは一九六七年に成立し、一九八六年の改正で現在は四〇歳以上について採用に始まる雇用・処遇のあらゆる面で年齢による差別を禁じており、特例を除いて定年退職制も違法、無効になる<sup>(23)</sup>。

また、EUでは二〇〇〇年に採択・施行されたEC指令七八号が、各種の雇用上の差別とともに年齢による差別を禁止した。加盟国の多くは二〇〇六年までに年齢差別禁止に関する国内法の整備を行ったが、年齢差別禁止法の制定と定年制を許容するかどうか別のようである。EC指令前文一四項で、本指令は国内法で定める退職年齢には及ばないと規定し、かつ指令六条一項で、雇用政策等を目的に年齢に基づいた異なる取扱いを国内法で規定することが例外として認められているからである。したがって、加盟国によって定年年齢の定めを認めているところと認めていないところがある<sup>(24)</sup>。そのほかEU諸国以外ではカナダ、オーストラリア、ニュージーランドにも雇用に関する年齢差別禁止法が存在する<sup>(25)</sup>。いずれにしる欧米諸国とその労働者には、日本における様な定年年齢の概念や感覚に乏しいように、定年年齢の定めがあるなしにかかわらず、公的あるいは私的年金の受給開始年齢が職業生活からのリタイア年齢であり、現在ではその年齢が概ね六五歳あるいはそれより前の年齢である。

一方、労働経済学の立場からも定年制度の廃止論がある<sup>(26)</sup>。筆者のかなり大まかな理解では以下のような論調にな

る。少子・高齢化で若年者の労働力人口が減少する中で、定年制が存在すると職業能力が高く経験が豊富な高齢人材を活用できない。社会保障制度を維持、継続するためにも、働く意思と能力を持った高齢者が長く働き、社会的システムを支える必要があるが、定年制度はそれを阻害する。定年制を廃止して生涯現役社会の仕組みを作り、高齢社会のコストを高齢者自身に負担してもらうことで日本社会の活力は維持できるのである。公的年金の支給開始年齢に併せて定年を六五歳に引き上げても定年自体は存続し、個人の意思と能力にかかわらず年齢を理由に退職を強制する制度であることに変わりがない。今日、企業経営の立場からも高齢者を活用することは必至であり、そのためには定年制を廃止することと、年齢を基準とした雇用・処遇システムをトータルで変革することが必要である。

筆者が専門とする人材マネジメントの立場からしても、従業員の意思と職業能力を無視して年齢を退職基準とする定年制度は、雇用保障機能があり、穏便な雇用調整機能を有するといっても、不合理な仕組みであることは否定できない。ただ、現時点で定年制を廃止しても、従業員が主体的に自分の退職年齢を選択できるとは限らない。定年制がなくなると一部の優秀な人材は年齢に関係なく働き続けられるが、そうでない従業員は、逆に年齢に関係なく能力不足を理由とする解雇の不安にさらされる。前述したように、たしかに一律定年制は個人間の能力差を無視しているし有用な人材を活用できない面もある。しかしそれよりも、最も多数を占める普通の従業員の雇用を原則として定年まで保障する形をとることによって、モラルを維持しモチベーションをダウンさせない機能を企業はこれまで重視してきたのである。<sup>(27)</sup>

筆者も、現在の日本においてすべての企業で定年制を廃止すべきだとは主張しない。<sup>(28)</sup> 不合理ではあるが、「二一」で述べたとおり日本企業における今日の定年制は違法、無効ではなく、可能な企業のみ定年制を廃止すればよい

表6 主な年齢別平均余命の推移（男）

（単位：年）

	0歳	20歳	50歳	55歳	60歳	65歳
明治24～31年（1891～98年）	42.8	39.8	18.8	15.7	12.8	10.2
大正10～14年（1921～25年）	42.06	39.10	18.02	14.77	11.87	9.31
昭和10年（1935年）	46.92	40.41	18.85	15.55	12.55	9.89
昭和22年（1947年）	50.06	40.89	19.44	15.97	12.83	10.16
昭和30年（1955年）	63.60	48.47	22.41	18.54	14.97	11.82
昭和40年（1965年）	67.74	50.18	23.00	18.94	15.20	11.88
昭和50年（1975年）	71.73	53.27	25.56	21.35	17.38	13.72
昭和60年（1985年）	74.78	55.74	27.56	23.36	19.34	15.52
平成7年（1995年）	76.38	57.16	28.75	24.41	20.28	16.48
平成17年（2005年）	78.56	59.08	30.63	26.25	22.09	18.13
平成22年（2010年）	79.55	59.99	31.42	26.98	22.75	18.74
平成27年（2015年）	80.79	61.17	32.39	27.89	23.55	19.46

出所：厚生労働省「生命表」（平成27年は「簡易生命表」）

と考えている。なお、雇用対策法は二〇〇七年の改正で、募集・採用にあたって年齢制限を設けることを禁止し（義務規定化）、例外が認められる場合を限定した（第一〇条）。日本における年齢差別に関連した立法化は、現状ではここまでである。

### 5 平均余命からみた適正、妥当な定年年齢

ところで、定年制度を設ける場合、公的年金の支給開始年齢や個別企業の従業員年齢構成、経営状況などを別として、設定する定年に適正な年齢、妥当性のある年齢というものがあるのだろうか。そのひとつの判断基準として人間の寿命・余命がある。表6は、厚生労働省の「生命表」から男について特定年齢の平均余命をほぼ一〇年間隔で抜粋したものである。

まず、一八九一～九八年の〇歳の平均余命（つまり平均寿命）は四二・八年であり、当時の定年五〇歳あるいは五五歳はまさに終身雇用ということになる。しかし、当時の寿命は乳幼児の死亡率が高い影響もあるので、二〇歳つまり職業人生初期の平均余命をみると、三九・八年と約四〇年で〇歳時とあまり変わ

らず、平均的には六〇歳まで生きることになる。五〇歳時の平均余命は一八・八年、五五歳時は一五・七年、六〇歳時  
も一二・八年ある。その後も終戦直後の一九四七年まで各年齢の平均余命はほぼ同じような水準で推移しており、平  
均余命からみた五五歳定年は、当時としてはほぼ妥当性があるようにみえる。この間、五五歳の平均余命は一五年強  
あったが、労働に耐えうる現在のよ様な元気な六〇代とは限らないからである。

終戦後の復興期から徐々に〇歳の平均余命（平均寿命）が伸び、現在は男の平均寿命は八〇歳である。二〇歳の平  
均余命も一〇年、二〇年と伸び現在六一年である。五五歳の平均余命は二七年あり、六〇歳のそれも二三年ある。問  
題は就労に適した健康寿命を保っているかどうか、現時点で就労可能な職業能力を保有しているかどうかであり、ま  
た個人差も大きくなる。二〇一三年時点の健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることがなく生活ができる期間）  
は、男性七一・一九歳、女性七四・二二歳である<sup>29</sup>。個人差は当然あるが、それでも一般論として六〇歳定年は若く、  
六五歳定年でも何ら不自然ではない。よく、「今は昔より年をとるのが一〇年遅い」といわれるが、数値もそれを表  
しており、七〇歳定年あるいは定年制を廃止しても、健康、能力そして労働者個人の働くことに対する意欲にもよ  
るが、就労に十分耐えうる人が多いと考えられる。

実際、総務省統計局「二〇一五年平均労働力調査（基本集計）」によると、自営業も含む就業者でみた年齢階級別  
就業率は、五五歳～五九歳の男女計で78・7%（男90・2%）、六〇歳～六四歳62・2%（75・5%）、六五歳～六九歳41・  
5%（52・2%）、七〇歳～七四歳24・9%（32・3%）、七五歳以上8・3%（13・0%）である。短時間勤務も含め働き方  
は多様であろうが、七〇歳台前半の男性は同年齢の約三分の一が何らかの形で働いていることになる。まさに「長く  
生き、長く働く<sup>30</sup>」時代といえる。

## 五 これからの定年制度のあり方―むすびにかえて

### 1 エイジズム (Ageism) を越えて

定年制度は、柔軟な雇用調整システムという側面もあるが、①一律に一定年齢で雇用関係が終了する、②従業員の意思を無視して一方的に適用する、③一般的な六〇歳定年は就労可能年数からみて若年である、④多くの企業が定年を境に適用する再雇用制度は賃金をはじめとする処遇条件を大幅にダウンさせる、など労働者側からみて間違いなく不合理、不条理である。これには、企業経営上のニーズという面のほかに、背景にはエイジズム (Ageism) に基づくシステムという面もある。<sup>(31)</sup>

エイジズムとは、特定の年齢層に対する否定的あるいは肯定的な偏見・差別のことである。<sup>(32)</sup> つまり広義では、高齢層に限らず若年層に対してもステレオタイプの偏見を持って、極端にプラスに評価し、あるいは逆にマイナスに評価することである。ただし、狭義では高齢者に対する否定的な偏見や差別をいう。<sup>(33)</sup> 高齢だから職業能力が低下している、高齢だから新しい知識や技能に対応できない、高齢だから柔軟な発想ができない、高齢だから体力がない、といったステレオタイプ的な見方である。こうした認識や考え方は個人によって該当することもあるし、該当しないこともあるし、該当する場合も人によって程度が異なる。個性を尊重、重視する今日の人材マネジメントでは、人材の多様性を前提に定年制度も構築すべきである。

## 2 選択型ゾーン定年制度

### (1) 選択型定年制の企業事例

ここで筆者が提案しようとするのは選択型ゾーン定年制度である。従業員の意思を尊重し、従業員が自律的に自分の定年年齢を選択する定年制度である。五五歳定年が一般的だった時期にも、既に選択型定年制度は存在した。たとえば、①今までどおりの仕事と処遇（地位と賃金）を保障するが五五歳で退職する、②賃金はダウンするが六〇歳まで自社で勤務できる、③子会社等関連会社に転籍して処遇は変わるが六五歳まで勤務できる、という選択肢から従業員的意思（会社の承諾が必要な企業事例もある）で五〇歳時点に選択する—といった制度である。一律の定年年齢もよいが、本稿では柔軟で弾力的な退職管理、定年退職制度の導入を検討したい。

「三―二―(6)」でみたように、六五歳以上に定年年齢を引き上げている企業が二〇一五年現在で約一六%あるが、実はゾーン型定年制を実施している企業も少数ながら存在している。たとえば富士電機ホールディングスは、以前は六〇歳と六五歳から定年年齢を選択するというポイント型選択型定年制だったが、二〇〇六年六月から、六〇〜六五歳の各年齢から五七歳到達時点に選択する（五九歳時点で最終確認）ゾーン型選択型定年制に改定した。賃金体系は六〇歳までと同じだが、年収は従前の六〇%水準になる（別途公的給付も活用する）。通常のフルタイム勤務が原則だが、傘下の事業会社によっては短時間勤務や少日数勤務コースも検討する。ただし、この仕組みは一般社員対象であり、幹部社員層に対しては契約が一年単位の「雇用延長制度」<sup>34</sup>を適用する。以下、同社以外のゾーン型定年制の企業事例を概観する。

ヤマト運輸では、段階的に定年年齢を引き上げ二〇一一年に六五歳としたが、従業員が定年を六〇歳〜六五歳の間

で選べる選択定年制である。六〇歳到達三カ月前に会社と本人で最終確認する。フルタイム勤務のほか短時間勤務を選択することもできる。定年延長者の月例賃金は公的給付を前提に六〇歳以前の六〇%前後の水準であり、賞与は一定の月数で支給される。なお、関連派遣会社に転籍して勤務日数・時間を個別設定して勤務し、六五歳以降も働くことが可能である。<sup>(35)</sup>

IHIでは二〇一三年度から、一般社員層を対象に六〇歳～六五歳の間で定年年齢を任意に自己選択する選択定年制を導入した。選択は五九歳時点で、以降の変更は認めない。月例賃金は六〇歳到達時賃金を年齢別乗率で低減（五〇～六〇%）するが、評価により増減（七〇～一二〇%）する。賞与は六〇歳以前と同様の算式で評価により増減のうえ支給する。フルタイム勤務のみで、原則として六〇歳以前と同じ業務に従事し、役職任用、異動、出向もある。<sup>(36)</sup>

YKKグループでは、段階的定年延長で二〇二五年度から六五歳定年になる。併せて、六〇歳～六五歳の選択定年制を新設した。六〇歳以降の継続勤務希望者は六〇歳になる一年前に上司および人事との面談で確認し、その後も毎年の面談で確認する。フルタイム勤務のみで職務の与え方も六〇歳までと同じで、六〇歳以降も役職ポストに就くことが可能である。人事制度は六〇歳までと同じ制度を適用し、等級制度（実力等級＋管理職層は役割等級併用）も基本給（実力給＋管理職層は役割給併存）も六〇歳までと同じ取扱いである。年齢によって処遇を一律に下げるのではなく役割に基づき処遇する。これまで運用してきた再雇用制度では、六〇歳までと別管理にしたことで対象者のモチベーションが低下したので、新制度では六〇歳以降も同様な管理システムにして戦力として活性化することにしたのである。<sup>(37)</sup>

なお、選択定年制ではないが、オリックスでは二〇一四年の六五歳定年制度導入と併せて、六〇歳で退職し、一年契約で六五歳まで再雇用で働くことができる仕組みを取り入れた。再雇用では、フルタイム勤務のほか短時間・短日

勤務を選択でき、後者の場合は転居を伴う転勤が無く、競業しない条件で兼業も可能になっている。<sup>(38)</sup>

## (2) 筆者が提案する選択型のゾーン定年制度

定年制度を設ける場合に筆者が提案するのは、「選択型ゾーン定年制度」である。六〇歳から七〇歳までを定年年齢ゾーンとして設定し、その範囲から従業員が自主的、主体的に定年年齢を選択する制度である。企業の要員計画の関係から、たとえば六〇歳に到達する一年前の時期、五八歳末か五九歳当初に従業員から申請する。一度選択しても固定せず、定年年齢の変更を希望する一年前までに申請し、会社側と話し合って随時変更することも可能な仕組みとする。会社が選別するのではなく従業員業が希望すれば選択可能であるが、働く意欲、職業能力、健康(体力)を考慮し、とくに六五歳以降は健康面での審査を行う。ただし、いずれのプロセス、部面でも会社側の恣意的な運用は排除する。

人事・処遇基準は年齢にかかわらず一貫して「職務・能力主義+成果・業績主義<sup>(39)</sup>」を適用するので、仕事(職務、役割)は能力と業績に応じて六〇歳前と同じ基準で割り当て、役職(管理職、専門職)にも登用可能とする。原則としてフルタイム勤務であり、異動もあるが、住居が変わる転勤に関しては従業員が合意した場合に限定する。月例賃金や賞与の基準も六〇歳前と異ならず、年齢にかかわらず仕事(職務、役割)と職務遂行能力、成果・業績で決定される。退職金はポイント制を導入し、六〇歳以降はポイント加算を抑制し、六五歳時点で退職金額を固定する。

選択定年制とは別に、家庭の事情や本人の意向で短時間勤務や短日勤務を希望する従業員には、六〇歳から七〇歳まで再雇用コースを設けて対応する。また、五〇歳から五九歳までには早期退職優遇制度を導入し、この間に退職した場合は定年扱いで加算した退職金を支給する。

定年制度の原則を選択型のゾーン定年制とし、再雇用制度を副次的な制度、オプションとしたのは、一度定年を経験することによるモチベーションダウンを避けるためである。高齢者に対する福祉的な扱いではなく、高齢人材、高齢者の職業能力を活用する目的の定年制である。ただ、従業員の特殊事情や重筋労働の場合などを考慮して、早期退職優遇制度や再雇用制度も併せて設定したのである。柔軟で弾力的な定年制度の導入であり、定年退職システムの複雑化である。

以上に提示した選択型ゾーン定年制度は、前掲表1に示す従業員からみた定年制度のデメリットを緩和する仕組み、つまり選択という形で従業員の意思を尊重しながら働く場と生活の安定を確保し、職業能力を発揮する機会を提供することで働く意欲と人生の充実感を醸成する制度である。それだけではなく、実は企業にとっても選択型ゾーン定年制度の導入にはメリットがある。まず、若年労働力の絶対的減少傾向に、定年年齢ゾーンの拡大は寄与する。相対的に高齢とはいえ、働く意欲と業務遂行に耐え得る体力のあることが前提であり、しかも新に職業教育を施す必要のない既に職業人としての能力を保有している経験豊富な人材（労働力）が活用できるからである。また、企業独自のノウ・ハウが流失することなく後継人材に伝承できる機会が増加する。なによりも、従業員の選択による自主的な定年年齢の設定と、再雇用制度と異なり年齢による処遇ダウンのない一貫した人事・処遇システムにより、従業員のモラルとモチベーションが維持、向上して企業業績にも好影響を及ぼすことが期待できる。人件費増や人事管理の硬直化に対する懸念は、前述したとおり「職務・能力主義＋成果・業績主義」の人事・処遇基準で対応可能である。

なお、本稿では選択型ゾーン定年制度に関して大まかな枠組しか述べていない。詳しくはまた別の機会に論ずるつもりである。

- (1) 白井泰四郎『現代日本の労務管理(第2版)』(東洋経済新報社、一九九二年) 一六二頁。
- (2) 服部治・谷内篤博編『人的資源管理要論』(晃洋書房、二〇〇〇年) 六〇頁。
- (3) 奥山明良「高齢者の雇用保障と定年制問題—アメリカの年齢差別禁止法との比較で—」(『成城法学』第五〇号、一九九五年) 三四頁。
- (4) 鈴木滋『エッセンス人事労務管理』(税務経理協会、二〇〇二年) 九二頁参照。
- (5) 沼田稲二郎(他)編『労働法事典』(労働旬報社、一九七九年) 六二九頁—六三四頁(西村健一郎執筆)、森戸英幸「文献研究(3)労働契約の終了(二・完)」(『季刊労働法』一七三号、一九九五年) 一〇五頁—一一二頁参照。
- (6) 奥山・前掲論文、四八頁以下、矢野昌浩「高齢社会と法—定年制の法解釈論と法政策論」(『琉球法学』第七三号、二〇〇五年)、柳澤武『雇用における年齢差別の法理』(成文堂、二〇〇六年) 二五五頁—二八六頁参照。
- (7) 佐口和郎「定年制の諸相—雇用システムと退職過程の展開の中で—」佐口和郎・橋元秀一編著『人事労務管理の歴史分析』(ミネルヴァ書房、二〇〇三年) 二八一頁—三三二頁参照。
- (8) 奥山・前掲論文、五二頁以下参照。なお、菅野和夫『労働法〔第十一版〕』(弘文堂、二〇一六年) 七〇九頁は、定年制の有効性を積極的に肯定する。
- (9) 沼田(他)編・前掲書、六三〇頁—六三一頁、森戸・前掲論文参照。
- (10) 白井・前掲書、一六五頁、奥山・前掲論文、三五頁・四九頁、鈴木・前掲書、九二頁—九三頁、安藤史江『コアテキスト人的資源管理』(新世社、二〇〇八年) 一八三頁、上林憲雄(他)『経験から学ぶ人的資源管理』(有斐閣、二〇一〇年) 二三三頁—二三四頁、丹野勲『日本の労働制度の歴史と戦略』(泉文堂、二〇一二年) 一五〇頁、八代充史『人的資源管理論【理論と制度】〈第2版〉』(中央経済社、二〇一四年) 一二〇頁、佐藤博樹(他)『新しい人事労務管理〔第5版〕』(有斐閣、二〇一五年) 九二頁、菅野・前掲書、七〇九頁。
- (11) 清家篤「年齢差別の経済分析」(『日本労働研究雑誌』第四八七号、二〇〇一年) 四四頁—五六頁、同・編著『生涯現役時代の雇用政策』(日本評論社、二〇〇一年)、清家篤・山田篤裕『高齢者就業の経済学』(日本経済新聞社、二〇〇四年) 参照。

- (12) 『労働法全書』（労務行政、各年版）と『労働総覧』（労働法令協会、各年版）で条文を確認し、労務行政『八訂版 高齢者雇用安定法の実務解説』（労務行政、二〇一三年）一六頁―一八頁の表1「高齢者雇用安定法と年金制度の主な改正内容」および『平成二八年版 厚生労働白書』（日経印刷、二〇一六年）四〇頁の図表1―13―11「これまでの高齢者雇用安定法の主な改正内容」を参照した。なお、高齢者雇用安定法の改正経緯に関しては、櫻庭涼子『年齢差別禁止の法理』（信山社、二〇〇八年）二六頁―三五頁、森戸英幸「高齢者雇用安定法―二〇〇四年改正の意味するもの」（『日本労働研究雑誌』第六四二号、二〇一四年）五頁―一二頁、菅野・前掲書、一〇一頁―一〇六頁も参照のこと。
- (13) 森戸英幸「雇用政策としての『年齢差別禁止』」清家 篤編著『生涯現役時代の雇用政策』（日本評論社、二〇〇一年）一一三頁―一二六頁、および柳澤・前掲書、二四五頁―二五四頁は、日本企業における定年制度の歴史を要約的に整理している。なお、荻原勝『定年制の歴史』（日本労働協会、一九八四年）は、史料に基づき詳細に定年制の歴史を記述した労作である。また、佐口・前掲論文、二八一頁―三三三頁は、労使関係の視点を加味しながら、定年制の史的展開を論じている。
- (14) 荻原・同上書。
- (15) 高齢者の雇用状況を報告した常時雇用する労働者が三一人以上の企業一五万三〇二三社が集計対象。内訳は中小企業（三二～三〇〇人規模）一三万七二二三社、大企業（三〇一人以上規模）一万五八一〇社で、中小企業の割合が八九・七%を占める。なお、集計対象企業のうち高齢者雇用確保措置を実施している企業は九九・五%である。
- (16) 高齢者雇用に対する一連の労働政策や労働法政策に関しては、濱口桂一郎『労働法政策』（ミネルヴァ書房、二〇〇四年）一四五頁―一六三頁、同『日本の雇用と中高年』（ちくま新書、二〇一四年）一〇頁―一一頁、櫻庭・前掲書、二六頁―三五頁参照。
- (17) 谷田部光一『キャリア・マネジメント―人材マネジメントの視点から―』（晃洋書房、二〇一〇年）一〇頁―一一頁、五六頁―五七頁。
- (18) ①労働政策研究・研修機構「改正高齢者雇用安定法への対応状況」。常用労働者五〇人以上を雇用している全国の民間企業二万社を対象に、二〇一三年七月八月調査実施（有効回収数七一七九件）。調査結果は『改正高齢者雇用安定法の施

行に企業はどう対応したか』(JILPT調査シリーズNo.121、二〇一四年)所収。②労務行政研究所「中・高齢層の処遇に関する実態調査」。全国の上場企業およびそれに匹敵する非上場企業計三七五四社を対象に二〇一三年六～七月実施(回答企業二一五社)。調査結果は『労政時報』第三八五二号(二〇一三年)掲載。③産労総合研究所「二〇一三年 中高齢層(四〇～六五歳)の賃金・処遇に関する調査」。全国一・二部上場企業、同社会員企業等三五〇〇社対象に二〇一三年六月実施(回答企業二七四社)。調査結果は『中高齢者雇用ハンドブック二〇一五』(産労総合研究所、二〇一四年)所収。

(19) 労務行政研究所『労政時報』該当事例掲載号、産労総合研究所『人事実務』該当事例掲載号。煩瑣になるので具体的な掲載号と社名は省略した。

(20) 労働政策研究・研修機構『六〇代の雇用・生活調査』(I L P T調査シリーズNo.135、二〇一五年)三四頁、図表2―65参照。

(21) 日本生産性本部「第一五回 日本的雇用・人事の変容に関する調査」。全上場企業二七七社の人事労務担当者に対して二〇一六年七～八月に実施(回答企業一三三社)。同本部のホームページに掲載された調査結果概要の一五頁、図表25参照。

(22) 柳澤・前掲書、二六四頁―二八六頁、同「高年齢者雇用政策―年齢差別アプローチの可能性―」(『日本労働法学会誌』一二四号、二〇一四年)三五頁―四五頁参照。

(23) アメリカの年齢差別禁止法(ADEA)に関して概要を説明した文献としては、奥山・前掲論文、三六頁―四八頁、森戸・前掲論文、九三頁―一〇二頁、森戸「雇用における差別禁止法」(『日本研究労働雑誌』第四八七号、二〇〇一年)五七頁―六九頁、櫻庭涼子「諸外国における年齢差別への取組み」(『日本労働研究雑誌』第五二二号、二〇〇三年)三一頁―三三頁、中窪裕也『アメリカ労働法「第二版」』(弘文堂、二〇一〇年)二四九頁―二五四頁参照。ADEAに関して詳細に論じた文献としては、柳澤・同上書、櫻庭・前掲書参照。

(24) 二〇〇〇年EC指令七八号の概要と加盟国の動向に関しては、櫻庭・同上論文、三二頁―四二頁、櫻庭・同上書、同「年齢差別禁止と定年制―EU法・英国法の展開を手がかりに」(『日本研究労働雑誌』第六四三号、二〇一四年)三一頁―四〇頁、柳澤・同上書、二〇〇頁―二三六頁、同「高年法の雇用確保措置をめぐる新たな法的課題」(『日本研究労働雑誌』第五八九号、二〇〇九年)六五頁―六九頁、労働政策研究・研修機構『データブック国際労働比較(二〇一六年版)』(労働政策研究・研修

機構、二〇一六年) 一三三頁—一三四頁参照。

(25) 櫻庭・前掲論文「諸外国における年齢差別への取組み」、三二頁—四二頁、櫻庭・同上書、六一頁—六二頁参照。

(26) 清家篤『定年破壊』(講談社、二〇〇〇年)、同『エイジフリー社会を生きる』(NTT出版、二〇〇六年)、同『雇用再生 持続可能な働き方を考える』(NHK出版、二〇一三年)、同・編著前掲書『生涯現役時代の雇用政策』、清家篤・山田篤裕・前掲書『高齢者就業の経済学』。

(27) 谷田部・前掲書、四頁。

(28) 同旨、井藤正信「日本企業における退職管理の現状と課題—定年制を中心として」(『愛媛経済論集』二五卷一号、二〇〇六年) 八頁—一〇頁。

(29) 前掲『平成二八年版 厚生労働白書』一二頁—一三頁。

(30) 濱口・前掲書『日本の雇用と中高年』二九頁。

(31) エイジズムに関しては、柳澤・前掲書、一五頁—二二頁、同「雇用対策法一〇条(年齢制限禁止規定)の意義と効果」(『日本労働研究雑誌』第六四二号、二〇一四年) 二九頁、同・前掲論文「高齢者雇用政策—年齢差別アプローチの可能性—」三八頁—四一頁参照。

(32) 柳澤・同上論文「雇用対策法一〇条(年齢制限禁止規定)の意義と効果」二九頁、同・同上論文「高齢者雇用政策—年齢差別アプローチの可能性—」三九頁

(33) 関ふ佐子「高齢者雇用法制」清家篤編著『高齢者の働き方』(ミネルヴァ書房、二〇〇九年) 二二五頁—二二六頁。

(34) 労務行政研究所『労政時報』第三六八七号(二〇〇六年) 九一頁以下、産労総合研究所『人事実務』第一〇八九号(二〇一〇年) 二〇頁以下。

(35) 労務行政研究所『労政時報』第三九〇六号(二〇一六年) 二六頁以下。

(36) 労務行政研究所『労政時報』第三八五二号(二〇一三年) 一〇一頁以下、産労総合研究所『賃金事情』第二六六〇号(二〇一三年) 二〇頁以下。

- (37) 同上『労政時報』第三八五二号、九〇頁以下。
- (38) 前掲『労政時報』第三九〇六号、二〇頁以下。
- (39) 谷田部光一『働きの人の人材マネジメント』（晃洋書房、二〇一六年）一七頁―二二頁。



# 国際通貨基金におけるG5各国の投票力と 融資資金提供量との相関について

横 溝 えりか

1. はじめに
2. 国際通貨基金における融資決定プロセス
3. 実証分析
4. まとめ

## 1. はじめに

日本国政府からの対外援助には、政府開発援助（ODA）のほかに、国際通貨基金（IMF）を介した融資などが挙げられる。これらの援助には、政府の一般会計などから提供される資金のほかに、外国為替資金特別会計（以下では外為特会とする）から提供される資金が用いられている。この外為特会の規模は平成二十六年度末の時点でおよそ一五九兆円となっており、外為特会の資金調達は外国為替資金証券（為券）を発行することで、原則として市場から行っている。金融市場での、外為特会によるこの資金調達は、日本銀行から金融緩和策によって供給された資金の一部を吸収してしまい、結果として他の経済主体が資金調達をする機会を奪っている可能性を否定できない。外為特会の資金調達には為券の利払費の他に、このような形で機会費用が生じており、外為特会で調達された資金の使われ方に目を配る必要がある<sup>(1)</sup>。

外為特会では調達した円資金を使って、外国為替市場において介入を行い、介入で積み上がった外貨を、主として外貨証券の購入に充ててきたが、積み上がった外貨の一部は対外援助にも用いられている。外為特会資産利用方法の一つが、本稿で論じることとなるIMFへの資金提供である。外貨不足に陥ったIMF加盟国からIMFへ融資の申請が出され、その申請がIMFの理事会で承認されると、IMFから融資が行われる。IMFからの融資という形はとるものの、実際のところは、他のIMF加盟国から提供された資金を用いて融資が行われる。

IMFにおいて各加盟国は、それぞれの出資割当額（クォータ）に基づいて、IMFとして意思決定をするための投票力を有している。外貨不足に陥った加盟国から融資の申請があると、IMFは各加盟国の投票力を基にした

二十四人の理事から構成される理事会によって、融資の可否や規模等を決定する。ところが、その融資に使われる資金は、クォータあるいは投票力の応分で、各加盟国が負担するわけではない。ここでの問題意識は、IMFの加盟国、なかでもクォータ規模、そして投票力で上位五カ国となっていたG5の国々（アメリカ・日本・ドイツ・イギリス・フランス）について、口は出す（投票力に基づいて融資の決定を左右する）がお金（融資のための資金）は出さないという状況になつてはいなかったであろうか、というものであり、本稿ではその検証を行う。<sup>②</sup>

本稿の特徴は、G5各国から融資のために出されたであろう資金量を、IMFの一般資金勘定におけるG5各国の資金ストックから算出し、これら算出した資金量を検証に用いる点にある。本稿では、G5各国からの資金提供量とIMFから加盟国への融資額との相関を見る。そしてG5それぞれの国から融資のために出されたであろう資金量とクォータ規模との比較をすることにより、IMFとして融資の決定はしたものの、G5各国がクォータ規模に見合った資金提供を行ってきたのかを検証する。

## 2. 国際通貨基金における融資決定プロセス

IMFの意思決定最高機関は、各加盟国の代表である総務会から構成される総務会となる。IMFの運営に関する重要事項の決定、例えば新規加盟国の承認やIMFへの出資割当額の変更、特別引出権（SDR）の配分、IMF協定改正等は、総務会が行うこととされている。総務会での投票権は、一国一票方式ではなく、各加盟国の出資割当額（クォータ）が基になっている。各加盟国の投票権数は、各国一律の基本票に加えて、各国のクォータ十萬SDRごと

に一票ずつ割り当てられた票数となっている。総務会決定事項のうち、クォータの変更、SDRの配分、IMF協定改正には、総投票権数の八五パーセント以上の賛成が必要とされる。

この総務会からIMFの業務運営に関する権限の委任を受けて、権限を行使するのが理事会である。理事会は、加盟国に対する融資の承認、加盟国に対するサーベイランスの結果についての議論等を行っている。<sup>3)</sup> 理事会は、クォータ上位五カ国、つまりG5各国が任命する五人の理事(任命理事)と、その他の加盟国が単数または複数で選出母体を作り、それらの選出母体から選出される十九人の理事(選任理事)の、合計二十四人の理事から構成される。<sup>4)</sup> 理事会の決定はコンセンサス方式が基本となっているが、正式な投票が行われることもある。各理事の理事会における投票権数は、任命理事の場合がG5各国の投票権数と同じで、選任理事の場合は自身の選出母体に属する加盟国が持つ投票権数の合計となる。

IMF加盟国の中で投票権数が最も多いのはアメリカで、二〇一五年七月時点で全体の一六・七四パーセントを占めていた。総務会決定事項の中でも重要決定事項には、総投票権数の八五パーセント以上の賛成が必要とされることから、アメリカはIMFでの意思決定において、単独で拒否権を有していることになる。その他、投票権数の多い国は日本、ドイツ、そして同数でイギリスとフランスが続ぎ、これらG5の国々の合計で総投票権数の三七・三六パーセント(二〇一五年七月時点)を占めていることになる。加盟国に対する融資の承認やサーベイランスの結果についての議論を行うのが理事会であり、意思決定はコンセンサス方式を基本としつつも、場合によっては投票が行われることから、G5の国々、とりわけアメリカは、理事会の決定を左右する大きな力を持っているといえる。

加盟国に対する融資には、理事会の承認が必要となる。外貨不足に陥った加盟国からIMFへ融資の申請がなされ

ると、IMF職員が当該加盟国に派遣され、融資についての交渉が行われる。そして、融資の基本合意がなされると、理事会においてその基本合意に係る融資の承認・不承認が決定される。

加盟国への融資に、投票力を持つ国が与える影響についての先行研究を分類すると、融資の承認に与える影響、融資額に与える影響、融資条件に与える影響についての研究が存在する。融資の承認に与える影響力についての研究には、Thacker (1999)´ Barro and Lee (2005)´ Sturm, Berger and Hann (2007) や Pop-Eleches (2009) 等がある。Thacker による研究では、投票力を持つ国からの政治的圧力を始めとした力が、IMF融資承認に影響を与えたとの結果が得られている。具体的には、国連総会 (UNGA : United Nations General Assembly) の議題の中で、アメリカが重要案件としている議題について、アメリカと賛否が一致する投票を行った加盟国は、IMF融資の承認を受けやすいという結果が得られている。

融資額に与える影響力についての研究には、Oatley and Yackee (2004)´ Barro and Lee (2005)´ Pop-Eleches (2009) や Copelovitch (2010) 等がある。Oatley and Yackee ではアメリカの商業銀行が多額の債権を保有する加盟国へ、IMFから多額の融資が実施されるとの結果が得られている。Barro and Lee では、アメリカと欧州主要国と政治的・経済的により繋がりがある加盟国へのIMF融資額がより大きく、また融資も頻繁に行われていたとの結果が得られている。

IMF融資の利用にあたり加盟国は、融資を受けるためにIMFとの間で合意に達した政策を採用・実施することが必要となる。この政策を採用・実施すること、もしくは政策を実施した達成結果が融資条件 (コンディショナリティ) となる。加盟国にとってIMF融資を受けるということは、資金提供を受けるだけでなく、コンディショナリ

テイの設定という形で経済調整プログラムを受け入れることを、IMFとの間で合意することも意味する。加盟国には、融資を受けながらこの経済調整プログラムを実行していくことが求められる。このため、融資の引出しは原則として四半期ごとに分割して行われる仕組みになっており、各回の引出しの際にはコンディショナリテイの遵守状況が確認される。

このコンディショナリテイへの影響に対する研究には、Dreher and Jensen (2007) や Copelovitch (2010) がある。Dreher and Jensen において、設定されるコンディショナリテイの数は、国連総会における投票行動に依存する、つまりアメリカや他のG7諸国と賛否が一致する投票を行った加盟国はIMF融資でのコンディショナリテイの数がより少なくなる、との結果が得られている。Copelovitchでは、理事会の決定を集団となって左右するG5の、国々の間での選好の違いによって、コンディショナリテイの数が決まるとの結果が得られている。

### 3. 実証分析

IMF融資では、加盟国の提供する資金が、IMFの一般資金勘定 (GRA: General Resources Account) を通じて、<sup>5)</sup> 融資対象国に貸し出される。融資は、具体的には、IMFの一般資金勘定にある、融資対象国通貨と他の加盟国通貨とを交換する形で行われる。融資対象国はIMFの一般資金勘定から融資資金を引き出す際、自国通貨をIMFの一般資金勘定に払い込み、これを対価としてIMFの一般資金勘定から他の加盟国通貨を買い入れる。そして返済の際には、買い入れた他加盟国通貨を使って、払い込んだ自国通貨を買い戻す。

融資対象国は、IMFの一般資金勘定から買い入れる外貨の種類を指定することはできない。言い換えれば、融資対象国自身がどの加盟国から資金提供を受けるのかを決めることはできない。融資対象国が買い入れる外貨の種類を選定するのはIMFとなる。<sup>⑥</sup>

融資対象国による外貨引出しの際、一般資金勘定から引き出される通貨の種類、つまり資金提供を行う国は、IMFの理事会が選定する。<sup>⑦</sup> 引き出される通貨に選定された通貨の発行国は、融資対象国の要請を受けた場合、引き出された自国通貨と自由利用可能通貨との交換に応じなくてはならない。<sup>⑧</sup> 自由利用可能通貨は、国際取引上の支払を行うために広範に使用され、かつ主要な為替市場において広範に取引されていると、IMFが認めている通貨を指す。<sup>⑨</sup> 自由利用可能通貨は、米ドル、ユーロ、日本円、英ポンドの四通貨となっていた。<sup>⑩</sup>

ここでIMFの一般資金勘定を通じた、加盟国によるIMF出資金の払い込みとIMF融資との関係について整理しておく。加盟国は加盟にあたり、出資割当額（クォータ）<sup>⑪</sup>の七五パーセントを自国通貨で、二五パーセントをSDRまたは外貨で、IMFの一般資金勘定に払い込む。<sup>⑫</sup> この二五パーセントの部分をリザーブ・トランシュと言い、加盟国はこの部分の外貨を、自国通貨を払い込む代わりに、いつでも無条件に引き出せる。加盟国が外貨を引き出すと一般資金勘定における当該加盟国通貨の残高は増加し、引き出された外貨の残高は減少するという仕組みになっている。この無条件での、リザーブ・トランシュ相当分の外貨の引出しは、一般資金勘定において当該加盟国通貨残高がクォータに一致するまでに限定されることになる。

リザーブ・トランシュ相当分を超える引出しは、クレジット・トランシュの引出しと呼ばれる。クレジット・トランシュの引出しのうち、クォータ相当分の最初の二五パーセントを超える部分は、高次クレジット・トランシュと呼

ばれ、その引出しには前述のコンディショナリテイが課される。IMF融資とは、この高次クレジット・トランシュの引出しを指す。したがって、この出資金払い込みの仕組みをもとにIMF一般資金勘定内の各加盟国単位の勘定を見ると、クォータを超えた加盟国通貨残高が、当該加盟国へのIMF融資残高を表していると解釈できよう。

リザーブ・トランシュ分を除いた、クォータの残りの七五パーセント分は、各加盟国が自国通貨で払い込みをする。加盟国は、加盟国自身が発行する通貨に代わる証書(日本の場合は基金通貨代用証券)によつて、払い込みをすることができる。<sup>12)</sup> この証書による払込分について、IMFから償還請求があった場合、加盟国はその請求に応じて証書を償還し、自国通貨の現金をIMFに対して提供することになる。そしてその後、IMFで当該通貨の現金に余裕が生じると、加盟国は再び証書を発行して、IMFから自国通貨の現金を回収する。<sup>13)</sup>

ここで一例として、IMF一般資金勘定内の日本の勘定(二〇一六年九月末時点)を見ることにする。日本のクォータは三〇八億二、〇五〇万SDRで、うち八八・〇五パーセントにあたる二七・一億三、八六一万SDRが自国通貨(円)で、一一・九五パーセントにあたる三・六億八、二五二万SDRがリザーブ・トランシュという構成になっている。さらに自国通貨(円)の部分は、証書(基金通貨代用証券)部分が三〇三億三、七九三万SDRで、現金部分が七、七七五万SDRとなっている。<sup>14)</sup>

一般資金勘定で、クォータに対する自国通貨(円)の比率が七五パーセントを超えているところを見ると、日本は自国通貨(円)を払い込む代わりに、外貨を引き出しているように見える。しかしながらこれは、日本が外貨を利用するために引き出したと見るだけでなく、一つには、他の加盟国が円を利用しやすい環境を整えていると見ることもできる。他の加盟国から円の引出し要請があった場合、IMFからの証書の償還請求を通じて、円現金を提供する準

備が十二分にできている状況を作り出すために、あえて外貨を買い入れることで、一般資金勘定内の証書残高を増やしているという解釈もできる。

日本のように、本国通貨が自由利用可能通貨である加盟国の事情は、本国通貨が自由利用可能通貨でない加盟国の事情と異なる。本国通貨が自由利用可能通貨でない加盟国の場合、他の加盟国によって本国通貨が引き出されると、通貨が引き出された加盟国は、その引き出された本国通貨の、自由利用可能通貨への交換に応じなくてはならないことになっている。そのため、本国通貨を引き出される加盟国は、本国通貨以外の自由利用可能通貨を準備しておかなくてはならない。しかし本国通貨が自由利用可能通貨である加盟国は、自由利用可能通貨である本国通貨を準備しておけばよい。

また基金通貨代用証券は無利子で発行される。無利子で発行される証券であるため、日本のように証券を発行することで、他加盟国の通貨を買い入れて保有しても、保有する費用はかからない。他方、IMFの一般資金勘定では、同勘定内の本国通貨残高が一定水準を下回っている国には、言い換えれば他の加盟国に本国通貨を提供している国には、IMFから、SDR金利を基にした報酬が支払われる。したがって、加盟国が一般資金勘定から円を引き出してくれば、つまり、日本の場合は外為特会において、現状では非常に低い利回りとなっている為券の発行によって調達された円を、他の加盟国に提供すれば、為券利払いを上回る報酬をIMFから受け取ることができるという状況にある。

一般資金勘定にある、各加盟国の本国通貨残高データは、IMFのホームページから得られる。本国通貨残高の階差を取った時、IMF融資において融資資金の提供側から見れば、本国通貨残高の減少は融資資金の提供額にあたり、

残高の増加は融資資金の返済額、あるいはいざという時に提供できる資金の積み増しにあたる。反対に借入側から見れば、自国通貨残高の増加は資金借入額にあたり、残高の減少は借入資金返済額にあたる。そこで本稿では、これら IMF 一般資金勘定内の加盟国通貨残高の階差を使って、IMF 融資に際しての各加盟国の資金提供量と IMF 融資額との相関、そしてそれぞれが投票力に見合った資金提供を行っていたかを、G5 各国について検証していく。

一般資金勘定内の各加盟国通貨残高の階差を使い、融資資金提供額を見るにあたって、注意しなくてはならないのが、増資による加盟国通貨残高の増加である。IMF では定期的に、かつ状況に応じて、クォータの見直しが実施され、その結果、加盟国によつては増資に依ることとなる。増資が行われると、IMF 一般資金勘定における加盟国通貨残高も増加するため、加盟国通貨残高を使って融資資金提供額を見る場合、加盟国通貨残高の増加分から、増資による増加分を除かなくてはならない。

さらに、IMF 融資資金には、クォータから算出される出資金を基に、加盟国から提供される資金のほか、IMF と加盟国との取極めにより、状況に応じて、IMF が一般資金勘定を通じて加盟国から借り入れた資金が加わることがある。そこで IMF 融資への各加盟国からの資金提供量を見る場合、この IMF の各加盟国からの借入資金を加えずなくてはならない。この借入資金のデータもまた、IMF のホームページから得ることができる。

そこで、IMF 融資への、各加盟国からの資金提供量データ作成方法は次のとおりになる。まずは IMF 一般資金勘定における、各期末時点における加盟国通貨残高の階差を取り、各期間中の加盟国通貨の増加額を出す。次に、増資が行われた場合、増資額の七五パーセント分を、加盟国通貨の増加額から差し引く。そして、加盟国通貨の減少額が IMF への資金提供量であるから、加盟国通貨増加額の符号を反転させたものが、クォータから算出される出資金

表1 G5各国の資金提供量（100万SDR）およびシェア（パーセント）

年	アメリカ		日本		ドイツ		イギリス		フランス		年間純 融資額
	金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア	
2015	-3691	25.4	-1580	10.9	-895	6.2	-661	4.5	-717	4.9	-14,530
2014	-2610	17.6	-944	6.4	-1782	12.0	-1491	10.0	-1166	7.8	-14,858
2013	-2259	36.8	310	-5.0	-396	6.4	-577	9.4	-344	5.6	-6,143
2012	2633	95.2	-2302	-83.2	623	22.5	268	9.7	440	15.9	2,765
2011	10238	32.3	2102	6.6	2496	7.9	2322	7.3	2094	6.6	31,657
2010	849	4.6	4059	22.1	1521	8.3	1050	5.7	638	3.5	18,399
2009	2274	11.5	1025	5.2	938	4.8	600	3.0	868	4.4	19,706
2008	2302	20.1	844	7.3	663	5.8	829	7.2	760	6.6	11,479
2007	-665	17.5	-403	10.6	-418	11.0	-243	6.4	-229	6.0	-3,786
2006	-2273	12.2	-728	3.9	-1135	6.1	-688	3.7	-1072	5.8	-18,610
2005	-6961	25.8	-2358	8.8	-1983	7.4	-1935	7.2	-1439	5.3	-26,942
2004	-2574	26.6	-833	8.6	-733	7.6	-694	7.2	-789	8.2	-9,658
2003	-1009	-70.5	-94	-6.6	227	15.9	-309	-21.6	-8	-0.6	1,431
2002	1946	19.2	1279	12.6	229	2.3	546	5.4	356	3.5	10,124
2001	2840	27.1	-13	-0.1	505	4.8	732	7.0	423	4.0	10,487
2000	-1712	21.2	-742	9.2	-486	6.0	-559	6.9	-479	5.9	-8,071
1999	-5707	60.8	-2799	29.8	-1683	17.9	286	-3.0	339	-3.6	-9,389
1998	2749	19.8	-473	-3.4	761	5.5	531	3.8	661	4.8	13,892
1997	2661	25.5	2138	20.5	604	5.8	509	4.9	245	2.3	10,432
1996	879	443.3	328	165.2	298	150.1	60	30.0	21	10.5	198
1995	1613	15.6	1313	12.7	744	7.2	264	2.6	227	2.2	10,317
1994	-341	-82.3	-31	-7.4	-116	-28.0	12	2.8	-55	-13.3	415
1993	30	2.5	-270	-22.0	-206	-16.9	-109	-8.9	-123	-10.0	1,225
1992	-231	-39.3	-103	-17.6	-120	-20.4	-134	-22.9	-93	-15.9	587
1991	250	9.5	67	2.5	346	13.1	114	4.3	161	6.1	2,647
1990	-465	29.3	-211	13.3	-167	10.5	-67	4.2	-73	4.6	-1,583
1989	-207	8.5	261	-10.7	-171	7.0	7	-0.3	-124	5.1	-2,435
1988	-526	13.1	565	-14.1	-90	2.2	-14	0.4	-148	3.7	-4,002
1987	-1233	26.9	256	-5.6	-146	3.2	-368	8.0	-71	1.5	-4,583
1986	-961	51.6	52	-2.8	-22	1.2	-189	10.1	173	-9.3	-1,860
1985	-684	-265.0	-62	-24.1	-229	-88.8	-202	-78.3	-44	-17.0	258

国際通貨基金におけるG5各国の投票力と融資資金提供量との相関について（横溝）

を基に、加盟国から提供される資金にあたる。その上で、加盟国がIMFとの取極めによってIMFに貸し出した資金を加えたものが、各加盟国のIMF融資への資金提供量となる。作成したデータの値を挙げたものが表1である。

表1では、各国左側の列の数字が、各国のIMF融資への年間での資金提供量(一〇〇万SDR単位)を、純額で表している。そして、表の一番右側の列の数字が、年間でのIMF純融資額(融資額から返済額を差し引いた金額)を表している。また、各国右側の列の数字が、IMF純融資額に占める各国資金提供量の割合(パーセント単位)を表している。アメリカは二〇一一年の一年間に一般資金勘定を通じて、純額で一〇二億三、八〇〇万SDRの資金提供を行ったが、これは同年のIMF純融資額の三二・三四パーセントを占めていた。この割合はアメリカのクォータ比率(アメリカの出資額が加盟国全体の出資額に占める割合)である一七・六八パーセントに比べて、著しく高くなっている<sup>15</sup>。他のG5諸国の資金提供量を見ると、日本の割合はクォータ比率の六・五六パーセントとほぼ同じで、ドイツ(クォータ比率は六・一二パーセント)・フランス(クォータ比率は四・五一パーセント)・イギリス(クォータ比率は四・五一パーセント)の割合はクォータ比率よりもわずかに大きくなっている。

一九九〇年代でIMF融資額が最も多かった年は一九九八年であった。アジア通貨・金融危機が発生した年である、前年の一九九七年に一六一億一、三〇〇万SDRの資金が一般資金勘定から融資されたが、その融資先の内訳は、韓国へ八二億SDR、インドネシアへ二二億一〇〇万SDR、タイへ一八億SDR、フィリピンへ三億五、二〇〇万SDR、そしてロシアへ一一億八〇〇万SDRとなっていた。アメリカは二六億六、一〇〇万SDR、この年のIMF純融資額の二五・五一パーセントを、日本に至っては二二億三、八〇〇万SDR、割合にして二〇・五〇パーセント分を提供した。しかしながらG5に含まれる二つの欧州諸国(ドイツとフランス)の資金提供量が全体に占める割

表2 IMF融資額と資金提供額との相関係数

期間	アメリカ	日本	ドイツ	イギリス	フランス
1985-2015年	0.902	0.725	0.944	0.924	0.932
1985-2000年	0.877	0.586	0.849	0.695	0.631
2000-2015年	0.913	0.778	0.966	0.958	0.975

合は、いずれもクォータ比率から求められる割合よりも小さかった。

それがIMF融資額の最も多かった、翌年の一九九八年になると、日本には純額で四億七、三〇〇万SDRが返済されている。一九九八年の一年間に二〇五億八、六〇〇万SDRの資金が一般資金勘定から融資されたが、アジア諸国への融資額は前年よりも少なくなっていた。<sup>(16)</sup> 他方で、アルゼンチンへの融資額は三八億六、五〇〇万SDR、そしてロシアには三九億二、六〇〇万SDRが融資された。この年のアメリカからの資金提供額は全体の一九・八パーセントを占めていた。

二〇〇〇年代になると、二〇〇八年九月のリーマンブラザーズ破綻に端を発したリーマンショック、その後、二〇〇九年一〇月のギリシャでの政権交代がきっかけとなって国家財政の粉飾決算が明るみに出たことからはじまった欧州危機があった。二〇〇八年には一三四億二、二〇〇万SDRの資金がIMFの一般資金勘定から融資された。その内訳として、ハンガリーへの四二億一、五〇〇万SDR、ウクライナへの三〇億五、七〇〇万SDR、等が挙げられる。アメリカの資金提供額は融資純額全体の二〇・一パーセントを占めていたほか、イギリスとフランスの資金提供額に占める割合はそれぞれ七・二パーセント、六・六パーセントとクォータ比率から求められる割合よりも大きかった。しかしながら二〇〇九年になるとG5各国の資金提供額はクォータ比率から求められる割合よりも、いずれも小さくなっていた。融資の内訳は、ルーマニアへの六〇億八、八〇〇万SDR、ウクライナへの三九億四、三〇〇万SDR、ハンガ

リーへの三四億二、二〇〇万SDR、等となっていた。

G5各国からの資金提供量とIMF純融資額との相関係数を表2に挙げた。一九八五年から二〇一五年までの全期間における各国の相関係数は、日本を除いて〇・九〇を上回っていた。期間を二つに分けた、前半の一九八五年から二〇〇〇年までの期間では、日本の相関係数は最も低い値（〇・五九）となっている。表1によると、一九八六年から一九九〇年までの五年間はIMF純融資額はマイナス、つまりこの五年間ではIMF融資返済額が融資額を上回っていた。しかし日本は、このうちの四年間（一九八六～一九八九年）にも資金を提供していたことが読み取れる。また一九九八年は、一九九〇年代でIMF融資額の最も多かった年であるが、日本については、提供した資金が戻ってきていたことも読み取れた。期間を二つに分けた後半、二〇〇〇年から二〇一五年までの期間では、欧州三カ国の相関係数は一に近い値を示している。この期間におけるアメリカの相関係数と日本の相関係数もまた、全期間における相関係数よりも高くなっている。

#### 4. まとめ

本稿では、IMFの加盟国、なかでもクォータ規模そしてクォータに基づく投票力で上位五カ国となっていたG5各国について、IMF融資の決定を左右する投票力と融資のために提供する資金量との関係を見た。本稿の特徴は、IMFから加盟国への融資のために、G5各国がIMFの一般資金勘定を通じて提供する資金量のデータを生成することから分析を始めた点にある。これら生成した資金提供量のデータを用いて、本稿では、各国の資金提供量と

IMFから加盟国への融資額との相関を見ること、そして各国の資金提供量とクォータ規模との比較をすることにより、各国がその投票力を用いてIMFとして融資を行う決定はしたものの、それぞれがクォータ規模と比較して求められる量に見合った資金提供を行っていたのかを検証した。

検証の結果、検証期間全体（一九八五年から二〇一五年まで）での各国の資金提供量とIMF融資額との相関係数は、日本を除いて〇・九〇を上回っていた。期間を二つに分けた後半、二〇〇〇年から二〇一五年までの期間では、欧州三カ国の相関係数は一に近い値を示しており、資金提供量とIMF融資額の動きがほぼ連動していたと言える。またこの期間におけるアメリカの相関係数と日本の相関係数もまた、それぞれの全期間における相関係数よりも高くなっていた。しかしながらG5各国の資金提供量がIMF融資額に占める割合で見ると、クォータ規模と比較して求められる資金を大幅に上回った年や国があったものの、G5各国が少なくともクォータ規模から求められる資金を、常に提供していたとは言い難い。期間を二つに分けた前半、一九八五年から二〇〇〇年までの期間には、一九九七年にアジア通貨・金融危機が発生して、IMFからアジア諸国へ大規模な融資が行われている。アジア諸国への大規模融資が行われた際、とりわけ日本、そしてアメリカは、クォータ規模と比較して求められる量を超えた資金提供を行った。しかしながらドイツとフランスは求められる量を下回る水準での資金提供しか行わなかったという結果が得られており、投票力と資金提供量との乖離が確認された。

#### 注

(1) そして外為特会で調達された資金の用途は、所得分配にも影響を与えることになるが、本稿では所得分配の問題について

扱わない。

- (2) 本稿の検証は、二〇一五年七月に収集したデータを基に行なった。IMFでのクォータおよび統治の改革により、本稿が公表される時には、クォータ規模と投票力の上位五カ国には一部変更が生じることとなる。
- (3) サーベイランスとは、加盟国の経済状況についての調査・分析、そして政策提言を行うことを指す。
- (4) IMFでの統治の改革により、本稿が公表される時には、二十四人の理事はすべて選任理事となる。
- (5) ただしこれは通常融資の場合である。通常融資とは異なり、低所得国向けの譲許的融資は、一般資金勘定とは別のPRGF-ESF信託基金 (PRGF-ESF Trust) から供与される。
- (6) IMF協定第五条第三項(d)より。
- (7) IMFでは四半期に一度、この外貨引出し、つまり資金提供の要請に応じる国と金額とを計画として策定する仕組みである、資金取引計画 (FTP: Financial Transactions Plan) が作成される。
- (8) IMF協定第五条第三項(e)(ii)より。
- (9) IMF協定第三〇条(f)より。
- (10) 中国元がSDRの構成通貨に加わった（二〇一五年一月三〇日の理事会決定、二〇一六年一月一日発効）ことに伴い、自由利用可能通貨に中国元が加わり、五通貨となった。
- (11) IMF協定第三条第三項(a)より。
- (12) IMF協定第三条第四項より。
- (13) 日本の場合、基金通貨代用証券は、外為特会貸借対照表負債の部に存在する。その見合い勘定は、資産の部にある(IMFへの) 出資金となる。IMFからの基金通貨代用証券償還請求に対して、外為特会は同証券を償還することで円現金を提供し、反対に、IMFの円現金に余裕が生じると、外為特会は基金通貨代用証券を再度発行し、円現金をIMFから回収する。
- (14) 証書部分の金額と現金部分の金額とを足し合わせたときに、本国通貨(円)の金額を超えてしまうが、一般資金勘定には、

証書部分と現金部分の他に、SDRに対する自国通貨の評価を調整する部分が存在する。

(15) ここでのG5各国のクォータ比率は、二〇一五年七月時点のものを用いている。各国の投票力は、投票権数に基本票が含まれるものの、各国のクォータが基になっている。そのため、各国投票権数が総投票権数に占める割合は、各国のクォータ比率とほぼ同じである。そこで比較にはクォータ比率を用いる。

(16) 内訳は、韓国へが三八億SDR、インドネシアへが四二億五、四〇〇万SDR、フィリピンへが一億一、四〇〇万SDR、タイへが五億SDRであった。

#### 参考文献

岡村健司編 (二〇〇九) 『国際金融危機とIMF』、(財) 大蔵財務協会。

横溝えりか (二〇一四) 「外国為替資金特別会計と援助」『大東文化大学紀要・社会科学編』第五二号、p.123-141、二〇一四年三月。

Barro, Robert J. and Lee, Jong-Wha (2005) IMF programs: Who is chosen and what are the effects? *Journal of Monetary Economics* 52, p.1245-1269.

Copelovitch, Mark S. (2010) Master or Servant? Common Agency and the Political Economy of IMF Lending, *International Studies Quarterly* 54, p.49-77.

Dreher, Axel and Jensen, Nathan M. (2007) Independent Actor or Agent? An Empirical Analysis of the Impact of U.S. Interests on International Monetary Fund Conditions, *Journal of Law and Economics*, vol. 50, February, p.105-124.

Oatley, Thomas and Yackee, Jason (2004) American Interests and IMF Lending: *International Politics* 41(3), p.415-429.

Pop-Eleches, Grigore (2009) Public Goods or Political Pandering: Evidence from IMF Programs in Latin America and Eastern Europe, *International Studies Quarterly* 53, p.787-816.

Sturm, Jan-Egbert, Berger, Helge and Hann, Jakob de (2005) Which Variables Explain Decisions on IMF Credit? An Extreme

Bound Analysis, *Economics & Politics* Vol.17, July, p.177-213.

Thacker, Strom C. (1999) The High Politics of IMF Lending, *World Politics* 52, October, p.38-75.

## 持分法に関する一考察

小 阪 敬 志

### I はじめに

持分法 (equity method) は、関連会社や子会社といった被投資企業に対する投資の会計処理として、国際的に長らく用いられてきた方法である。持分法には全部連結に準ずる手法、すなわち一行連結 (one-line consolidation) としての性格が見られる一方で、被投資企業に対する投資の貸借対照表価額を決定する方法であるという性格も見られることから、いずれの視点から捉えるかによつて具体的な手続きの内容が異なりうる。これまで持分法は Nobes (2002) によつて一行連結 (準連結とも呼ばれる) として整理されてきたが、近年 EFRAG (2014) などによつて、今後の IFRS 開発にあたり、持分法の位置づけを改めて整理する必要性が指摘されている。IFRS とのコンバージェンスを進めている日本基準でも同様の必要性に迫られているといえるが、IFRS との間で連結手続に関するいくつかの重要な差異

が残されている現状も踏まえると、その重要性は極めて高いといえよう。

そこで本稿では、これまでの持分法の位置づけをめぐる議論の整理を通じて、現行の日本基準における持分法の位置づけをめぐる諸論点を考察することとしたい。なお、Nobes (2002) や EFRAG (2014) では、実際の会計処理規定を検証することで持分法の位置づけを検討するというアプローチが採られるが、本稿においても同様のアプローチによって考察を進める。

## Ⅱ 持分法の位置づけ

EFRAG (2014) では、現行の IAS28 の規定を前提に一行連結としての持分法と測定基礎としての持分法についての整理を行っている。そこでまず EFRAG (2014) による検討を題材として、持分法の位置づけをめぐる議論を整理する。

### 1. 一行連結としての持分法

IAS28 「関連会社および共同支配企業に対する投資」(par.3) によれば、持分法とは「投資を最初に取得原価 (cost) で認識し、それ以後、被投資企業 (investee) の純資産に対する投資企業 (investor) の持分 (share) の取得後の変動に応じて修正する会計処理方法をいう。投資企業の純損益 (profit or loss) に対する投資企業の持分が含まれ、投資企業のその他の包括利益 (other comprehensive income) には、被投資企業のその他の包括利益に対する投資企業の持分が含

まれる」とされる。持分法の基本的手続きは、被投資企業（関連会社や共同支配企業）において生じた純資産の変動を、投資企業が保有する投資勘定において反映することによって行われる。被投資企業の純資産に対する持分と投資勘定とをリンクさせて会計処理を行う持分法は、そもそも連結の技術が発展する以前に子会社に対する投資を会計処理するための方法として発祥した。単純に会計手続きが展開した時系列としては持分法が全部連結（full-line consolidation）に先んじていたといえるが、全部連結が主要な連結手続きとなつている今日においては、持分法には全部連結に準じる手続きとしての位置づけが与えられているとされる<sup>(1)</sup>。

持分法が一行連結であるとされる主要な根拠は、持分法で実施される手続きが全部連結において必要となる手続きと類似している点に求められる。EFRAG (2014) *et al.* IAS28 で要求される手続きが IFRS10 「連結財務諸表」における規定と類似している点を指摘している (par.35)。具体的には、のれんの取扱いと投資企業と被投資企業との間で行われた取引から生じた損益の取扱いである。

### (1) のれんの取扱い

まず全部連結においては、親会社の子会社に対する投資の帳簿価額と、子会社の資本のうち親会社の持分相当額が相殺消去される (IFRS10, par.B86(b))。この点も IFRS3 「企業結合」の規定にしたがつて、投資の帳簿価額が子会社の資本（識別可能純資産）を超過する金額はのれんとして認識され、不足する金額は割安購入益<sup>(2)</sup>として認識される (pars.32-36)。

他方持分法でも、被投資企業に対する投資を行った時点でのれん相当額が把握される。ただ、相殺消去といった処

【表1-a】 財政状態計算書

財政状態計算書			P社	S社
諸	資	産	4,000	3,000
S社株式			3,500	—
合	計		7,500	3,000
諸	負	債	4,500	1,000
資		本	3,000	2,000
合	計		7,500	3,000

理は行われないため、のれんを個別の資産として認識することはなく投資勘定に含められたままとなる (IAS28, par.32(a))。他方、被投資企業に対する投資原価が被投資企業の識別可能純資産の公正価値に対する投資企業の持分に満たない場合には、当該不足額が利益として認識される (par.32(b))。以下、具体的な数値例を用いて両者を比較する。

【設例1-a】

P社は×一年四月一日にS社の発行済議決権付株式の一〇〇%を三五〇〇で取得した。同日における両社の財政状態は【表1-a】の通りであった。なお、S社の諸資産の公正価値は、四〇〇〇であった。また税効果は無視する。計算条件からするとP社がS社に対する支配を獲得し、全部連結によって処理されるべきであるが、全部連結と持分法の計算結果を純粹に比較する観点から、同様の条件で持分法を適用した結果を併せて示すこととする。

全部連結ではP社とS社の財政状態計算書を単純合算する。その上でP社のS社に対する投資であるS社株式とS社の資本との相殺消去が行われる。この時、S社の諸資産は支配獲得日の公正価値で再測定され、S社株式との相殺消去差額がのれんとして認識されることとなる【表2-a】(全部連結)。他方、持分法ではP社とS社の財政状態計算書の合算は行われないため、S社株式の取得日に限つ

【表2-a】 全部連結または持分法適用後のP社の財政状態計算書（のれんの場合）

	全部連結	持分法
資産	8,000	4,000
のれん	500	—
S社株式	—	3,500
合計	8,500	7,500
負債	5,500	4,500
資本	3,000	3,000
合計	8,500	7,500

持分法に関する一考察（小阪）

てみればP社の財政状態計算書は持分法適用前と比べて変化はない。しかし、全部連結と同様の計算手順によって、のれん五〇〇がS社株式の中に含まれた状態で把握されている（【表2-a】持分法）。

全部連結と持分法とで、のれんの取扱いが整合的であることは、割安購入益が生じるケースを考慮するとより明確になる。

【設例1-b】

【設例1-a】におけるS社株式の取得原価が一八〇〇であったとし、併せてP社およびS社の財政状態を【表1-b】のように修正する。その他の条件に変更はない。

全部連結では投資と資本の相殺消去を行い、公正価値による再測定後のS社の資本三〇〇〇に対してS社株式の取得原価が一八〇〇であるから、差額一二〇〇が割安購入益として認識される。他方、持分法でもS社の資本に対して投資の原価が不足している金額が利益として認識されるが、持分法では投資勘定を用いて処理が行われるため、同額だけS社株式も増額することとなる点に注意が必要であろう。<sup>③</sup> いずれの手續においても、認識された項目は利益剰余金に含められてP社の資本において反映されるようになる。【表2-b】では割安購入益として処理された部分のみを利益剰余金として別掲している。

【表1-b】 財政状態計算書

財政状態計算書	P社	S社
諸資産	4,000	3,000
S社株式	1,800	—
合計	5,800	3,000
諸負債	4,500	1,000
資本	1,300	2,000
合計	5,800	3,000

【表2-b】 全部連結または持分法適用後のP社の財政状態計算書（負ののれんの場合）

	全部連結	持分法
諸資産	8,000	4,000
S社株式	—	3,000
合計	8,000	7,000
諸負債	5,500	4,500
資本	1,300	1,300
利益剰余金	1,200	1,200
合計	8,000	7,000

このように全部連結において被取得企業に対する支配の獲得時に必要となる手続きと基本的に同様の手続きが持分法においても採用されている。ただ、被取得企業とは異なり、持分法の適用対象である関連会社や共同支配企業に対して、投資企業は（少なくとも単体では）支配を有さない。このため、のれんは個別の資産としては認識されず、投資勘定に含められたままになる。さらに、のれんの減損処理についても全部連結の場合と持分法とで取扱いが異なる。すなわち、のれんを個別の資産として認識する全部連結の場合、「IAS36「資産の減損」の規定にしたがい、のれんが関連する資金生成単位に配分された後、その回収可能価額と帳簿価額とを比較する形で、減損テストが行われる（pars.80, 90）。そして、のれんについて認識された減損損失の戻入は禁止される（par.124）。他方、

のれんを個別の資産として認識しない持分法の下では、投資全体を単一の資産としてIAS36に基づく減損テストを実施し、減損損失を認識しても投資の帳簿価額を構成するのれん等の個別の資産には配分されない (IAS28, par.42)。そして減損損失の認識以後において回収可能価額が回復すれば減損損失の戻入が認められる (par.42)。結果として、投資に含まれるのれんに減損が生じても、その後においてその減損損失が戻入られることがある。

このように現行IFRSでは、一方で全部連結と持分法で類似する手続が規定されつつも、他方では両者を明確に区別する規定も見られる。しかし前述のように、持分法を一行連結として位置づける主な根拠は、全部連結との整合性に求められる。それゆえ持分法の手続が全部連結と完全には一致していないことが、持分法が一行連結として明確に位置づけられない原因となっていると考えられる。このように全部連結と持分法とに異なる手続が生じた主な要因は、IFRSが連結財務諸表を作成する範囲となる報告企業 (reporting entity) の範囲を、排他的支配 (exclusive control) に基づいて画定しようとしている点にあると考えられる。EFRAG (2014) では、IFRS10において支配の概念に基づいた連結範囲の決定が行われ (par.47)、IFRS3では支配概念に基づいた認識原則が規定されていることを指摘している (par.48)。さらに、段階的な支配の獲得 (いわゆる段階取得) や支配の喪失があった場合と、子会社に対する支配を維持した状態での子会社に対する投資の追加取得や一部売却があった場合の取扱いが異なることも、併せて指摘している<sup>(4)</sup> (par.50)。そしてEFRAG (2014) では、持分法を一行連結と見た場合、投資の状態が変化しない範囲で関連会社に対する追加的な投資が行われると、当該投資に含まれる追加的なのれん (または負ののれん) が把握されるものと考えられている (pars.56, 57)。

以上のように、全部連結と一行連結としての持分法において、のれんをめぐる処理の相違は、投資企業が被投資企

業に対する支配を有するか否かという観点から、区別されているといえよう。

(2) 投資企業と被投資企業との間で行われた取引から生じた損益の取扱い

まず投資企業と被投資企業との間での取引には、投資企業から被投資企業への商品等の販売取引(ダウンストリーム取引)と被投資企業から投資企業へ向けた販売取引(アップストリーム取引)がある。

全部連結においては、親子会社の間で行われた取引から生じた損益は、全額消去することが求められる(IFRS10, par.B86(c))。ダウンストリーム取引およびアップストリーム取引のいずれであっても、企業集団内部で行われた取引であれば、そこから生じた損益は未実現の損益であると考えられるから、その消去が必要となる。問題は消去した未実現損益の負担関係である。

【設例2】

P社はS社の発行済議決権付株式の80%を保有している。

(1) P社は原価8000の商品を10000でS社に販売し、S社は当該商品を販売せずに保有している。

(2) S社は原価8000の商品を10000でP社に販売し、P社は当該商品を販売せずに保有している。

まず【設例2】の(1)にあるようなダウンストリーム取引では、S社の棚卸資産に含まれる未実現利益2000を消去した際、その総額をP社の持分保有者のみが負担するのか、それともP社の持分相当1600(=2000×80%)のみを負担し、残額を非支配持分(non-controlling interest)の保有者が負担するのかが問題となる。IFRSでは負担関係について明示されていないが、利益を付加しているのが親会社であることから、親会社の持分保有者のみが負担すべき

であると考えられる。トーマツ (2014) では、非支配持分に負担させない考え方が示されており (p.573)、実務上でも同様の解釈がなされているといえよう。

次に【設例2】の(2)にあるようなアップストリーム取引では、P社の棚卸資産に含まれる未実現利益200を付加したのはS社である。前述の考え方によれば利益を付加したS社の持分保有者であるP社および非支配持分保有者の双方によって、持分比率に応じた160と40がそれぞれ負担されるべきこととなる。しかしトーマツ (2014, p.574) では、P社の持分保有者のみで負担するという考え方も示されており、<sup>(5)</sup> 実務上はいずれの負担方法も採用されているとの指摘がなされている。

このように、全部連結では企業集団内部の取引から生じた未実現損益は、全額を消去する必要がある。その上で負担関係をどのように扱うかは、ダウンストリームまたはアップストリームの取引のいずれであるかによって異なる。

持分法においても、投資企業と被投資企業との間で行われた取引から生じた損益の消去が必要となる。ただし、ダウンストリーム取引およびアップストリーム取引のいずれの場合であっても、付加された損益のうち投資企業の持分相当のみが消去の対象となる (IAS28, par.28)。仮に【設例2】の状況で持分法を適用した場合、(1)と(2)のいずれのケースにおいてもP社の持分相当の160 ( $\frac{160}{100} \times 100\%$ ) が消去の対象となり、消去部分は投資勘定を用いて処理されることとなる。全部連結とは異なり、P社の持分相当の利益しか消去されない点に注意が必要である。特にダウンストリーム取引の場合、利益を付加したのはP社であるから、利益の総額を消去しP社の持分保有者のみで負担する (S社株式勘定において消去した利益の全額を処理することとなる) という方法も考えられる。むしろ全部連結との整合性を考えれば、この方法によるべきであろう。

EFFRAG (2014) では、投資企業の持分の範囲でのみ損益の消去を行うことが、IFRS10で採用する実体観 (entity perspective) と対立する所有主観 (proprietary perspective) を反映したものであると指摘している (par.36)。すなわち全部連結における実体観の考え方によれば、付加された損益はその全額が消去されなければならないが、持分法では投資企業の持分相当のみが消去される点が所有主観を反映しているということである。理論的枠組みに照らしても全部連結と持分法との間で一貫性がない点が、持分法を一行連結として明確に位置づけられない、もう一つの要因と言える。

## 2. 測定基礎としての持分法

持分法を適用すると、被投資企業に対する投資勘定には取得原価以外の測定値が付されるようになる。その意味で持分法は投資の測定基礎の一種としての性格があると考えられる。<sup>(7)</sup> IAS28でも、持分法が投資の測定基礎としての性格を有していることを示唆する記述がみられる。EFFRAG (2014, par.29) では、被投資企業に生じた損失が投資企業の保有する投資の帳簿価額を超過した場合、当該損失に投資企業が責任を負うなどの条件がない限り、超過した部分については会計処理がなされない (IAS28, par.38) ことを指摘している。確かに、全部連結においては子会社が累積した損失により債務超過に陥ったとしても、変わらず連結手続きが実施されるが、持分法では損失の認識により投資勘定の残高がゼロになれば、それ以降損失を認識することはできない。この取扱いは、個別の資産評価と整合的であり、被投資企業に対する投資を資産の一種と見て測定していることの証左といえよう。

しかし、投資企業が被投資企業に対する決済計画のない貸付などを行っている場合には、これを投資の延長

(extension) と捉え、投資の帳簿価額を越えた部分の減額がなされる (IAS28, par.38)。以上の処理を踏まえても被投資企業の損失に対する持分が残る場合には、当該超過分の損失は認識されない。ただ、投資企業に損失を負担すべき法的債務などが存在する場合には、当該範囲内で損失と負債の認識が行われる (par.39)。このように、持分法の手続の結果によっては、投資勘定のみで会計処理が終わらずに他の資産や負債項目を用いて処理がなされることがあるため、一概に投資の測定基礎と位置づけるのは難しい。

持分法を測定基礎として位置づける別の根拠は、会計単位 (unit of account) の観点から説明される。EFRAG (2014, par.43) では、近年の IASB による決定の中には、被投資企業に対する投資を単一の会計単位として述べているものがあるとする。その例として、次の二つの記述を挙げている (括弧および傍線は引用者による。以下同じ)。

・ IAS28 (par.BCZ45) の記述

「…当審議会は、(投資) 企業が支配し認識している唯一の資産が投資であるため、(投資) 企業は、関連会社または共同支配企業 (被投資企業) に対する投資の帳簿価額の一部を構成する資産に減損損失を配分すべきではないと決定した。」

・ 二〇〇九年改訂の IAS39 「金融商品：認識および測定」 (par.BC24D) の記述

「…関連会社に対する持分の取得は、金融商品の取得を表すものである。関連会社に対する持分の取得は、構成する純資産の事後の連結を伴う事業の取得を表していない。当審議会は、IAS 第二八号の第二〇項 (現行基準の二六項) は関連会社に対する投資の会計処理に用いられる方法論のみを説明していることに留意した。これは、

企業結合および連結に関する原則が、関連会社および共同支配企業に対する投資に類推適用できることを意味するものと解釈すべきでない。」

以上の記述からも明らかとおり、持分法の適用対象となる被投資企業への投資を単一の会計単位、すなわち一つの資産と見て、資産としての会計処理を検討しようとしている。子会社に対する投資を全部連結で処理する場合、投資を通じた親会社による排他的支配は子会社の資産および負債にまで及ぶ。このため、会計単位は子会社が保有する個々の資産および負債とされる。他方、関連会社や共同支配企業の資産および負債に対しては、投資企業は支配を有さず、それらの会社に対する投資を支配するのみであるから、会計単位も投資ということになる。この点については、EFRAG (2014, par.34) でも被投資企業に対する投資が概念フレームワーク上の資産の定義に合致するとしている。ここでも支配の有無（より厳密には投資を行っている親会社や投資企業の支配が及ぶ範囲がどこまでであるか）という観点が登場していることは、注目に値する。投資企業が支配するのは資産としての投資であるから、そこに適用される持分法の位置づけはどのようなものか考えれば、資産に対する測定基礎の一種とするのが自然であろう。ただ、資産の測定基礎として位置づける場合には、現行の取得原価や公正価値による測定を行う枠組みの中で、それらのいずれとも異なる持分法による測定値を、どのように位置づけるのかという問題が生ずる<sup>9)</sup>。そこで、持分法を測定基礎として位置づける場合に、持分法の手続内容がどのようになるかを検討する必要がある。前述の検討でも見たとおり、現行の持分法の手続には全部連結と整合的なものがあり、これが一行連結として持分法を位置づける根拠とされた。持分法を一行連結とは異なる測定基礎として位置づける場合には、それに応じて手続内容も異なるはずである。この点、

EFFRAG (2014) では、持分法を測定基礎と位置づけた場合には、投資企業と被投資企業との間で行われる取引は、第三者 (a third party) との取引と同様に会計処理されるべきとの主張がなされ得るとされる (par.60)。したがって、ダウンストリーム取引やアップストリーム取引から生じる損益は消去されずに、総額が認識されるようになる (par.61)。このように全部連結と整合的な手続きを除外していけば、持分法による測定値は被投資企業に対する投資企業の持分額のみを反映するようになるかもしれない。ただ、そのような特殊な測定値を取得原価や公正価値と並列的に位置づけるには、やはり追加的な根拠が必要であろう。

いずれにせよ、現行のIFRSにおける持分法は、一行連結としての側面と測定基礎としての側面の双方を有しているような状況にある。基準開発の過程も加味すれば、一行連結として位置づけられてきたこれまでの議論から、支配の概念をアンカーとした整理を経て、測定基礎としての位置づけを行う方向へとシフトしようとしている過渡期なのかもしれない。EFFRAG (2014, par.45) では、「…IASBは、子会社、共同支配企業および関連会社に対する投資の会計単位は、全体としての投資 (investment as whole) である」と、「一応決定した」としている。<sup>10)</sup>

### Ⅲ 現行の日本基準における持分法の位置づけ

日本基準においては、IFRSとの会計基準のコンバージェンス作業が進められている最中である。したがって、IFRSにおける持分法の取扱いの変化は、日本基準の開発にも影響する可能性が大きい。そこで、現行の企業会計基準第一六号「持分法に関する会計基準」および会計制度委員会報告第九号「持分法会計に関する実務指針」の規定を

確認することで、持分法の位置づけがどのような状況にあるかを検討する。

### 1. のれんの取扱い

企業会計基準第一六号 (par.11) によれば、「投資会社の投資日における投資とこれに対応する被投資会社の資本との間に差額がある場合には、当該差額はのれんまたは負ののれんとし、のれんは投資に含めて処理する」こととされる。のれんまたは負ののれんの取扱いについては、企業会計基準第二一号「企業結合に関する会計基準」に従って処理する必要がある (par.12)。企業会計基準第二一号によれば、のれんは資産に計上し二〇年以内のその効果の及ぶ期間に渡って償却が行われる<sup>(1)</sup> (par.32)。他方負ののれんは、生じた事業年度の利益として処理される (par.33)。企業会計基準第一六号の準用規定にもみられるとおり、のれんをめぐる取り扱いは、全部連結における処理と整合的に規定されている。

さらにのれんの減損に関する規定であるが、日本基準では個別財務諸表と連結財務諸表上で取扱いが分かれる。まず個別財務諸表では企業会計基準第一〇号「金融商品に関する会計基準」の規定 (pars.20, 21) に基づいて、被投資会社に対する投資の時価が著しく下落した場合で時価回復の見込が無い場合 (時価の把握が困難な場合には実質価額が著しく低下した場合) に、減損処理が行われる。この取扱いは、被投資企業に対する投資を単一の会計単位と捉え、投資全体の減額を行っている。しかし、日本基準では個別財務諸表における持分法の適用は認められていないため、ここでの処理は持分法を測定基礎として位置づけていないわけではない点に注意が必要である。一方、連結財務諸表においては持分法が適用される。会計制度委員会報告第九号 (par.9) では、のれんの会計処理については会計制度委員会

報告第七号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」の定めに従うこととされており、全部連結において個別の資産として計上されたのれんの減損処理と同様の取扱いが求められている。すなわち、「固定資産の減損に係る会計基準」の定めに従い、被投資企業に対する投資について認識された減損損失は、投資勘定に含められているのれんに優先的に配分されることとなる(二、8)。このように、のれんの減損に関する取扱いを見ても、日本基準における持分法では全部連結と整合的な規定がなされており、一行連結としての位置づけが与えられているといえる。

## 2. 投資企業と被投資企業との間で行われた取引から生じた損益の取扱い

企業会計基準第一六号 (Par.13) によれば、「投資の増減額の算定にあたっては、連結会社 (親会社および連結される子会社) と持分法の適用会社との間の取引に係る未実現損益を消去するための修正を行う」こととされる。企業会計基準第一六号 (Par.6) では、持分法の適用対象として非連結子会社が含まれているのが特徴的である。ただ、その結果として投資企業と被投資企業との間で行われた取引から生じた未実現損益の修正は、被投資企業が非連結子会社であるか関連会社であるかによって、(特にダウンストリーム取引の場合に) 処理が異なる。以下、会計制度委員会報告第九号の規定を要約する。

### (1) ダウンストリーム取引

売手側である投資企業に生じた未実現損益は、買手側が非連結子会社である場合には全額消去し、関連会社である場合には原則として当該関連会社に対する投資企業の持分相当額を消去する。これは買手側が関連会社の場合、投資企業の他に支配株主や主要な株主が存在していることから彼らの持分部分については実現したものと考えられること

による（par.37）。ただし、他の株主に資金力がなく投資企業のみが関連会社の負債に対する債務保証を行っている場合のように、実質的にみて他の株主に支配力や影響力が無い場合には、他の株主の持分部分も未実現であると考えられる（par.37）。このような状況では、投資企業に生じた未実現損益は全額消去することとなる（par.12）。

ここでは、投資企業が被投資企業に対する支配を有するか否か、すなわち企業集団の内部で生じた損益か否かという観点から実現性が判定されているわけではない。投資企業と関連会社の他の株主とのパワーバランスによって、売手側の投資企業が付加した損益が全額未実現であるという判定がなされる余地もある。全部連結と異なる取扱いも見られるが、基本的には整合的な処理が規定されており、持分法には一行連結としての位置づけがなされているといえよう。

## (2) アップストリーム取引

売手側である持分法適用会社（非連結子会社および関連会社）に生じた未実現損益の投資企業の持分相当額が消去の対象となる（par.13）。

アップストリーム取引の場合には、消去する未実現損益の範囲について、売手側が非連結子会社であるか関連会社であるかといった区別はなく、また関連会社の場合に投資企業と他の株主とのパワーバランスを考慮するといった処理もない。この取扱い自体はIAS28とも整合的なものであるが、持分法適用対象に非連結子会社も含まれる日本基準においては、非連結子会社とのアップストリーム取引によって生じた未実現損益については、全額消去したほうが整合的な取扱いといえる。

### 3. 被投資企業が債務超過に陥った場合の取扱い

持分法の適用上、投資の日以降に被投資企業に生じた純損失があれば、その持分相当を投資企業の負担分として認識し、同額だけ投資勘定が減額される（企業会計基準第一六号、par.12）。しかし、被投資企業に継続して純損失が計上されれば、累積した損失により被投資企業が債務超過に陥ることとなる。会計制度委員会報告第九号（par.20）によれば、被投資企業が関連会社の場合には、原則として投資勘定の残高がゼロとなるまで減額が行われる。しかし、当該関連会社に設備資金や運転資金等の貸付金等がある場合には、当該貸付金が企業が継続していくための唯一または重要な資金源となっている可能性が高く、そのような貸付金は実質的に投資と同様の性格を有するものと考えられる（par.38）。したがってこのような状況下では、関連会社に生じた債務超過のうち、投資企業が負担すべき金額を認識しなければならない<sup>12</sup>（par.20）。投資勘定の残高を超えて認識された債務超過額については、関連会社に対する貸付金を減額し、貸付金等の残高を超えて認識される部分がある場合には、当該超過部分を「持分法適用に伴う負債」等の適切な科目をもって負債として処理することとされる（par.21）。

次に、持分法を適用した非連結子会社に生じた欠損について、当該会社の非支配株主持分に割り当てられる額が当該株主の負担すべき額を超える場合には、当該超過額は親会社である投資企業の持分に負担させなければならず、その場合の処理は関連会社に生じた債務超過額の取扱いと同様に行うこととされている（par.21）。

被投資企業に生じた債務超過については、原則として投資勘定の残高の範囲内で認識しつつ、これを超える部分について投資企業が負担すべき理由がある場合には、当該超過額部分について関連会社に対する貸付金を減額したり、なお超過する部分を新たな負債として認識するという処理は、前述の IAS28 における取扱いと整合的である。この

場合の持分法も、全部連結と整合的な一行連結としての性格を有するといえよう。

#### 4. コンバージェンス上の論点

以上のように、現行の日本基準の持分法に関する規定からすると、日本基準における持分法は、おおむね一行連結として位置づけられていると理解できよう<sup>13)</sup>。この大きな要因となっているのが、対象として非連結子会社が含まれている点にあると考えられる。日本基準において連結の範囲から除外される非連結子会社は、企業会計基準第二二号「連結財務諸表に関する会計基準」において、次のように規定されている (Par. 14、注 c)

- ① 支配が一時的であると認められる企業
- ② ①以外の企業であつて、連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがある企業
- ③ その資産、売上高等を考慮して、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しい企業

企業会計基準第一六号では、「非連結子会社」の定義が明示されていないため、これらの企業のいずれが持分法の適用対象となるかは明らかでないが、会計制度委員会報告第九号では、「持分法適用非連結子会社は、連結の範囲から除いても連結財務諸表へ与える影響が乏しいために持分法を適用している」 (Par. 3-c) とされている。この点から、実務上は③が持分法の適用対象となつてい<sup>14)</sup>と考えられる。

すなわち、企業集団を構成する子会社のうち重要性が乏しいために連結の範囲から除外された子会社に対する投資に適用される持分法は、極力全部連結と整合的な手続きによつて実施されるべきである。それゆえ、持分法には一行

連結としての性格が求められるのである。

他方、IFRS10 (par.31) によれば、連結の範囲から除外された子会社に対する投資は、IFRS9「金融商品」に従って損益を通じた公正価値測定がなされなければならない。ここでの非連結子会社は、重要性の観点から連結除外されたものではなく、親会社の事業内容と異なる事業（資本増価や配当、利子、賃貸収益などを目的とした事業）を営んでいるために、連結の範囲から除外された子会社である。日本基準における②のタイプの非連結子会社にあたると考えられるが、他のタイプも含め、非連結子会社に対する持分法適用に関する規定は見られない。

企業会計基準委員会はIFRSとのコンバージェンスを進めているが、IFRSでは親会社が排他的に支配する子会社に対する投資に、持分法を適用する余地はない。一方で、日本基準では、連結上重要性の乏しい企業に限られるものの、親会社が支配する子会社に対する持分法適用の余地がある。支配の有無によって投資に対する会計処理を区別しようとするIFRSとのコンバージェンスを目指そうとすれば、日本基準においても同様の会計処理の区別が必要となる。この点、EFRAG (2014) に対するコメントを表明した企業会計基準委員会 (2014) では、「持分法の有用性については、適用範囲と関連付けて議論を行うべきと考えている」としている (par.4)。今後の基準開発の展開によっては、日本基準においても持分法の適用対象から非連結子会社が除外される可能性がある。

#### IV むすびにかえて

持分法の位置づけをめぐることは議論がなされている状況にあり、IFRSでは排他的な支配を概念的なアンカーとし

た基準整備が進められているようである。支配の有無による会計処理の峻別は、従来の一行連結から測定基礎へと、持分法の位置づけを変化させる契機となっている可能性がある。そのような位置づけの変化がより顕著になれば、取得原価や公正価値といった資産の測定基礎をめぐる議論に、新たな論点を生じさせることになる。ここで、IAS28における減損処理に関する規定の中に次のような記述がある（par.42）。

「…投資全体の帳簿価額について、回収可能価額…を帳簿価額と比較することにより、単一の資産として IAS36 号に従って減損テストを行う。」

被投資企業に対する投資を単一の資産と見て減損処理を行う旨を定めた規定であるが、ここでの回収可能価額は、被投資企業に対する投資の使用価値と売却コスト控除後の公正価値（いわゆる正味売却価額）のいずれか高い方とされ、使用価値の計算には次の二通りの方法が挙げられている。そして適切な仮定を用いれば両者は一致するとされる（par.42）。

(a) 被投資企業が生み出すと期待される見積将来キャッシュ・フローの現在価値に対する持分（被投資企業の事業活動によるキャッシュ・フローおよび投資の最終的な処分による収入額を含む）

(b) 当該投資から受け取る配当および投資の最終的な処分から生じると期待される見積将来キャッシュ・フローの現在価値

上記(a)の測定によれば、被投資企業全体の価値が測定された上で、当該企業価値に対する持分相当を使用価値とみなすことになり、(b)の方法によれば被投資企業に対する投資から投資企業が実際に得るキャッシュ・フローを基礎とした使用価値を計算することになる。被投資企業で生み出されたキャッシュ・フローが、もれなく持分比率に応じて

配当されるなどの条件が整えば、(a)と(b)は一致することとなる。ここで注目したいのは、減損という限定的な局面ではあるが、投資の使用価値という形で被投資企業の企業価値が計算され、投資の測定値として用いられる可能性があるという点である。さらにIAS36では減損の戻入れが認められていることから、一度減額された投資の帳簿価額は、(取得原価の枠内ではあるものの)使用価値の増加に応じて増額される余地もある。このような技法によって合理的に投資を測定することができるのであれば、被投資企業に対する投資の測定基礎として、使用価値が持分法に代わる余地があるかもしれない<sup>15)</sup>。

被投資企業が生み出すキャッシュ・フローを見積もる際に投資企業との取引部分を見積もることは、それ以外の将来キャッシュ・フローの見積もりと比べて特別に難しいことではないであろう。むしろ被投資企業との取引については、投資企業にある程度裁量の余地があることを考慮すれば、その他のキャッシュ・フローよりも容易に見積り得る。一行連結としての持分法が果たしてきた役割は、使用価値の計算において投資企業との取引によって生み出される将来キャッシュ・フローを除外することでも果たされ得ると考えられるのである。他方で、「将来キャッシュ・フローの現在価値によって投資を測定する」というやり方は、多くの資産を公正価値によって測定しようとするIASBの考え方にも合致しやすいであろう。少なくとも被投資企業の純資産計上額に依存した持分法による測定値よりは、測定基礎の一つとして馴染みやすいと考えられる。

持分法は、実際に行われる手続の内容に照らしてその会計的性格を探るといって、帰納的なアプローチが採られてきた。結果として、一行連結としての位置づけと測定基礎としての位置づけが持分法という会計手続きの中に混在してしまっているという現状が生まれたのであろう。本稿における検討の軸であるEFRAG (2014) では、従来のような

帰納的アプローチを採る一方で、持分法を一行連結と測定基礎のいずれかに位置づけた場合に、どのような会計処理が実施されることになるかという、演繹的なアプローチによる検討も行われている (pars.52-72)。しかし、持分法という枠内で検討を続ける限り、いずれの性格として位置づけるべきかという問題に対する意見の一致は得難いように思われる。関連会社や共同支配企業（あるいはそれら以外の企業も含めた被投資企業）に対する投資の会計処理方法として、持分法以外の選択肢も含めた包括的な検討がなされるべきであろう。

- (1) 持分法の位置づけに関する歴史的展開については、Nobes (2002) が詳しい。
- (2) 借方に生じるのれんと対称的な位置づけにあるとして、負ののれん (negative goodwill) と呼ばれることもある。
- (3) IAS28 (par.32(b)) では利益の認識についてのみ言及がなされ、その際の借方項目については明示されていない。しかし被投資企業に対する投資勘定を用いて処理するという持分法の手続的性質からして、利益認識時に投資勘定を増額する点について異論はないと思われる。
- (4) 段階取得が行われた場合、支配獲得日以前に保有されていた子会社に対する投資は公正価値で再測定され、子会社に対する支配を喪失した場合には、残存する投資が支配喪失日の公正価値で再測定される。再測定に伴う差額は損益として認識される。他方、支配を維持している状態で投資の追加取得や一部売却を行った場合、このような再測定は要求されない。代わりに、投資の取得価額や売却金額と子会社の純資産に対する親会社の持分の増減額との差額を把握し、これを資本として処理することが求められる。
- (5) トーマツ (2014, p.574) では、この方法が子会社の資本および剰余金に対する非支配持分保有者の権利を反映するものであるとする。
- (6) ここでの実体観と所有主観は、連結財務諸表作成上の基礎的概念である、経済的単一体概念 (economic unit concept) と

親会社概念 (parent company concept) に対応するものと考えられる。なお、IFRS10やIFRS3において実体観や経済的単一概念が採用されているといった指摘はEFRAG (2014) に限らず見られる。しかし、それらの基準内においていかなる概念を採用しているかは、明言されていない。

(7) たとえば山地 (1997, p.148) でも、持分法は「一面では投資株式の一評価方法である」としている。

(8) IASBの財務報告に関する概念フレームワーク (par.4.4(a)) によれば、「資産とは、過去の事象の結果として企業が支配し、かつ、将来の経済的便益が当該企業に流入すると期待される資源をいう」とされる。なお、概念フレームワークに関しては、改訂作業が進行中であり、現行の構成要素に関する定義については、一九八九年公表時の規定が維持されている。

(9) 小阪 (二〇一二) では、現行の日本基準の基礎にある資産評価の枠組みにおいて、持分法による測定値が測定基礎の一つとなりうるかについて検討し、そのためには追加的な根拠が必要である旨を指摘している。

(10) 二〇一三年二月から三月にかけて子会社、共同支配企業および関連会社に対する投資の会計単位とそれらの公正価値測定との相互作用 (interaction) についての議論が行われたという背景がある。

(11) 日本基準とIFRSとの間には、のれんの償却の要否をめぐる極めて重要な差異が残されているが、本稿での検討内容には影響しない論点であるため、この点には言及しない。

(12) 投資企業が負担すべき金額は、関連会社の債務超過額のうち持分相当に限られない。例えば、関連会社の他の株主に資金力がなく、投資企業のみが借入金に対して債務保証を行っているような場合等、事実上投資企業が当該関連会社の債務超過額全額を負担する可能性が高い場合には、当該債務超過額全額を投資企業が負担しなければならないとされる (会計制度委員会報告第九号、par.20)。

(13) 紙幅の関係上本稿では検討していないが、全部連結と持分法との手続上の相違点としては、①被投資企業の純資産について時価評価する範囲、②段階的取得時の処理、③取得関連費用の取扱い、④追加取得や一部売却時の処理がある (会計制度委員会報告第九号、par.2-2)。

(14) あずさ監査法人 (2014, p.11) でも、同様の考え方が示されている。

(15) ただ、使用価値にのれん価値が含まれることを考慮すれば、その検討は慎重に行なう必要がある。

【参考文献】

- EFFRAG (2014) European Financial Reporting Advisory Group Short Discussion Series, *The Equity Method: A Measurement Basis or One-Line Consolidation?*, EFFRAG.
- IASB (2009) International Accounting Standard 39, *Financial Instruments: Recognition and Measurement*, IASB.
- IASB (2010) *The conceptual Framework for Financial Reporting*, IASB.
- IASB (2014a) International Financial Reporting Standard 3, *Business Combinations*, IASB.
- IASB (2014b) International Financial Reporting Standard 9, *Financial Instruments*, IASB.
- IASB (2014c) International Financial Reporting Standard 10, *Consolidated Financial Statements*, IASB.
- IASB (2014d) International Accounting Standard 28, *Investments in Associates and joint Ventures*, IASB.
- IASB (2014e) International Accounting Standard 36, *Impairment of Assets*, IASB.
- Nobes, C. (2002) “An Analysis of the International Development of the Equity Method”, *ABACUS*, vol.38, No.1, pp.16-45.
- あずさ監査法人 (二〇一四) 『持分法の会計実務』中央経済社。
- 川本淳 (一九九二) 「持分法の意義と問題点―個別決算への適用―」『会計』第一四二巻第三号、森山書店、pp.129-138。
- 川本淳 (二〇〇二) 『連結会計基準論』、森山書店。
- 企業会計基準委員会 (二〇〇八 a) 企業会計基準第一六号 『持分法に関する会計基準』企業会計基準委員会。
- 企業会計基準委員会 (二〇〇八 b) 企業会計基準第一〇号 『金融商品に関する会計基準』企業会計基準委員会。
- 企業会計基準委員会 (二〇一三 a) 企業会計基準第二二号 『企業結合に関する会計基準』企業会計基準委員会。
- 企業会計基準委員会 (二〇一三 b) 企業会計基準第二二号 『連結財務諸表に関する会計基準』企業会計基準委員会。
- 企業会計基準委員会 (二〇一四) 「ショート・ディスプレイション・シリーズ『持分法：測定基礎なのか―行連結なのか』」に対す

るコメント」([https://www.asb.or.jp/asb/asb\\_j/foreign\\_operation/others/140617\\_2.pdf](https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/foreign_operation/others/140617_2.pdf)) 最終閲覧日二〇一六年一月二五日)  
企業会計基準委員会。

企業会計審議会(二〇〇二)『固定資産の減損に係る会計基準』企業会計審議会。

小阪敬志(二〇一二)『関連会社投資会計の動向と課題』『商学論纂』第五三卷第三・四号、中央大学商学研究会、pp.491-511。

中野貴之(一九九七)『個別会計および連結会計における持分法の適用』『早稲田商学』第三七二号、早稲田商学同攻会、pp.129-158。

日本公認会計士協会(二〇一四a) 会計制度委員会報告第七号『連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針』日本公認会計士協会。

日本公認会計士協会(二〇一四b) 会計制度委員会報告第九号『持分法会計に関する実務指針』日本公認会計士協会。

山地範明(一九九七)『連結会計の生成と発展』中央経済社。

有限責任監査法人トーマツ(二〇一四)『国際財務報告基準(IFRS) 詳説 IGAAP2014 第一巻』レクシスネクシス・ジャパン。



# 政党システム変化の分析枠組み

荒 井 祐 介

- 1 はじめに
- 2 政党システムの安定と変化
- 3 システムとしての政党システム
- 4 政党システムの特徴
- 5 政党システム変化の測定
- 6 政党システムに影響を及ぼす要因
- 7 おわりに

## 1 はじめに

本稿では、これまでに蓄積されてきた政党システムに関する業績を踏まえたうえで、暫定的なものに留まるとはいえ、政党システム変化の体系的な分析枠組みを素描することを試みる。最初に、政党システムの安定と変化をめぐる議論を概観し、現在の政党システム研究の状況を確認する。その上で、政党システム概念の説明を行う。概念規定を明確に行わなければ、そもそも何について論じているのかも曖昧なものになってしまう。政党システム変化を論じる際には、政党システムの基礎概念であるシステム概念をきちんと踏まえておくことが重要である。次いで、政党システム変化とは、何が、どのように／どの程度変化することなのか、という点を議論する。そして最後に、政党システム変化がなぜ起こるのか、すなわち政党間競合の關係に直接的・間接的に影響を与える要因について検討を加える。

## 2 政党システムの安定と変化

今日の西欧政党システムに関する議論は、矛盾する主張の不協和音によって特徴づけられる (Kitschelt 1997)。すなわち、一方には、政党システムの不安定性ないし変化を強調する議論があり、他方には、政党システムの安定性ないし持続性を強調する議論がある。

政党システムの変化を強調する議論の多くは、リップセット (Syemour Martin Lipset) とロッカンの (Stein Rokkan) の凍結仮説 (Lipset and Rokkan 1967)、およびそれを実証的に再確認したローズ (Richard Rose) とアーウィン (Dereck Urwin) の研究 (Rose and Urwin 1970) への挑戦というかたちをとっている。そこで、まず、リップセットとロッカンの議論を概観した上で、政党システムの不安定性を強調する議論と安定性を強調する議論のいくつかを取り上げよう。

リップセットとロッカンのよれば、現代の西欧諸国の政党システムは、西欧の政治発展過程で発生した2つの革命に起因する4つの亀裂 (cleavage) から大きな影響を受けている (Lipset and Rokkan 1967)。

まず、国民国家建設をめぐる「国民革命」によって、(1)中心的な国民形成文化と、州や周辺部における民族的・言語的・宗教的に異なる従属的な人々の漸進的な抵抗との間の紛争 (中心-周辺)、そして(2)中央集権化・標準化・動員化された国民国家と、歴史的に確立された教会の団体特権との間の紛争 (国家-教会) がもたらされた。さらに、「産業革命」によって、(3)地主利益と台頭しつつある産業事業家階級との間の紛争 (地主-産業)、そして(4)所有者・雇用者と賃借人・労働者・工員との間での紛争 (雇用者-労働者) がもたらされた。

これら4つの亀裂は、そのまま単純に政党間の対立構造へと変換されるわけではない。そこでは、当然ながら、各国におけるエリートおよび反対派集団の組織的發展、敵対・同盟をめぐる戦略、制度的環境の違いによって、さまざまなヴァリエーションが見出される。この変換過程のヴァリエーションを説明するために、リップセットとロッカンの

は、各社会における抗議表明および利益代表の条件という観点から、政治システムの中で新たな要求を押し出す運動が通過する4つの敷居を指摘している。

第1に、正統性 (legitimation) の敷居である。あらゆる抗議が謀議として抑圧されるのか、それとも請願・批判・対抗の権利がいくらかでも承認されているのか。第2に、編入 (incorporation) の敷居である。運動の支持者は、議員選出過程への参加を拒否されているのか、それとも支配者層と同等の政治的市民権を与えられているのか。第3に、代表 (representation) の敷居である。新たな運動が代表機関へのアクセスを確実なものとするためには、伝統的で巨大な運動と協力しなければならないのか、それとも独力で代表を獲得することが可能なのか。第4に、多数派権力 (majority power) の敷居である。体制内には多数決原理に対する内在的な抑制や反対勢力が存在しているのか。あるいは、選挙に勝利した政党ないし同盟には、主要な体制構造改革を断行し得る権力が付与されるのか。社会的亀裂の政党間対立構造への変換過程は、これら4つの敷居の高低に大きな影響を及ぼされるのである。

現代の西欧政党システムは、中心—周辺、国家—教会、地主—産業、雇用者—労働者という4つの亀裂に沿った集団的対抗関係が、抗議表明と利益代表に関する4つの敷居を通過していくなかで形成されていった。こうして形成された政党システムにとって、普通選挙権の拡大と大衆政党 (mass party) の登場は決定的に重要である。

選挙権が拡大され潜在的支持者の新たな貯水池の主要部門が動員されるなかで、大衆政党は、有権者を部門別に囲い込み、強固で持続的な政治的アイデンティティを植えつけた。そうすることによって大衆政党は、選挙民の政治行動を構造化し、党派的安全性を確実なものとしていった (Mair 1990: 3)。リプセットとロッキンによれば、「大衆政党の成長がもたらす『支持市場』の縮小化は、明らかに、新たな運動体が参入するための余地を奪い」、「主要な政党選択肢は凍結された」のである (Lipset and Rokkan 1967: 50-51)。

普通選挙権の拡大による選挙過程への市民の動員、そして大衆政党の組織的成長にともなう支持市場の縮小化は、西欧では1920年代頃に完了したとされる。ここから、「1960年代の政党システムは、いくつかの重要な例外を除けば、1920年代の亀裂構造を反映している」という有名な主張が導き出される (Lipset and Rokkan 1967: 50)。

ローズとアーウィン<sup>1</sup>は、第2次世界大戦後の西欧諸国の選挙データをより詳しく検討し、リップセットとロッカンの主張を再確認している。

戦後における西欧諸国のほとんどの政党の選挙での強さは、選挙毎でも、10年毎でも、あるいはある世代の一生のなかで見ても、ほとんど変化していない。……要するに、1945年以降の政党および政党システムの発展に関心をもつ社会学者にとっての最優先事項は、変動期の政治史における変化の欠如を説明することである (Rose and Urwin 1970: 295)。

ところが、1970年代後半以降になると、もはや今日の西欧政党システムは安定していないと主張する議論が数多くあらわれてきた。これらの議論は、社会構造の変容、有権者の投票行動の変化、新政党の参入、既存政党の選挙での衰退、政党と有権者の紐帯の弱体化などを指摘し、かつてリップセットとロッカンの「凍結」と表現した西欧政党システムの安定性はもはや過去のものになったと主張する。

たとえば、ペデルセン (Mogens Pedersen) は、1945年から1977年までに西欧13ヶ国で行われた127の選挙を対象として選挙ヴォラティリティ (electoral volatility) を測定し、その変化の傾向を分析した (Pedersen 1979, 1983)。ペデルセンによれば、ローズとアーウィンの主張は、1970年の時点では適切なものであったが、1970年代末の時点では、一定の制限を設けざるを得ないという。すなわち、「1970年代末における最優先事項は、依然として安定している政党システムが存在している一方で、他の政党システムが変化過程にあたり著しく不安定

な時期を経験した理由を理解することである」(Pedersen 1983: 43)。

エアソン (Svante Ersson) とラネ (Jan-Erik Lane) もまた、西欧諸国における有権者の投票行動の変化から、リプセット＝ロッキン・モデルの妥当性を検討している (Ersson and Lane 1998)。彼らによれば、リプセットとロッキンの凍結仮説というのは、(1)選挙での支持を見ると、政党は長期にわたって安定している (政党システムに関するマクロ・レベルの仮説)、(2)政党システムとの関連において、有権者は亀裂を背景として凍結されている (有権者に関する個人レベルの仮説) という2つの仮説を含んでいるという。そして第2仮説は第1仮説の解釈であるとされ、第2仮説が妥当しなければ、政党の足元にある敷物が引き取られることになり、第1仮説の根拠がぐらつくことになる。

エアソンとラネは、さまざまなヴォラティリティ指標を用いて調査し、西欧の有権者の不安定性が長期的に上昇していることを明らかにした。そして彼らは、「いくつかのケースでは、もはや有権者はロッキン流のメカニズム、すなわち社会的亀裂によって政党に結びつけられているということではなく」、「今日の現実からすれば、リプセット＝ロッキン・モデルは放棄すべきものである」と論じた (Ersson and Lane 1998: 36)。

ダルトン (Russell Dalton)、フラナガン (Scott Flanagan)、ベック (Paul Allen Beck) は、政党支持の長期的基盤と政党に対する忠誠心という点から、有権者編成の状態を安定的編成 (stable alignment)、再編成 (realignment)、脱編成 (dealignment) に区別し、今日の先進民主主義国の有権者編成について検討を加えた。その結果、調査したほとんどの国で、再編成ないし脱編成の証拠が見出されたという。すなわち、日本、西ドイツ、イタリアでは再編成過程が顕著であり、オランダ、イギリス、スカンジナビア諸国、スペインでは脱編成のパターンを辿っているという (Dalton, Flanagan, and Beck 1984, Dalton, Beck, and Flanagan 1984)。

いずれの編成状態にあっても有権者は流動状態にあるが、(1)安定的

編成期には、個々の政党の長期的支持基盤や支持者の党派的忠誠心に変化はなく、いわば動的均衡の状態が成立している。(2)再編成期には、それまで政党との結び付きをもたなかった有権者が政党と結び付いたり、ある政党に忠誠心をもっていた有権者が他の政党と結び付いたりすることで、政党連合の構成に重大な変化がもたらされる。要するに、政党支持の源泉が変化し、各政党の得票率も変化するが、政党と有権者の結び付きは（以前とは異なるかたちであっても）まだ見られるのが再編成の時期である。(3)脱編成期には、伝統的な政党連合が分解してしまうほどに政党との結び付きをもつ有権者の割合が減少する、すなわち政党支持の大衆的基盤が衰退する (Dalton, Beck, and Flanagan 1984: 11-15)。

亀裂との関連で言えば、安定的編成は、既存の亀裂構造がほとんど変化せずに残存している状態であり、再編成は、既存の亀裂が弱くなるかわりに新しい亀裂が発生している状態であり、脱編成は、既存の亀裂が完全に衰退して新しい亀裂も発生していない状態である (Webb 2002: 118-119)。

ダルトンらもまた、ペデルセンやエアソン&ラネと同様に、リップセット=ロッキン・モデルの今日的妥当性に異議を申し立てている。

要するに、民主主義国において我々の寿命と同じくらい長く凍結していた政党システムの構造が次第に解凍し始めている兆候を目撃できるのである。すでに、いくつかのニュー・ポリティクス集団が選挙に参加し、議席を獲得している。彼らはまだ少数派ではあるが、その政治的インパクトは増大しつつある。民主主義諸国が真の脱工業社会に近づくにつれて、この変化の力は、党派的編成の新たな基盤を生み出すのに十分なものとなるかもしれない (Dalton, Flanagan, and Beck 1984: 459-460)。

このような西欧政党システムの変化を強調する議論に対して、それらの議論で証拠として列挙されている変化の意味を検討し、逆に政党システムの安定性や持続性を主張する議論もある。

「システムとしての政党システム」という視点を重視するスミス (Gordon Smith) によれば、政党数の増大、個々の政党支持の長期的変動、政党のイデオロギーや戦略の変化などが重大な意味をもつ可能性を認めながらも、それらの変化は政党間の相互作用については直接的には何も語ってはいないという (Smith 1989: 349)。また実際のところ、西欧の政党システムは変化したとはいえ、その変化の度合いは予想よりも抑えられたものであり、当初考えられていたよりも本質的なものではなかった可能性も指摘している (Smith 1990: 157)。

メア (Peter Mair) は、政党システムの不安定性を強調する議論に対して広範に反論している (Mair 1990, 1997: 45-75)。メアが問題にするのは、選挙変化 (electoral change) と政党システム変化の関係性である。

まず、選挙変化が政党システム変化につながるという直接的な論法については (選挙変化=政党システム変化)、必ずしもそうとは限らない点を指摘する。選挙変化は政党システム変化に結び付くこともあるが、そうならないこともある。ここで重要なのは、選挙変化が政党間の相互作用の本質に影響を及ぼすか否かである。たとえば、わずかな選挙変化であっても、政党間競争の方向性や政権形成のパターンに変化をもたらしたとすれば、それは政党システム変化につながると見なすことができる。逆に、選挙変化の度合いが大きい場合でも、政党間競争の方向性や政権形成のパターンに本質的な変化をもたらさないときには、それは政党システム変化につながるとは見なすことができない。

さらに「選挙変化=亀裂構造の変化=政党システム変化」という間接的な論法、すなわち、選挙変化は亀裂構造の変化の兆候であり、それゆえ政党システム変化を意味するという論法についても、メアはいくつかの問題点を指摘している。

「亀裂構造の変化=政党システム変化」という後者のリンクについて

は、亀裂構造を政党システムの特徴と見なすことができるか否かが問題になる。この点について、スミスは次のように明確に指摘している。

そもそも社会的亀裂はシステムに関係する性質 (systemic qualities) をもっているのだろうか。亀裂構造は、有権者編成を形成する一組の要因として、各政党の支持の社会的構成 (social make-up) に関係するが、相互作用という定義に従うならば、「システム」に関係するものではない。社会的亀裂とその変化は、明らかに、全体としてのシステムに重要な帰結をもたらすが、それらの効果は個々の政党を通じて現れるのであり、他の諸次元——政党の数と規模、分極化の程度・強度、政党システムのヴォラティリティ——によって表現される (Smith 1989: 351)。

次に、「有権者変化＝亀裂構造の変化」という前者のリンクについてであるが、まず、有権者変化を強調する議論で使用される選挙のアグリゲート・データの調査期間の問題点が指摘される。多くの研究では、西欧の有権者編成は1950年代および60年代には安定していたが、70年代から80年代の選挙結果を調査すると明らかに不安定になっており、それゆえリブセットとロックンの凍結仮説は棄却すべきであると論じている。しかしながら、調査期間を拡大し、1920年代以降の選挙に関するより長期的なアグリゲート・データを検討すると、1920年代および30年代の選挙もまた、高いヴォラティリティ値を示していたことがわかる。この結果から考えると、説明を要するような例外的な時期は、1970年代および80年代の不安定な時期ではなく、むしろ50年代および60年代の安定していた時期だということになる。つまり、西欧の政党システムは決して安定などしていなかったのであり、凍結という表現は誇大表現であったということになる。ここで重要なことは、リブセットとロックンの凍結仮説の妥当性を問うことではなく、むしろ有

権者変化を主張する議論が矛盾を抱えている点にある。

さらにメアは、「有権者変化＝亀裂構造の変化」という主張が抱えるもう1つの問題点を指摘する。有権者変化を亀裂構造の変化と主張するほとんどの議論は、いかなる指標を用いていようとも、結局のところ、「個々の政党のアグリゲートな支持の持続／変化の測定に基礎を置いている」(Mair 1997: 64)。つまり、そこでは1つの政党と1つの亀裂との相関関係が仮定されている。しかし、この仮定は明らかに不適切である。というのは、決定的な亀裂である階級間亀裂は、個々の政党ではなくむしろ諸政党の「ブロック」、すなわち社会主義政党・共産主義政党のブロックとキリスト教主義政党・リベラル政党のブロックとを分ける境界線だからである。

個々の政党レベルにおける変化を測定した場合、広範な亀裂に沿った編成という問題を無視することになり、ブロック内での変化とブロック間での変化とを区別することが不可能になる。それゆえ、これらの基準は、亀裂構造の持続性に関する指標としては全く不適当なものであると理解されねばならない。

実際に、亀裂を横断して発生する選挙ヴォラティリティと、各亀裂ブロック内における選挙ヴォラティリティとを区別するならば、1970年代および80年代の選挙での不安定性はむしろ抑制されていたことが明らかとなる。この点は、とくに階級間亀裂に妥当する。各階級ブロック内での有権者の交換や不安定性が長期的に増している一方で、亀裂を横断する有権者の交換というレベルにおいては、事実上の長期的「衰退」が見られるのである (Bartolini and Mair 1990)。

このように、政党システムの変化と持続をめぐることは、さまざまな論者がそれぞれの視点から研究を行ってきており、一定の共通理解も生まれているが、政党システムが安定しているのか、それとも変化しつつあるのかという点については、明確なスタンスの違いが存在する。もちろん、どちらかの主張が正しくて、どちらかの主張が間違っているというものではない。

これらの議論を通して浮かび上がってくるのは、政党システム変化に関して研究者間で幅広い合意を得ている体系的な分析枠組みが存在しないということである。ここでいう政党システム変化の体系的な分析枠組みとは、政党システムの何が、どのように／どの程度、そしてなぜ変化したのか（あるいは変化しなかったのか）を総体的に提示しうる分析枠組みである。

次節以降では、政党システムの体系的な分析枠組みを素描することを試みる。まず、政党システムとは何であるのかという点から検討を加えよう。

### 3 システムとしての政党システム

政党システム概念は、当然ながら、システム概念を基礎にしている。システムは、抽象的な定義で言えば、「相互作用している諸要素の複合体」(Bertalanffy 1968)、あるいは「対象間の関係と対象の属性間を含む、諸対象のセット」(Hall and Fagen 1956: 18)と表現される。ここで「要素」(element)あるいは「対象」(object)と表現されているのは、システムを構成する最小単位のものごとであり、この他にも「部分」(part)や「成分」(component)などの用語があてられることもある。

研究者の多くは、このシステム概念を踏まえて、政党システムを定義づけている。すなわち、政党システムを構成する最小単位を政党とし、政党システムを、「政党間の諸関係の全体に関するもの」(Smith 1989: 349)、「政党間競合から生まれる相互作用のシステム」(Sartori 1976: 44)、「政党間の競合と協調のパターン」(Ware 1996: 7)などと定義づけている。ラネとエアソンによれば、このような政党システムの基本的な定義（最小限定義）については、研究者間に合意が存在するという(Lane and Ersson 1994: 175)。

抽象的な定義は、簡潔に表現される一方で、その定義の前提部分や含意が見えてこない。そこで、システム概念の含意について、北原(1985)、伊藤(1987)、小林(2007)を参考に、もう少し詳しく検討して

おこう（他に Bertalanffy 1968, 山川 1968, 谷藤 1985, 江上 1985）。

まず、システムは(1)いつかの要素を含んでおり、(2)それらの要素が相互に関連性を保持している。全体的観点から見た要素の相互関係をシステムの構造 (structure) ないしパターンと呼び、ある一定の仕事をするための動的構造をメカニズム (mechanism) と呼ぶ。システムは、(3)ある種類・量の入力を受け入れ、そのシステム固有の性質にもとづいて、ある種類・量の出力に変換する。記号で表現するならば、次のようになる。ここで、 $y$  は出力、 $x$  は入力、 $T$  は変換オペレータを表わす。この変換オペレータは、機能 (function) と表現してもよい。

$$y = T \cdot x$$

複数の要素を含み、それらの要素が相互作用しているものをシステムと規定するとき、そこではある諸要素を他の諸要素から区別する作業、すなわちシステムと環境との境界線を引くという作業が行われることになる。もちろん、社会科学が対象とする事象の場合、ある要素は、システム内の要素とのみ相互関連性をもつということは稀であって、システムの外側にある多くの要素とも相互関連性を有している。

ここで重要な点は、システムに含まれる諸要素は、「ある性質に関して相互関連している」ということである。システムとは、どのような観察・研究の対象として規定されるかに依存するものであり、その意味で、主体が客体を認識する概念構成物といえる。つまり、観察者が、経験的・主観的にシステムの性質を設定した上で、その性質に基づいてあらゆる要素の集合を二分し、システム要素の集合としてのシステムと、それ以外の要素の集合としての環境とを概念的に構成するのである。当然ながら、システムの性質が何であるのか、そしてどのような基準に基づいてシステムと環境とを切断するのかについては、意見の対立が発生することも多い。

システムはまた、「全体は部分の総和以上のものである」と表現され

るように、(4)構成要素の相互作用を通じて、要素固有の性質からは導き出せない効果・特性を創発する。このことは、システムを分解して得られた要素を個別に調べ、それらを積み上げても、システムの特徴が明らかになるとは限らないことを意味する。

デカルト哲学に源流をもつ近代科学方法論（機械論的自然観）では、複雑な対象を単純な構成要素に分解して調べ、それらを加算することで全体を解明できるという要素還元主義の立場をとっていた。加算性の条件が成立するためには、第1に、要素間に相互作用がないか、あるいは無視できる、第2に、部分のふるまいを記述する関係が線形でなければならない。しかし、我々が対象とする人間活動システムや社会システムにおいては、要素間の相互作用は無数に存在し、要素のふるまいも相互作用の影響によって非線形となる。それゆえ、システム論では、全体は部分に還元不可能（非還元主義）という立場から、相互関係性に導かれた非加算的システム特有の全体と秩序が存在すると認識する。

さらに、システム構成要素とシステム全体との関係を考えた場合、(5)要素の相互作用から全体が形成されるとともに、全体もまた要素に影響を及ぼしており、要素と全体の相互浸透が繰り返されることによって、秩序形成がなされる（小林 2007）。

要素と全体は密接不可分な関係にあり、全体のなかに要素が含まれると同時に、要素のなかに全体が含まれている。ある要素の変化は他の要素を変化させ、それによって要素の相互関係に影響を受け、システム全体も何らかの変化をする。そして、システム全体の変化は、要素の相互関係に影響を及ぼし、さらには個々の要素にも影響を及ぼす。その意味で、全体はどこまでも要素に依存しており、要素がなくなれば全体は崩壊する。そして部分もまたどこまでも全体に依存しており、全体が崩壊すれば要素は意味をもたなくなるのである。

こうした要素と全体の関係性を内包しつつ、システムは(6)適応的自己安定化と適応的自己組織化を実現している。システムは、過去から

現在までの進化、発展、学習の結果として産出され秩序化された全体のパターンを維持しようとする。そこでは、環境からのさまざまな入力に対して、自らの構造・機能の一定状態を維持するために、その状態や行動に見られる逸脱を打ち消したり、部分的な順応的適応が行われる。すなわち、環境から入力される情報に対して、制御と適応というネガティブ・フィードバックを通じた自己維持が図られるのである（いわゆるファースト・サイバネティクス）。

さらにシステムは、自己維持を図るだけでなく、現在から未来にかかわる新たな秩序状態を再編するという側面も有する。システムは、内的・外的な攪乱を抑えがたく現在の定常状態の維持が困難な場合には、自らの構造・機能の編成替えをすることによって新たに安定状態をつくり出していく。システムは、環境に適応して柔軟に自己を再組織化し、自らを変革していく能力をもつ。すなわち、環境からの情報による定常状態からの逸脱を増幅させるポジティブ・フィードバックを通じた適応的自己組織化が図られるのである（いわゆるセカンド・サイバネティクス）。

それと同時に、システムは、(7)適応的自己安定化・自己組織化によって、積極的に環境を形成し創造してもいく。システムは、環境に対して受動的に適応すると同時に、環境に対して能動的に働きかけ、環境をつくりかえてもいく。

最後に、システムは、(8)内部にサブシステムをもつ複合システムとして理解される。一般的にシステムは、複数のサブシステムから構成されている。これらのサブシステムもまたシステムであるから、ある性質に関する構成要素の相互作用から成る構造をもち、そのサブシステム内外の環境から新たな情報を受容し、適応的自己維持・自己形成を行っている。複合システムとは、これら複数のサブシステムが独自の自由度や特性をもちながら互いに有機的に結合し、そこに全体として新たな効果・性質を創発していると考えられることができる。

ここまで、とくに社会的システムを念頭にシステム概念のもつ含意

を概観してきたが、政党システムもシステムの一つである以上、これらの含意を踏まえることが重要となる。政党システム研究において最も明確にシステム概念を意識しているのは、サルトーリ (Giovanni Sartori) である (Sartori 1976)。

サルトーリによれば、政党システム研究においては、システム分析本来の全必要条件に従うことなく政党システムを論じることが許されているとはいえ、少なくとも2つの条件を充たさなければ、システム概念は意味をもたなくなるという。すなわち、システムは、(1)構成要素の個別的考察とは異なる特性 (properties) を示し、さらに(2)構成要素のパターン化された相互作用を内包し、それから生まれてくるという条件である。その上で、サルトーリは、政党システムとは「政党間競合から生まれる相互作用のシステム」であり、「複数政党相互間の関連性、各党が他の政党の関数である方法、および各党が他の政党に対応する方法 (競合的対応かそれともそれ以外の方法か)」に関するものと述べている (Sartori 1976: 43-44; 邦訳 75-76)

すでに指摘したように、政党システムは政党間相互作用のシステムであり、それらの政党間相互作用——政党システムの諸特性 (party-system properties) と呼ばれる——によって描写されるという点については、研究者間に合意が存在している (Lane and Ersson 1994: 175)。ところが、そこから一步進んで、政党システムを形成する政党間相互作用が具体的には何であるのか、すなわち政党システムの諸特性とは何かという議論になると、合意は崩壊してしまう。

政党システムに関する議論の不協和音の多くは、この点に起因しているように思われる。政党システム変化を政党間相互作用の構造の変化であると定義づけても、その相互作用の構造が何であるかは論者によって異なっているのである。とはいえ、システム構成要素を括る「ある性質」が観察者の経験的・主観的判断に委ねられている以上、この問題を解消することは容易ではない。

そこで、本稿では、政党システムの諸特性を厳密に確定する方向に

進むのではなく、これまでに提起されたさまざまな諸特性を取り上げることにする。政党システムの諸特性のヴァリエーションとその測定方法を確認した上で、次に、政党システム変化をどのように測定するのかという問題を検討する。そこでは、政党システムのタイポロジーやシステム変化のレベルを取り上げることになるだろう。

#### 4 政党システムの特性

政党システムの特性については、これまでに数多くの指標が提出されてきた。全ての指標を取り上げることはできないが、多くの研究者が言及しているものについて概観しよう。

ペデルセンが指摘したように (Pedersen 1983: 31)、政党間競合は概念的に異なる複数の次元で展開されており、それらを政党システム内で相互作用するサブシステムと理解することもできる。政党が国家と社会の中間に位置し、両者を架橋する橋あるいは媒介者としての機能を果たしていることを考えると、政党間競合（すなわち政党システムの特性）を選挙次元 (electoral dimension) で展開されるものと政権次元 (governmental dimension) で展開されるものと分けることができる。本稿では、選挙次元に属する政党システムの特性として、(1)政党数、(2)破片化、(3)非対称性、(4)ヴォラティリティを取り上げ、政権次元に属する特性として、(5)分極化、(6)分節化、(7)政権形成パターンを取り上げよう。

##### (1) 政党数

政党システムの特性としてまず挙げられるのは、政党の数である。単純な数え方としては、政治システム内に存在している政党を全て数える方法や、選挙に参加している政党を全て数える方法、あるいは議席を獲得した政党を全て数えるという方法がある。しかし、これらの方法ではシステムにとって意味のある政党だけでなく、ほとんど意味のない政党も含むことになり、政党システムの本質的特性を捉え損ね

る可能性がある。そこで、何らかの計算ルールが必要となる。

政党の数を数える際には、たとえば、有効得票の5%以上を獲得している政党を数えたり、議席率で5%を超える政党を数えるなど、何らかの数的基準を機械的に当てはめる方法がある。このような数的基準を適用する場合でも、その数値が低すぎる場合には有意ではない政党が多く含まれることになり、逆に数値が高すぎる場合には有意な小政党を排除するという問題が起きるかもしれない。

サルトーリは、政党の有意性は政党の勢力規模だけでなく位置価値によっても左右されると指摘し、有意政党を数えるための2つの計算ルールを提案する (Sartori 1976: 邦訳 211-218)。

第1に、連合形成の可能性 (coalition potential) の有無である。すなわち、「長期にわたって不必要な小党 (実現可能な過半数連合から必要と評価されておらず、加入を要請されることもない党) は優位性のない党として無視できる。逆に、どんなに党勢が小さくとも、どうしても計算に入れねばならない小党もある。たとえば、過半数与党を作り上げるさまざまな組合せのうち、少なくとも1つのパターンを決定する位置を長期にわたって、また、ある時点で、享受している場合には、その小党は、当然、計算の対象になる」 (Sartori 1976: 邦訳 213-214)。

第2に、脅迫の可能性 (blackmail potential) の有無である。すなわち、「存在そのものによって政党間競合の戦術に影響を与えることのできる政党は考察・計算の対象となる。特に、政権指向政党が繰り広げる競合の方向を変更するだけの力を持つ政党は、当然ながら、考察・計算の対象となる」 (Sartori 1976: 邦訳 214)。

## (2) 破片化

数的基準以下の政党を排除する (逆に言えば基準以上の政党全てを包含する) 方法やサルトーリの計算ルールでは、基準を満たした政党は値としては全て等価に扱われることになる。それに対して、システム内に含まれる政党の数と、得票率や議席率で示される政党の相対的規模を

組み合わせて、システムの破片化度を計算する方法もある。

前者の計算方法では、システムを構成する複数の破片の大きさを均一のものに見なすが、後者の計算方法では、それらの破片の大きさがバラバラであることを考慮しつつ、システム全体の破片化の程度を測定しようとするのである。

政党システムの破片化を測る指標にはさまざまなものが開発されているが (Wildgen 1971, Flanagan 1971, Mayer 1972, Milder 1974, Mayer 1980, Molinar 1991)、ここでは相対的に利用頻度が高い、レイ (Douglas Rae) の破片化指数 (index of fractionalization)、およびラークソー (Markku Laakso) とターゲペラ (Rein Taagepera) の有効政党数 (effective number of parties) という指標を取り上げよう (Rae 1968, Laakso and Taagepera 1979)。

破片化指数 ( $F$ ) は、各党の得票率 (あるいは議席率) を 2 乗して足し合わせ、1 からそれを引くことで求められる。計算式は以下のように表わされる。ここで、 $p_i$  は  $i$  番目の政党の得票率 (あるいは議席率)、 $n$  は政党数を表わす。

$$F=1-\sum_{i=1}^n p_i^2$$

たとえば、2つの政党が 50% ずつ得票している場合は、 $1-0.5^2+0.5^2=0.50$ 、3つの政党が 33% ずつ得票している場合は  $1-0.33^2+0.33^2+0.33^2=0.67$  となる。3つの政党が 45%、45%、10% という得票の場合には  $1-0.45^2+0.45^2+0.1^2=0.59$  となる。

有効政党数 ( $N$ ) は、破片化指数と同じ現象を表わすものであるが (実際に破片化指数から簡単に計算できる)、直感的に政党数を把握できるのでより利用しやすいものである。数式で表わすと以下のようなになる。

$$N=\frac{1}{(1-F)}$$

あるいは

$$N = \frac{1}{\sum_{i=1}^n p_i^2}$$

たとえば、2つの政党が50%ずつ得票している場合は、 $1/0.5^2 + 0.5^2 = 2.00$ 、3つの政党が33%ずつ得票している場合は $1/0.33^2 + 0.33^2 + 0.33^2 = 3.06$ となる。3つの政党が45%、45%、10%という得票の場合には $1/0.45^2 + 0.45^2 + 0.1^2 = 2.40$ となる。

### (3) 非対称性

破片化度は政党システム内の全ての政党とその相対的規模を考慮にいれているが、全政党の相対的規模だけでなく2大政党の相対的規模の情報を使用することが適切な場合もある。民主主義が政権交代のシステムであると見なされているとき、政権を獲得する機会の同等性は極めて重要になる。この意味での非同等性の程度は、2大政党の得票率の差異から判断される政党システムの非対称性 (asymmetry) によって測定される。それは以下のように表わすことができる (Niedermayer 1996: 24-25)。

$$A = p_a - p_b$$

ここで、 $p_a$  は2大政党のうち一方の政党の得票率を、 $p_b$  は他方の政党の得票率を表わす。非対称性の数値範囲は-100から+100までとなる。2大政党間の勢力変化を時系列的に測定できるように、数値の絶対数化はしない。

### (4) ヴォラティリティ

破片化と非対称性の指標はいずれも、ある特定の時点における政党

システムの状態を示すものである。それに対して、時間的に異なる2つの時点の状態変化を測定する指標も開発されている。そのような指標として、有権者の投票行動変化を通じた政党の勢力規模の変動を測定するさまざまな指標が開発されているが (Hawks 1969, Miller 1972, Ascher and Tarrow 1975, Przeworski 1975, Borre 1980)、ここではペデルセンのヴォラティリティを取り上げよう (Pedersen 1979)。

ヴォラティリティは、2回の連続する選挙の間での正味の有権者変化として定義され、変化現象に直接言及するものであるが、その帰結を示すものではない。その測定方法は、ある選挙 ( $t$ ) と前回選挙 ( $t-1$ ) の各党の得票率の変動を足し合わせ、それを2で割ることによって求められる。あるいはもっと単純に、ある選挙と前回選挙とを比べて得票率を伸ばした全政党の得票率増加分を合計することでも求められる。ヴォラティリティの計算方法は以下のように表わせる。

$t$  回目の選挙の政党  $i$  の得票率を  $p_{i,t}$  とすると、政党  $i$  の前回選挙からの勢力変化は、

$$\Delta p_{i,t} = p_{i,t} - p_{i,t-1}$$

となる。このとき、2回の選挙における変化の合計 (total net change) は次のように表わせる。 $n$  は2回の選挙で競合する政党の数を表わす。

$$TNC_t = \sum_{i=1}^n |\Delta p_{i,t}|$$

$$0 \leq TNC_t \leq 200$$

正味の有権者変化であるヴォラティリティは、 $TNC_t$  に  $1/2$  を乗ずることで求められる。

$$V_t = 1/2 \times \sum_{i=1}^n |\Delta p_{i,t}|$$

$$0 \leq V_t \leq 100$$

### (5) 分極化

政党システムの特長として次に検討するのは、政党間のイデオロギー距離、すなわち政党システムの分極化 (polarization) である。政党システムの分極化は、政党間の敵対関係および協力関係を示唆する指標である。

一般的に、政党システムの分極化の度合いは、政党を「左-右」軸上に位置づけてその距離を測定することによって示される。

政党を左-右軸という一次元上に位置づけることについて批判的な意見もある。たとえば、ストークス (Donald Stokes) は、社会は多くの対立次元によって特徴づけられるものであり、政党は次元毎に異なる立場に立つと指摘し (Stokes 1963)、レイプハルト (Arend Lijphart) は政党競合の争点次元として、(1)社会経済、(2)宗教、(3)文化・民族、(4)都市・農村、(5)体制支持、(6)外交、(7)脱工業的価値観という7つを挙げている (Lijphart 1984, 1999)。

このような主張があるとはいえ、多くの研究者は、政党間競合を左-右軸上で理解することの合理性を認めている。サニ (Giancomo Sani) とサルトーリによれば、先進工業社会では社会-経済的な紛争が極めて重要な対立軸となっており、政党競争もこの軸に沿って展開されているという (Sani and Sartori 1983)。あるいは、左-右次元は、政治空間内での効率的なコミュニケーションとオリエンテーションを促進する一般化された政治的手段と見なすことができるものである (Fuchs and Klingeman 1989)。

政党を左-右軸上に位置づける場合、大きく分けて3つの方法がある (Niedermayer 1996: 26-27)。

第1に、政党に関する文献や文書を分析する方法である。これは、政党綱領、政策文書、マニフェストなどで表明されている政党の主張を内容分析などにより解析するものである (Thomas 1979, Bartolini and Mair 1990)。

第2に、専門家による評定を基礎とする方法である。その評定の仕方にもいくつかパターンがあり、単純に政党を左から右へ並べさせたり (Taylor and Herman 1971)、政党ファミリーを左から右へ並べさせたりするやり方や (Sigelman and Yough 1978, Gross and Sigelman 1984, Schamir 1984)、あるいは、各党が左-右軸上で占める正確な位置を回答させるやり方がとられる (Castles and Mair 1984)。

第3に、市民の志向性に基づいて政党を位置づける方法である。これは、支持者による政党の左-右軸上の位置づけの平均値で測定されるか (Sani and Sartori 1983)、あるいは、市民による政党の左-右軸上の位置づけの平均値で測定される (Niedermayer 1990)。

いずれかの方法で政党を左-右軸上に位置づけた上で、政党システムの分極化の度合いが測定されるが、ここでも2つの方法が存在する。第1は、単純に、左-右軸上の両端に位置する政党の距離を測定し、それを分極化の大きさとする方法である。第2は、各政党を左-右軸上に位置づけた上で、それらの政党のばらつきの程度を測定する方法である。たとえば、左-右軸上の政党の位置の標準偏差をとる方法がある。これは、次のように表わすことができる。

$$POL = \sqrt{\frac{\sum_{i=1}^n (LRS_i - \overline{LRS})^2}{n}}$$

$LRS_i$  = 政党  $i$  の支持者による、政党  $i$  の左-右軸上の位置づけの平均値

$\overline{LRS}$  = 全ての政党支持者による、左-右軸上における位置づけの平均値

## (6) 分節化

政党間のイデオロギー距離は、政党の連合形成の可能性にも大きな影響を及ぼす。この連合形成の可能性は、政党システムの分節化 (segmentation) という指標によっても測定される。たとえば、極度に分節化された政党システムでは、政党間に明確な仕切りが存在する。逆に、分節化していない政党システムでは、基本的には、全ての政党が連合を形成する可能性をもつ。

穏健な政党は極端な政党との協力関係を結ぶことを拒絶することが多いため、しばしば、両極の政党と他の政党との間に分節化が発生する。あるいは、社会が宗教や民族といった対立軸で分断され、政党エリートのレベルでも分断が存在するような場合には、穏健な政党同士の間でも分節化は生まれる (Sartori 1976: 邦訳 476)。

分節化は、たとえば、以下のような計算式で求めることができる。ここで、 $C_t$  は理論的に実現可能性のある連合政権の数、 $C_p$  は政治的に実現可能性のある連合政権の数を表わす。

$$S = 1 - \frac{C_p}{C_t}$$

## (7) 政権形成パターン

政党システムの特性に関して、政権形成のパターンに注目する議論もある。たとえば、メアは、政権形成をめぐる政党間競合こそが、最も重要な政党システムの特性であると主張する (Mair 1997: 199-223)。メアによれば、政権形成をめぐる政党間競合の構造は、次の3つの要素に関連づけることで理解できるという。すなわち、(1)政権交代の有力なパターン、(2)代替的統治の公式、そして(3)いずれの政党が統治するのかである。

政権交代のパターンには、完全な政権交代 (wholesale alternation)、部分的な政権交代 (partial alternation)、政権交代なし (nonalternation) がある。

「完全な政権交代」では、現在政権に就いているセットが、以前は野党にいたセットに完全にとって替わられる。すなわち、 $t$  回目の政権を形成する全ての政党が政権から去り、 $t+1$  回目の政権は、以前は野党であった政党あるいは政党の連合によって形成される。「部分的な政権交代」では、現在の政権の中に、その前の政権を構成していた政党のうち少なくとも1つの政党が含まれる。「政権交代なし」は、政権交代の完全な欠如により特徴づけられる。ここでは、同一の政党ないし政党連合が、長期にわたり、政権を独占的に支配し続けることになる。

代替的統治の公式 (alternative governing formulas) という要素は、政権を形成する政党ないし政党連合の顔ぶれが常に一定 (familiar) しているのか、それとも従来の組合せとは異なる新たな政党連合が形成されるなど革新的 (innovative) であるのかに関連する。

いずれの政党が統治するのかという要素は、すなわち政権へのアクセスを獲得する政党の範囲に関連するものである。ここでは、特定の政党が、政権パートナーとして許容しえない政党 (必ずしも反体制政党とは限らない) として他の諸政党から排除されているのか否かが焦点となる。

## 5 政党システム変化の測定

前節では、政党間相互作用を示す特性として7つの指標を概観した。これらの諸特性は、「政党システム変化とは何が変化することなのか」を明らかにするものである。何が変化したのかを特定できたとして、次に、「政党システム変化とはそれらがどの程度変化することなのか」が問われなければならない。

3節で述べたように、システムとは要素間の相互連関の全体から形成されるものである。それゆえ、厳密に言えば、システム変化とは、システム内部の局所的変化ではなく、システム全体としての特性が変化することと理解すべきであろう。

システムの個別要素の変化やある特定の要素間関係の変化は、その

変化の程度にかかわらず、システム変化につながる可能性とつながらない可能性の両方をもつ。個別的な要素変化や要素間関係の変化が極めて顕著でありながらも、システム全体がほとんど影響を受けない場合がある。政党システム変化を強調する議論では看過されがちであるが、システムは、システム変化をもたらさうような攪乱要因に取り囲まれつつ、あるいは内部に潜在的攪乱要因を抱えつつ、全体としては適応的自己安定化を実現している。他方では、個別的な要素変化や要素間関係の変化がわずかであったとしても、システム全体が本質的に変わるような場合もある（適応的自己組織化）。

政党システム研究においては、システム全体の特性に言及するものとして、政党システムの類型 (typology) の議論がある。政党システムの類型論では、取り上げるべきいくつかの変数を設定・考察した上で、それらの諸変数の組合せから導かれるシステムのタイプが区別される。換言すれば、システム全体の特性に見られる相違に基づいて、システムが複数のタイプに分けられているのである。それゆえ、政党システムがあるタイプから他のタイプへと変化したとき、それを政党システム変化と理解することができるであろう (Mair 1990: 16-17, 1997: 51-54)。政党システム変化を理解する上で有用な類型論として、サルトーリとメアの類型論を取り上げよう。

サルトーリは、競合的な政党システムを、有意政党の数とイデオロギー距離によって類型化した (Sartori 1976)。彼にとって、有意政党の数というのは、あくまでも政党間関係に影響を与えるという意味で重要な変数となる。すなわち「政党数が私たちの興味をひきつけるのはそれが政党制のメカニクスに影響を与える時だけである。換言すればフォーマットはメカニカルな先有傾向を含んでいる時に限って、興味深い変数になる」という (Sartori 1976: 邦訳 223)。

有意政党の数とイデオロギー距離を組み合わせた上で、サルトーリは、競合的な政党システムを、1党優位政党システム、2党システム、穏健な多党システム、分極的多党システム、原子化政党システムとい

う5つのタイプに識別した。原子化政党システムというのは、残余カテゴリーに属するものであり現実にほとんど存在することがないので、ここでは除外し、1党優位政党システム、2党システム、穏健な多党システム、分極的多党システムの全体的特性を確認しておこう (Sartori 1976: 邦訳 227-358)。

まず、2党システムの全体的特性としては、(1)2つの政党が絶対多数議席の獲得を目指して競合している、(2)2つの政党のうちどちらか一方が実際に議会内過半数勢力を確保するのに成功している、(3)過半数を得た政党は進んで単独政権を形成しようとする、(4)政権交代が行われる確かな可能性があるという点が指摘される。

穏健な多党システムの場合には、(1)有意政党間のイデオロギー距離が比較的小さい、(2)二極化した連合政権指向型の政党配置、(3)求心的競合という特徴が見られる。

分極的多党システムについては、次のような全体的特性を列挙している。すなわち、(1)有意な反体制政党が存在する、(2)相互に排他的な二つの野党勢力(双系野党)が存在する、(3)中間位置を占める政党の存在によって求心的競合が阻害されている、(4)反体制政党、双系野党、そして中間位置を占める政党の存在によって、システムが分極化している、(5)遠心的な競合の力学が強く見られる、(6)イデオロギー・パターンが根源的で、政党の包括化戦略が制限される、(7)政権担当の機会が特定の政党に限られ、政権形成の機会から排除された政党は無責任野党となる、(8)無責任野党の存在によって、せり上げの政治と過剰公約の政治がもたらされる。

1党優位政党システムは、特殊なケースである。このシステムの作動にとっては、優位政党の数やイデオロギー距離というのはあまり大きな影響がない。極端な言い方をすれば、政党の数がいくつであっても、分極化の程度がどれほどあっても構わない。むしろ、このシステムの本質的特徴は権力の特殊な配分パターンにある。すなわち、2つ以上の政党を含み自由で公正な競争が行われているなかで、特定の政党が一

貫して政権を握り、政権交代が事実上発生しないようなシステムである。政権交代が起こるとき、つまり一貫して政権を握っている政党が何らかの理由で政権の座から滑り落ちるとき、それは一党優位政党システムから他の多党システムへの変化であると見なすことができる。

さて、現実的な観点から言えば、先進諸国の政党システムは、そのほとんどが穏健な多党システムか分極的多党システムに含まれているので、この2タイプの間での移行が焦点となるだろう。

サルトーリは、有意政党の数について、穏健な多党システムは3～5党、分極的多党システムは6～8党という一応の基準を提出しているが、すでに見たように、政党数それだけに注目しても意味はない。たとえば、政党数の変動にともなって、イデオロギー的分極化の幅が拡張ないし縮小した場合には、タイプの変化に言及することも可能になるだろう。

サルトーリ自身が述べているように、両タイプの大きな相違点は、反体制野党が存在しているか否か、そして野党が2つの勢力に分裂しているか否かにある (Sartori 1976: 邦訳 299)。たとえば、分極的多党システムから有意な反体制政党の1つが消滅した場合、それは双系野党の存立基盤を掘り崩し、分極化の度合いを低下させ、求心的な競合の力学をもたらし、かくしてそのシステムは穏健な多党システムへと移行することになるかもしれない。

次にメアの類型論を見てみよう (Mair 1997: 199-223)。メアは、政権形成をめぐる政党間競合を重視し、そこに見られる3つの要素——政権交代の有力なパターン、代替的統治の公式、いずれの政党が統治するのか——を組み合わせて、閉鎖的な (closed) 競合の構造と、開放的な (open) 競合の構造とに区別した。両タイプの特徴は表1のようになる。

閉鎖的な競合構造の特徴は、政権交代が起きないか、あるいは起きたとしても特定の政権交代パターンであり、政権を形成する顔ぶれも一定であり、政権に参加する機会をもつ政党が少数に限定されていて、

表1 閉鎖的・開放的な競合の構造

閉鎖的な競合構造	開放的な競合構造
完全な政権交代 または政権交代なし	部分的な政権交代 または部分的な政権交代と完全な政権交代の混合
一定的な統治公式	革新的な統治公式
政権へのアクセスは少数の政党に限定されている	政権へのアクセスは多くの政党に開放されている
〔事例〕 イギリス ニュージーランド (1990年代中期まで) 日本 (1955-1993) スイス アイルランド (1948-1989)	〔事例〕 デンマーク オランダ 新たに発生しつつある政党システム

出所 Mair (1997: 212)

新政党や「アウトサイダー」と見なされている政党が政権参加の敷居を超えることは事実上不可能だという点にある。このような閉鎖的な競合構造は、明らかに、予測可能性が高いものである。

それに対して、開放的な競合構造の特徴は、さまざまな政権交代のパターンが見られ、政権を形成する顔ぶれも頻繁に変わり、新政党が比較的容易に政権参加の機会をもつ点にある。このような開放的な競合構造は、明らかに、予測不可能性が高いものである。

閉鎖的な競合構造が形成・維持されるか否かは、既存政党の戦略次第である。既存政党が革新的な統治公式の実験に反対し、政権に新しい政党が加わることを阻止する戦略を採るときに、閉鎖的な構造が発展する。さらに、閉鎖的な競合構造の発展には、競合のパターンや政権形成過程における安定的な規範や協定が必要不可欠である。つまり、競合の構造の閉鎖性は時間の関数であり、新たに発生しつつある政党システムを特徴づけるものではない。

メアは、政党の競合構造の変化（すなわち政党システム変化）について、いくつかの事例に言及しつつ、有権者変化との関連性を論じている。ここでは、デンマーク、カナダ、アイルランドの事例について概観し

よう (Mair 1997: 214-223)。

1973年のデンマーク議会選挙は、実質的な有権者変化を示した。議席を獲得した政党は倍増し、共産党や新しく結成された右派政党が参入したため、政党システムの分極化は大きくなった。しかしながら、このような大規模な有権者変化にもかかわらず、デンマークにおける政党の競合構造は変化していない。確かに、戦後初めてリベラル政党が単独で少数政権を形成した。しかし、その後が続いて形成された社会民主党による少数政権や、中道右派政権は、1973年以前に経験されたことのある政権形態である。

かくして、(1)統治公式は過去も現在も「革新的」であり、(2)政権へのアクセスは過去も現在も新政党に開かれており、(3)政権交代のパターンは過去も現在も「完全な政権交代」と「部分的政権交代」とを規則的に経験していることから、デンマークは現在でも相対的に開放的な構造を維持していることになる。

カナダでは、1993年総選挙でヴォラティリィが42%に上昇した。保守党の得票率は16%にまで減少し、議席数はわずか2議席となった。改革党とブロック・ケベコワという新しい2政党が議席獲得に成功した。この2政党は明確な地域特性をもっており、有権者編成の永続的変動の兆候なのかもしれない。しかし、それと同時に、明確な継続性も存在する。すなわち、保守党に対する伝統的な対抗勢力である自由党が、強力な多数派をもって政権に復帰したことである。少なくともこれまでのところ、政権交代のパターン、革新性の程度、新政党の政権へのアクセスの程度を見る限り、カナダの政党システムは従来の政党システムを維持していると言える。

ただし、カナダの政党システムは、ある次元では明らかに変化した。自由党に対抗する野党が現在では2政党になり、さらに地域的な分断が連邦レベルで発生して「完全な政権交代」の維持可能性が低減しつつある。この変化の可能性が存在するがゆえに、カナダの政党システムが不変であると断言することはできない。

アイルランドの政党システムは、強固な亀裂構造の欠如と制度の継続性によって非常に安定的であった。政権はアイルランド共和党が形成するか、あるいはそれ以外の政党（主にアイルランド統一党と労働党）の連合が形成するかのいずれかであった。しかし、1989年にアイルランド共和党は、これまでの戦略を180度転換して、新しく結成された右派リベラル政党との連合を決断した。その四年後には、アイルランド共和党は労働党との新連合を形成した。

この2つの決断の結果、アイルランドの政党システムは変化した。戦後のアイルランド政党システムが築き上げてきたものは、アイルランド共和党と右派政党との連合によりその根底が崩され、さらにアイルランド共和党と労働党との連合によって、完全に破壊された。1989年までに、アイルランドの政党システムは、2極化された競合のパターンを中心として構築されてきた。アイルランド共和党対それ以外の政党という競合パターンである。しかし、表面上は非同盟的であった新政党と連合を形成したことで、アイルランド共和党は2極のうちの前者の極に傷をつけた。さらに、伝統的な反対勢力、つまり「それ以外」の政党の1つであった労働党との連合形成によって、後者の極も破壊したのである。

アイルランドにおける政党システムの変化は、少なくとも初めのうちは、有権者変化がほとんど見られない状況で起こった。1989年選挙におけるヴォラティリティはわずか7.8%であり、この値は戦後のアイルランドにおける平均よりも低いものであった。既存政党の支持率を見てみると、アイルランド共和党に対する支持は44.1%から44.2%に、アイルランド統一党への支持は27.1%から29.3%に、労働党に対する支持は6.4%から9.5%にそれぞれ上昇している。有権者の安定性と政党システムの根本的な変動が同時に起きていたのである。

要するに、(1)デンマークでは、実質的な有権者変化が重大な政党システム変化を導かなかった、(2)アイルランドでは、選挙における安定性にもかかわらず重大な政党システムの変化が起こった、(3)カナダで

は、並外れた有権者の流動化にもかかわらず新しいタイプの政党システムが発展しているか否かは依然として疑問符がつくのである。ここから導かれるのは、政党システムの持続性ないし変化と、有権者の安定性ないし変化とは区別しなければならないということである。

政党システム変化をタイプの変化に関連づけて理解する方法は、厳密な定義という利点を享受でき、明確な結論を引き出すことができる。それゆえ、政党システムの安定と変化をめぐる知的泥沼を回避する有効な方法の1つである。

しかし、一方では、すでに議論したように、適用する政党システムの類型そのものが完全な合意を得ることは困難であり、他方では、この方法で測定した場合には、政党システム変化があまりにも稀な現象になってしまう。さらに、このようなオール・オア・ナッシングの測定方法では、タイプ変化にまでは至っていない重要な諸特性の変化を看過する危険性も否定できない。

そこでスミスは、政党システム変化のレベルを4つに区分けして測定することを提案する。すなわち、(1)一時的な揺らぎ (temporary fluctuations)、(2)限定的な変化 (restricted change)、(3)全般的な変化 (general change)、(4)転換 (transformation) という4つのレベルである (Smith 1989, 1990)。

「一時的な揺らぎ」とは、長期的な傾向をもたない短期的な特性変化を意味する。何が「一時的」であるのかを決めることは難しいこともあるが、実際的には、政党の盛衰は容易に認識できるであろう。ある政党は、システムを実質的に変えることなく、登場し退場して行く。特定の争点をめぐる論争が激化して、分極化の程度が一時的に高くなるとしても、その論争はすぐに何の傷跡も残すことなく解決するかもしれない。スミスによれば、一時的か否かを見極めるには3回程度の選挙が必要であるという。このくらいの期間があれば、新規参入した政党が確固としてものとなるのか、そしてシステムのバランスや他の政党の立場に影響を与えるのかを判断できるであろう。いずれにして

も、このような揺らぎは、システムにおける変化とは見なされない。

「限定的な変化」とは、システム内で恒常的に発生する変化であるが、システムの他のほとんどの特性がそのままであるという点で限定的なものとされる。新政党が設立され古い政党が衰退したり、システムがより分極化したりするかもしれない。あるいは、選挙ヴォラティリティが上昇するかもしれない。しかしながら、それぞれの変化は自己完結的なものであり、他の特性とは独立している。

「全般的変化」とは、いくつかの特性の変化が同時あるいは連続的に起こることを意味する。全般的変化が起きている政党システムは、一時的には不安定な状況である。なぜなら、新たな均衡が確立されるまで、さらなる反応が起こりうるからである。全般的変化とは、たとえば、先に述べた有意政党の変化とそれにともなう他の特性の変化である。すなわち、穏健な多党システムにおいて有意政党が増加したとき、それにともない双系野党が現出し、政党競合の本質部分が変化することになり、最終的には分極的多党システムへと移行する。従って、他の特性の変化を誘発するような特性変化が発生しているか否かがポイントとなる。

「転換」とは、システムの全ての特性が変化し、全く別の政党システムが形成されることを意味する。このような転換は、たとえば、体制崩壊による連続性の破綻のような極端な状況下でしか起きることはない。しかしながら、全く別の政党システムの形成をともなわない転換の可能性もある。可能性として考えられるのは、1つの中心的な特性 (one central feature) が根本的に変化して、あらゆる連続性が押し流されてしまうような場合である。

## 6 政党システムに影響を及ぼす要因

政党システム変化の分析枠組みで最後に検討しなければならないのは、「政党システム変化がなぜ起きたのか」という問題である。換言すれば、政党システムに影響を及ぼした要因は何かということである。

表2 政党システムの発展に影響を及ぼす要因

構造的次元	行為者次元
制度的枠組み 社会構造	政党 市民

出所 Niedermayer (1996: 32)

ニーダーマイヤー (Oskar Niedermayer) は、政党システムに影響を及ぼす要因を構造的次元と行為者次元とに分けて整理している (Niedermayer 1996: 32-40)。構造的次元には制度的枠組みと社会構造が含まれ、行為者次元には政党の行動と市民の行動が含まれる。

政党システムに影響を及ぼす制度的枠組みとしては、選挙制度、政党資金に関する制度、違憲政党に関する制度などがある。とくに選挙制度が政党システムに及ぼす影響については、これまでに多くの研究の蓄積が見られる。

ヘルメンス (Ferdinand Hermens) は、比例代表制は必然的に政党システムの破片化を生み、多数代表制は2党システムを生むとした (Hermens 1941)。デュヴェルジェ (Maurice Duverger) によれば、(1)比例代表制は、多党制的で、強固で、自立的かつ安定した政党制を促進する、(2)2回投票による多数決制は、多党制的で、柔軟性があり、非自立的かつ比較的安定した政党制を促進する、(3)単純多数1回投票制は、主要な独立した政党間の権力の交替をもった2党制を助長することになる (Duverger 1959: 邦訳 227-228)。両者はともに、比例代表制は多党システムをもたらし、多数代表制は2党システムをもたらすと考えたのであるが、このような主張は理論的にも経験的にも反論されている。いずれにしても、選挙制度と政党システムとの間に単純な1対1の関係は成立しないのである。

レイは、選挙制度が政党システムに及ぼす影響の程度はさまざまであるが、その影響の方向は同じであると主張した。すなわち、単純多数代表制や絶対多数代表制だけでなく全ての選挙制度は、大規模政党を過大代表し、小規模政党を過小代表する傾向があるという (Rae 1967:

67-129)。

デュヴェルジェは、選挙制度の心理的効果についても言及している。「単純多数1回投票制度の下で活動する3つの政党があるところでは、有権者が継続して第3党に投票するとすれば、自分たちの票はむだになったということにただちに悟る。つまり、それゆえに、より大きな悪を防ぐために2つの対抗者のうちのより小さな悪に、自分たちの投票を委譲する自然の傾向がでてくる」という (Duverger 1959: 邦訳248)。

政党への公的助成制度もまた、政党システムに大きな影響を及ぼす。政党への公的助成は、一般的には、選挙で一定の得票以上を獲得した政党に対して、得票率や議席率に応じて支出されるものであり、明らかに既存の政党が有利な立場にある。たとえば、新たに設立された政党は、最初の選挙に臨むにあたっては、公的助成を受けられる立場にない。公的助成で十分な資金を獲得できるのであれば、政党は、不安定な選挙民との関係性をあえて強化する必要性を感じなくなるかもしれない。また、既存政党の間に公的助成に関する共通のインセンティブが働くことになり、既成政党間にカルテルが結ばれるかもしれない (Katz and Mair 1995)。

構造次元に含まれるもう1つの要因は社会構造である。政党システムに影響を及ぼす社会構造的変化にはさまざまなものがある。しばしば指摘されているのは、脱工業社会への移行とそれにともなう産業構造の変化、教育機会の拡大、福祉国家の変容、マスメディアの発達などである。これらの変化は、それ自体が政党システムに影響を及ぼすと同時に、市民の行動にも大きな影響を及ぼす。たとえば、脱工業社会への移行、産業構造の変化、そして教育機会の拡大は、脱物質主義的価値観をもたらし、ニュー・ポリティクスと呼ばれる新たな対立軸をもたらした。

ここで、キツェルト (Herbert Kitschelt) の整理を参考にしておこう (Kitschelt 1997)。キツェルトによれば、1970年代以降に西欧政党システムに直接的・間接的に影響を及ぼしている社会的変化として、(1)

技術の領域におけるエレクトロニクス革命、(2)新興工業国の台頭による国際競争の激化、(3)福祉国家の変容を挙げることができるという。

エレクトロニクス革命によって、生産労働者のサービス労働者に対する割合は継続的に減少した。高い技術をもつ労働者への需要が高まる一方で、技術をもたないか低い技術しかもたない労働者への需要は低下した。さらに、運輸や通信のコスト低下にともない、経済部門の国際競争が拡大した。

手工業市場における新興工業国の台頭にともない、欧州諸国の手工業部門の給与レベルが低下した。企業は価格競争を回避するために洗練された製品の製造へと向かったため、高度な技術をもつ技術者の需要が一層高まった。

資本市場の国際化（開放化）により、労使協定が結ばれ収益率があまり高くないような国家からの資本の撤退が起きた。それにより、労使間交渉の主導権は資本家にシフトすることになり、賃金の抑制や社会保障費用の圧縮への圧力が高まった。

人口の高齢化、高い水位にある失業率、女性の労働市場進出などによって、公共サービス部門は肥大化した。ところが、経済成長の鈍化、国家予算の逼迫化、国際競争（とりわけ国際資本の国際競争）の激化にともない、肥大化した公共サービス部門の維持は困難になりつつある。今日では、市民の公共サービス依存をめぐって、経済的論争だけでなく政治的・道徳的論争も起きている。

これらの社会構造変化が政党システムにもたらした1つの影響として、左-右対立軸の再活性化を指摘できる。ここでの紛争は、階級間対立というよりも部門間対立である。国際競争にさらされている民間企業の管理職や雇用者は、保護産業や公的部門で働く人々よりも、再配分手段の抑制への期待が強い。

社会構造の政党システムへの影響を考える場合、当然ながら、亀裂構造の変化も重要な焦点になる。ダルトンらが主張するように、伝統的な亀裂構造が弱体化し、同時に脱工業革命が新たな社会的・政治的

亀裂構造（ニュー・ポリティクスをめぐる亀裂構造）をもたらすとすれば、それは政党システムにも大きな影響を及ぼす可能性が高い。そこで重要になるのは、亀裂構造に対する政党および市民の対応である。たとえば、新しい亀裂構造の顕在化に政党が首尾良く対応できなかった場合には、新しい亀裂構造を代表する政党の参入、政党数の増加、有権者変化の増大、これらの変化にともなう他の特性の変化といった影響が政党システムに及ぶ可能性がある。

最後に、政党の行動の変化が政党システムに及ぼす影響について検討しよう。キルヒハイマー（Otto Kirchheimer）によれば、戦前の西欧の政党システムは「個人代表の政党」と「大衆統合政党」によってかたちづけられていたが、戦後には「個人代表の政党」は例外的な存在となり、「大衆統合政党」も「包括政党」へと変化しているという。包括政党の特徴は、(1)政党のもつイデオロギー装置の縮小、(2)党組織における幹部グループの強力化、(3)党員の役割の減少、(4)特定の社会階級や特定宗派の信徒の比重低下、(5)さまざまな利益団体へのアプローチである（Kirchheimer 1965）。

このような包括政党が政党システムに及ぼす影響であるが、いずれの側面を注目するかによって、焦点となる政党システムの特性も異なってくる。包括政党の政党競合への影響に注目する場合には、包括政党化に成功した政党のみが生き残ることができ、他の政党を凌駕してしまうため、政党システムの破片化が低下するとされる（Wolinetz 1979）。スミスはさらに極端に、「究極的には、包括化の政治は2つの重要な政党の残存のみを要求する」と表現している（Smith 1982: 64）。2大政党が包括政党化するとすれば、既存の機会構造が変化するかもしれない、それゆえ非対称性も変化するかもしれない。

包括政党による政党－有権者関係への影響に注目して、メアは次のように述べている。この言明から示唆されるのは、政党－有権者関係の脆弱化によるヴォラティリティの増大である。

包括政党は、自身が属する社会との特定の組織的結び付きを絶ち、選挙民からも離れて活動し始める。そして「ボトムアップ」の政党から「トップダウン」の政党に変化し、選挙市場を狭隘化するのではなく、むしろ選挙市場での競争を選択する。さらにアイデンティフィケーションの上に立つのではなく、条件付きの支持の上に立つ。支持者の囲い込みではなく、支持者からの承認を要求する。これらの結果、偶発性の可能性が高まり、ランダム投票に至るかもしれない (Mair 1989: 182)。

包括政党論における「イデオロギー装置の縮小」という点に注目すると、脱イデオロギー化と求心化の力学が強まることによって、分極化の低下が起き、さらには分割化も変化するかもしれない。

もちろん、キルヒハイマーの包括政党論以降にも重要な政党組織論が展開されている。たとえば、パネビアンコ (Angelo Panebianco) の選挙—プロフェッショナル政党の議論や、カツツ (Richard Katz) とメアによるカルテル政党論なども、政党システムに大きな影響を及ぼすであろう (Panebianco 1988, Katz and Mair 1995)。要するに、ここで重要なことは、政党がどのような組織モデルを採用し、どのような戦略をとるかということが、政党システムにとって大きな影響をもつということである。

## 7 おわりに

本稿では、政党システムの何が、どのように／どの程度、そしてなぜ変化したのか (あるいは変化しなかったのか) を総体的に提示しうる体系的な分析枠組みの素描を試みてきた。3節で指摘したように、政党システムがシステム概念を基礎にしているのであれば、唯一絶対の分析枠組みを構築することは極めて困難であろう。しかしながら、そのことは、政党システム変化をどのように分析しても良いという意味では

ない。重要なことは、政党システム変化が何を意味し、どのように測定され、そして何によってもたらされたのかを明確に意識しながら、分析を進めることである。そのような分析が蓄積されることによって、政党システム変化の研究は、より建設的な意味で、豊饒なものとなっていくであろう。

#### 参考文献

- Ascher, William and Tarrow, Sidney (1975) 'The Stability of Communist Electorates: Evidence from a Longitudinal Analysis of French and Italian Aggregate Data,' *American Journal of Political Science*, 19: 475-494.
- Bartolini, Stefano and Mair, Peter (1990) *Identity, Competition, and Electoral Availability: The Stabilisation of European Electorates 1885-1985*, Cambridge University Press.
- von Bertalanffy, Ludwig, (1968) *General System Theory: Foundations, Development, Applications*, George Braziller. (長野敬・太田邦昌訳 (1973) 『一般システム理論』みすず書房)
- Blondel, Jean (1968) 'Party Systems and Patterns of Government in Western Democracies,' *Canadian Journal of Political Science*, 1(2): 180-203.
- Borre, Ole (1980) 'Electoral Instability in Four Nordic Countries,' *Comparative Political Studies*, 13(2): 141-171.
- Castles, Francis and Mair, Peter (1984) 'Left-Right Political Scales: Some "Expert" Judgments,' *European Journal Political Research*, 12(1): 73-88.
- Dahl, Robert (1966) 'Pattern of Opposition' in Robert Dahl (ed.), *Political Oppositions in Western Europe*, Yale University Press.
- Dalton, Russell (1996) 'Political Cleavages, Issues, and Electoral Change,' in Lawrence LeDuc, Richard Niemi, and Pippa Norris (eds.), *Comparing Democracies: Elections and Voting in Global Perspective*, Sage: 319-342.
- Dalton, Russell, Beck, Paul Allen, and Flanagan, Scott (1984) 'Electoral Change in Advanced Industrial Democracies,' in Russell Dalton, Scott Flanagan, and Paul Allen Beck (eds.), *Electoral Change in Advanced Industrial Democracies: Realignment or Dealignment?* Princeton University Press: 3-22.
- Dalton, Russell, Flanagan, Scott, and Beck, Paul Allen (1984) 'Political Forces and Partisan Change,' in Russell Dalton, Scott Flanagan, and

- Paul Allen Beck (eds.), *Electoral Change in Advanced Industrial Democracies: Realignment or Dealignment?* Princeton University Press: 451-476.
- Dodd, Lawrence (1976) *Coalitions in Parliamentary Government*, Princeton University Press. (岡沢憲英訳 (1977) 『連合政権考証：政党政治の数量分析』政治広報センター)
- Drummond, Andrew (2006) 'The Impact of Party Affect on Voter Sincerity in Open and Closed Electoral Systems,' Center for the Study of Democracy, Paper 06-09.  
(<http://repositories.cdlib.org/csd/06-09/>)
- Drummond, Andrew (2002) 'Electoral Volatility and Party Decline in Western Democracies: 1970-1995,' Center for the Study of Democracy, Paper 02-02.  
(<http://repositories.cdlib.org/csd/02-02/>)
- Dunleavy, Patrick and Boucek, Françoise (2003) 'Constructing the Number of Parties,' *Party Politics*, 9(3): 291-315.
- Duverger, Maurice (1954) *Les Partis Politiques*, Librairie Armond Colin. (岡野加穂留訳 (1970) 『政党社会学』潮出版)
- Ersson, Svante and Lane, Jan-Erik (1998) 'Electoral Instability and Party System Change in Western Europe,' in Paul Pennings and Jan-Erik Lane (eds.), *Comparing Party System Change*, Routledge: 23-39.
- Evans, Jocelyn (2002) 'In Defence of Sartori: Party System Change, Voter Preference Distributions and Other Competitive Incentives,' *Party Politics*, 8(2): 155-174.
- Flanagan, Scott (1971) 'The Japanese Party System in Transition,' *Comparative Politics*, 3(2): 231-234.
- Fuchs, Dieter and Klingeman, Hnas-Dietrich (1989) 'The Left-Right Schema,' in Kent Jennings, Jan van Deth, and Samuel Barnes (et al.), *Continuities in Political Action: A Longitudinal Study of Political Orientations in Three Western Democracies*, Walter de Gruyter: 203-234.
- Gross, Donald and Sigelman, Lee (1984) 'Comparing Party Systems: A Multi-dimensional Approach,' *Comparative Politics*, 16(4): 463-479.
- Hall, A.D., and Fagen, R.E. (1956) 'Definition of System,' *General Systems*, 1: 18-28.
- Hawks, A.G. (1969) 'An Approach to the Analysis of Electoral Swing,' *Journal of the Royal Statistical Society*, 132(1): 68-69.
- Hermens, Ferdinand (1941) *Democracy or Anarchy?: A Study of Proportional Representation*, University of Notre Dame Press.

- Katz, Richard and Mair, Peter (1995) 'Changing Models of Party Organization and Party Democracy: The Emergence of the Cartel Party,' *Party Politics*, 1(1): 5-28.
- Kirchheimer, Otto (1965) 'Der Wandel des westeuropäischen Parteiensystems,' *Politische Vierteljahresschrift*, 6: 20-41.
- Kitschelt, Herbert (1997) 'European Party Systems: Continuity and Change,' in Martin Rhodes, Paul Heywood, and Vincent Wright (eds.), *Developments in West European Politics*, Macmillan: 131-150.
- Laakso, Markku and Taagepera, Rein (1979) "Effective" Number of Parties: A Measure with Application to West Europe,' *Comparative Political Studies*, 12(1): 3-27.
- Lane, Jan-Erik and Ersson, Svante (1994) *Politics and Society in Western Europe, 3rd Edition*, Sage.
- Lijphart, Arend (1999) *Patterns of Democracy: Government Forms and Performance in Thirty-Six Countries*, Yale University Press. (粕谷祐子訳 (2005) 『民主主義対民主主義：多数決型とコンセンサス型の36ヶ国比較研究』勁草書房)
- Lijphart, Arend (1984) *Democracies: Patterns of Majoritarian and Consensus Government in Twenty-One Countries*, Yale University Press.
- Lipset, Seymour, and Rokkan, Stein (1967) 'Cleavage Structures, Party Systems and Voter Alignments: An Introduction,' in Seymour Lipset and Stein Rokkan (eds.), *Party Systems and Voter Alignments: Cross-National Perspectives*, Free Press: 1-64.
- Mair, Peter (2001) 'The Freezing Hypothesis: An Evaluation,' in Lauri Karvonen and Stein Kuhnle (eds.), *Party Systems and Voter Alignments Revised*, Routledge: 27-44.
- Mair, Peter (1997) *Party System Change: Approaches and Interpretations*, Oxford University Press.
- Mair, Peter (1990) 'Introduction,' in Peter Mair (ed.), *The West European Party System*, Oxford University Press: 1-22.
- Mair, Peter (1989) 'Continuity, Change and the Vulnerability of Party,' in Peter Mair and Gordon Smith (eds.), *Understanding Party System Change in Western Europe*, Frank Cass: 169-187.
- Mair, Peter (1983) 'Adaptation and Control: Towards an Understanding of Party and Party System Change,' in Hans Daalder and Peter Mair (eds.), *Western European Party Systems: Continuity and Change*, Sage: 405-429.
- Mayer, Lawrence (1972) 'An Analysis of Measures of Crosscutting and

- Fragmentation,' *Comparative Politics*, 4(4): 405-415.
- Mayer, Lawrence (1980) 'A Note on the Aggregation of Party Systems,' in Peter Merkl (ed.), *Western European Party Systems: Trends and Prospects*, Free Press: 515-520.
- Milder, N. David (1974) 'Definitions and Measures of the Degree of Macro-Level Party Competition in Multiparty Systems,' *Comparative Political Studies*, 6(4): 431-456.
- Miller, William (1972) 'Measures of Electoral Change Using Aggregate Data,' *Journal of the Royal Statistical Society*, 135(1): 122-142.
- Molinar, Juan (1991) 'Counting the Number of Parties: An Alternative Index,' *American Political Science Review*, 85(4): 1383-1389.
- Niedermayer, Oskar (1998) 'German Unification and Party System Change,' in Paul Pennings and Jan-Erik Lane (eds.), *Comparing Party System Change*, Routledge: 137-150.
- Niedermayer, Oskar (1996) 'Zur Systematischen Analyse der Entwicklung von Parteiensystemen,' in Oscar W. Gabriel und Jrgen W. Falter (Hrsg.), *Wahlen und Politische Einstellungen in Westlichen Demokraten*, Peter Lang: 19-49.
- Niedermayer, Oskar (1990) 'Sozialstruktur, Politische Orientierungen und die Unterstützung extrem rechter Parteien in Westeuropa,' *Zeitschrift für Parlamentsfragen*, 21(4): 564-582.
- Panbianco, Angelo (1988) *Political Parties: Organizations and Power*, Cambridge University Press. (村上信一郎訳 (2005) 『政党：組織と権力』 ミネルヴァ書房)
- Pennings, Paul and Lane, Jan-Erik (1998) 'Introduction,' in Paul Pennings and Jan-Erik Lane (eds.), *Comparing Party System Change*, Routledge: 1-19.
- Pedersen, Mogens (1979) 'The Dynamics of European Party Systems: Changing Patterns of Electoral Volatility,' *European Journal of Political Research*, 7(1): 1-26.
- Pedersen, Mogens (1983) 'Changing Patterns of Electoral Volatility in European Party Systems; 1948-1977: Exploration in Explanation,' in Hans Daalder and Peter Mair (eds.), *Western European Party Systems: Continuity and Change*, Sage: 29-66.
- Przeworski, Adam (1975) 'Institutionalization of Voting Patterns, or is Mobilization a Source of Decay?' *American Political Science Review*, 69(1): 49-67.
- Rae, Douglas (1967) *The Political Consequences of Electoral Laws*, Yale University Press.

- Rae, Douglas (1968) 'A Note on the Fractionalization of some European Party Systems' *Comparative Political Studies*, 1 (3): 413-418.
- Rokkan, Stein (1968) 'The Structuring of Mass Politics in the Smaller European Democracies: A Developmental Typology,' *Comparative Studies in Society and History*, 10 (2): 173-210.
- Rose, Richard and Urwin, Dereck (1970) 'Persistence and Change in Western Party Systems since 1945,' *Political Studies*, 18 (3): 287-319.
- Sani, Giacomo, and Sartori, Giovanni (1983) 'Polarization, Fragmentation and Competition in Western Democracies,' in Hans Daalder and Peter Mair (eds.), *Western European Party Systems: Continuity and Change*, Sage: 307-340.
- Sartori, Giovanni (1976) *Parties and Party Systems: A Framework for Analysis*, Cambridge University Press. (岡沢憲英・川野秀之訳 (1992) 『現代政党学：政党システム論の分析枠組み〔新装版〕』早稲田大学出版部)
- Scarrow, Susan (2006) 'Party Subsidies and the Freezing Party Competition: Do Cartel Mechanisms Work?' *West European Politics*, 29 (4): 619-639.
- Schamir, Michael (1984) 'Are Western Party Systems "Frozen"? A Comparative Dynamic Analysis,' *Comparative Political Studies*, 17 (1): 35-79.
- Siaroff, Alan (2006) 'A Typology of Contemporary Party Systems' paper presented at the 20th World Congress of the International Political Science Association, Fukuoka, Japan.
- Smith, Gordon (1989) 'A System Perspective on Party System Change,' *Journal of Theoretical Politics*, 1 (3): 349-363.
- Smith, Gordon (1990) 'Core Persistence: System Change and the "People's Party",' in Peter Mair and Gordon Smith (eds.), *Understanding Party System Change in Western Europe*, Frank Cass: 157-168.
- Smith, Gordon (1982) 'The German Volkspartei and the Career of the Catch-All Concept,' in Herbert Döring and Gordon Smith (eds.), *Party Government and Political Culture in West Germany*, St. Martin's Press: 59-76.
- Stokes, Donald (1963) 'Spatial Models of Party Competition,' *American Political Science Review*, 57 (2): 368-377.
- Thomas, John (1979) 'The Changing Nature of Partisan Divisions in the West: Trends in Domestic Policy Orientations in Ten Party Systems,' *European Journal of Political Research*, 7 (4): 397-413
- Ware, Alan (1996) *Political Parties and Party Systems*, Oxford University

Press.

Webb, Paul (2002) 'Party Systems, Electoral Cleavages and Government Stability,' in Paul Heywood, Erik Jones, and Martin Rhodes (eds.), *Developments in West European Politics 2*, Palgrave: 115-134.

Wildgen, John (1971) 'The Measurement of Hyperfractionalization,' *Comparative Political Studies*, 4(2): 233-243.

Wolinetz, Steven (2004) 'Classifying Party Systems: Where Have All the Typologies gone?' paper prepared for the Annual Meeting of the Canadian Political Science Association, Winnipeg, Manitoba.

Wolinetz, Steven (1979) 'The Transformation of Western European Party Systems Revisited,' *West European Politics*, 2(1): 4-28.

伊藤重行 (1987) 『システム ポリティクス』 勁草書房。

岩崎正洋 (1999) 『政党システムの理論』 東海大学出版会。

氏家伸一 (1986) 「包括政党」 西川知一編 『比較政治の分析枠組』 ミネルヴァ書房：173-196。

江上能義 (1985) 「政治体系の理論的展開」 福岡政行・江上能義・大谷博愛・谷藤悦史・新川達郎・青木泰子 『政治の体系・文化・社会化』 芦書房：45-81。

岡沢憲芙 (1993) 「G・サルトーリ：比較政治学の完成」 白鳥令編 『現代政治学の理論【上】〔新装版〕』：217-252。

小野耕二 (2000) 『転換期の政治変容』 日本評論社。

河田潤一 (1986) 「社会的クリーヴィッジと政党システムの変化」 西川知一編 『比較政治の分析枠組』 ミネルヴァ書房：89-148。

川人貞史・吉野孝・平野浩・加藤淳子 (2001) 『現代の政党と選挙』 有斐閣。

北原貞輔 (1986) 『システム科学入門』 有斐閣。

小平修 (1991) 『政党制の比較政治学』 ミネルヴァ書房。

小林道憲 (2007) 『複雑系の哲学：21世紀の科学への哲学入門』 麗澤大学出版会。

篠原一 (1982) 「政党システムとサルトーリ」 『ポスト産業社会の政治』 東京大学出版会：170-192。

谷藤悦史 (1985) 「政治体系理論の形成と変容」 福岡政行・江上能義・大谷博愛・谷藤悦史・新川達郎・青木泰子 『政治の体系・文化・社会化』 芦書房：15-44。

眞柄秀子・井戸正伸 (2004) 『比較政治学 (改訂版)』 放送大学教育振興会。

的場敏博 (2003) 『現代政党システムの変容：90年代における危機の深化』 有斐閣。

山川雄巳 (1968) 『政治体系理論』 有斐閣。

〔付記〕本稿は、2007年度日本政治学会研究会報告ペーパー（未定稿）に、  
大幅な加筆・修正を行い書き改めたものである。



# Internet Privacy and Tax Havens in Our Sophisticated Globalized Information Society: from the View Point of CSR (Corporate Social Responsibility) or Business Ethics

Yasuyuki YANABA

- I. Globalization and the Sophisticated Information Society: a Short History of the Development of IT Companies
- II. Invasion of Privacy of Information and Communications
  1. The invasion of privacy by companies and government
  2. Technology and methods of collecting information and Invasion of Privacy in terms of information
- III. Emerging New Technologies: Concentration in a Few Internet Platform Holders, Unsolved Problems and Ethics
  1. The Emergence of New Technologies and the Concentration in a Few Internet Platform Holders and Their Responsibilities
  2. The Dilemma of Internet Privacy as a Human Right and the National Interest
 

*Business Ethics Challenged in the Case of Google*

*The Importance of the Google Affair*

*Background of the Conflict between Google and China*
  3. The Difference in the Interpretation of Privacy as a Human Right, Monopoly and Superpower
 

*The Conflict between the EU, Other Countries and Google concerning the Difference in Interpretation of Internet Privacy*

## IV. CSR in the Context of Information Privacy and Tax Havens

## 1. Cases of Business Ethics of Internet Privacy and Avoiding Tax

Case 1. Case 2. Case 3. Case 4.

*Opposition of Public Opinion, Reputation and the Share Price of a Company*

## 2. Democracy and Responsibilities as a “Corporate Citizen”

*What is Necessary? Recovery of Trust and Beyond CSR: to Make CSR Align with Public Policy*

## 3. Expectations and Problems of CSR

*Problems of CSR*

## 4. Change of Shareholder Culture of Tax Avoidance

*How CSR Deals with Internet Privacy and Tax Avoidance?*

## V. A New Problem of CSR: the Social Responsibility of Shareholders and Managers in Conjunction with the Socially Responsible Investment and the Disclosure of Information

*Shareholder’s Proposal by Socially Responsible Investment Funds at the General Meeting of Google*

*Disclosure of International Tax Payment and Responsibility of Managers and the Choice of Shareholders*

I. Globalization and the Sophisticated Information Society:  
a Short History of the Development of IT Companies

Our present society is globalized and highly integrated through information technology. In order to understand how we got into this situation, I will introduce a history of business before the present modern information oriented society. I will consider Information and Internet Privacy, its related troubles, problems, difficulties and the responsibility and ethics of IT companies, as well as the avoidance of tax by those companies. Those companies are almost all multinational companies. They avoid tax by using information technologies and tax

havens. Some consumers file suit against such IT companies because of the problems of infringement of Internet privacy. As such, many IT companies have lost social trust, even though consumers enjoy their services.

The invasion of Internet Privacy and the avoidance of tax by IT companies have not been discussed in terms of CSR or corporate social responsibility. I am going to consider several cases where these problems have come up. Though it is admittedly difficult to address these problems, I will look at the reputation and the stock prices of companies as factors for controlling these problems, as well as the expectations and problems of corporate social responsibility in terms of “Corporate Citizenship.”

I will also consider the meaning of the formation of shareholder culture and the social responsibility of shareholders for solving these problems in conjunction with socially responsible investment. In the last chapter I will argue that it is necessary for companies to disclose information about these problems, that is, of new international tax planning and problems concerning the invasion of internet privacy, both domestic and foreign, so that shareholders can choose a culture that accepts CSR and demands long-term profit instead of short-term profit.

### *A Short History of the Development of IT Companies*

After early Multi-National Corporations such as Shell, Standard Oil, and Unilever had emerged in the nineteenth and twentieth centuries, IT companies such as IBM emerged in the middle of the twentieth century. Shell, Standard Oil and Unilever are representative companies of early globalization, and IBM is the pioneer company of a computerized, information-oriented society.

In the nineteenth century, various tools were developed for factory

work, but from the latter half of the 20th century, various kinds of computers were developed and used as tools for business. Large and powerful computers or small personalized computers have been developed for production, office-work, sales-marketing, banking, transportation systems and so on. Nowadays, small personal computers such as laptop PCs and cell phones are diffused among consumers and are connected to each other by the Internet; information about users and consumers is used by businesses.

IBM is a pioneer enterprise that globalized its management resources by constructing and using its internal system in the context of world enterprise. Apple Inc. developed a personal computer (PC), and an advanced international division of labor for many production processes. Almost all Apple products, such as the iPod, iPhone or iPad, as well as Dell's PC are products made by an international division of labor, where all business processes, from R&D, the production process, and distribution, are interconnected by the supply chain using the Internet.

Microsoft and Cisco made it easy for average people to use PCs and connect to the Internet. It is important to note that the change of commerce, especially its style of purchase-consumption and distribution at the turn of the twenty-first century is related to the diffusion of the PC. The rapid diffusion of the PC and the Internet made the birth of e-commerce (originated by Amazon) possible.

The emergence of Amazon and Google at the end of the twentieth century is important because both are among the first internet-based businesses: Amazon established a new type of business called "e-commerce" and Google started a new type of service: the "search engine." The diffusion of the PC not only among businesses but also among average consumers resulted in new developments in the

Information Revolution; this was followed by the diffusion of many kinds of mobile devices, such as the iPad or iPhone, which resulted in more integrated and fused utilization of information by business and consumers, such as SNS.

Though the main SNS enterprises, such as Facebook, Twitter and LINE are all very young, they soon succeeded in bringing about new types of business which connected consumers to each other or to business, which used SNS for marketing. SNS services have already grown global along with diffusion of mobile devices all over the world.

The emergence and development of companies such as Facebook, Twitter and LINE could be described as the product of a new stage of globalization and “an information society,” or the computerization of society. Consumers promote it more and more with their demand for convenience. Many consumers using iPhones access the Internet through SNS applications, such as Facebook, search for products using Google and order the products from Amazon.

As a result, modern global society accelerates ever more quickly toward globalization and the globally integrated utilization of information. Technology is progressively improved by companies that take seriously the demands of users using various types of communications or information for themselves. Their demands are feed-backed for development of its technology by business for more improved utilization fused with their personal uses.

## II. Invasion of Privacy of Information or Communications

### 1. The Invasion of privacy by companies and government

This sophisticated utilization of information results in IT companies now being capable of accessing and looking into personal

computers or mobile devices without the users noticing. Such an invasion of privacy often occurs and increases along with the diffusion of PCs or mobile devices, and especially with the use of the Internet. Ten years ago, such use of the users information would have been called an invasion of privacy. But many users have already grown accustomed to IT companies using their information.

Another serious problem is that the utilization of information technology by the government has also developed in the same way as the development of technologies for commercial utilization of users' information.

Former NSA employee Edward Snowden leaked that there was surveillance not only of executives of foreign governments or states but also of average American citizens by the CIA and NSA. It is an open secret that public authorities monitor the communication of many citizens, and yet the United States government has demanded that IT companies such as Google, Apple, Microsoft and Facebook cooperate with them in surveillance and monitoring of ordinary citizens.

These problems have not been considered in terms of CSR or Business ethics. IT companies haven't broken their silence about this. But business must be transparent about their relations to government in terms of processing information. Likewise, businesses must be transparent about these issues, not only for the sake of their shareholders but also for society.

## **2. Technology and methods of collecting information and Invasion of Privacy in terms of information**

The invasion of privacy can be divided into two types: the traditional invasion of privacy, and a new type, which uses the Internet. Collection or utilization of personal information on databases without

permission is the older type of invasion, known as database privacy.

Yahoo! offered to aid surveillance of democratic activists in compliance with the demand by the Chinese government. This is also a traditional type of invasion of privacy, as well as the limitation of access to the Internet by “the Great Wall” of the Chinese government.

The invasion of Internet Privacy occurs in the case of commercial utilization of information by Web-site operators or communication carrier companies when information is gathered or reused through internet communication.

Generally speaking, there are two methods of collecting information on web-visitors. One is the utilization of Web forms, and the other is the utilization of log-files of Internet servers, which are used for collecting personal information, such as Internet addresses. A new type of invasion of privacy by Internet specific technology is that of data mining technology. This mines out patterns or relations among various types of information from enormous databases of information. It is used not only by governments, but also by businesses to predict and to plan, based on customers’ behavior.

Using Internet cookies is another important problem that can result in the invasion of Information Privacy. Internet cookies are small pieces of information in text format that are downloaded to web-users’ computers when users visit certain web sites. The exchange of data occurs inside visitors’ PCs not by web-visitors but by web site operators. This is often done without the knowledge of the web-user. Many web-visitors give their information to web site operators in return for convenience, but their information is sometimes ‘sold’ to other web site operators.

### III. Emerging New Technology: Concentration in a Few Internet Platform Holders, Unsolved Problems and Ethics

#### 1. The Emergence of New Technology and the Concentration in a Few Internet Platform Holders and Their Responsibilities

Internet technology, such as cookies and data-mining, has been criticized from the point of view of privacy. Therefore, a few methods for protecting privacy are being developed. New technology such as “Ad Truth” from 41st Parameter Inc. and “IDFA” from Apple Inc. have emerged and are taking the place of cookies. Nevertheless, this is not a solution to the risk of violation of privacy. Rather, this new technology has given the advantage to such platform holders as Apple, Microsoft, Google, Amazon and newcomers such as Facebook. If web site users could limit or reject the cookies of web site operators, their market power would be stronger.

Therefore, it has become important for these major companies to be responsible and ethical. It is necessary for IT companies to be transparent when using users’ information, as well as in their cooperation with government, and to develop new technology that is neither illegal nor unethical. It might also be an opportunity for new enterprises to provide more advanced, convenient and privacy-safe technology to consumers.

On the contrary, we can find that there are many cases in which businesses illegally or immorally use consumer information through the Internet because users do not realize that IT companies use their information commercially or “sell” it.

The responsibility of major IT companies’ has become heavier and heavier, and more and more complicated. One reason is that IT companies have discovered that concepts of Information Privacy as a

human right differ among several countries, even though the IT companies have globalized their businesses and have succeeded in connecting all the countries they serve with their IT business. Moreover, governments that have censorship and monitor citizens often use advanced technologies developed by these companies

Snowden, the former employee of the CIA and NSA, has also informed the world that IT technologies have been used as weapons for the “Cyber War” or national security and are also utilized by governments for gathering intelligence from citizens both domestic and overseas.

## 2. The Dilemma of Internet Privacy as a Human Right and the National Interest

There is a conundrum between the protection of the Internet or Information Privacy and National Security. Behind this dilemma is the US-CHINA Cyber Warfare on the one hand and the War against terrorism on the other hand. The privacy of American citizens has come to be limited especially since the government of George W. Bush, the forty third president.

It is difficult for a company to fail to cooperate with government in its business environment, either domestically or overseas. IT companies have been globalizing from the beginning and confronting different administrative regulations or cultures all over the world. Acceptable behavior in some countries or districts may be unacceptable elsewhere.

Though human rights are universal, they are not necessarily respected in undeveloped countries. The governments of some countries sometimes demand that IT companies act against human rights and inform the governments of the activities of democratic activists. Some countries, such as China, place priority on “State Security” over human

rights. In democratic countries that have independent judiciaries, government executives cannot execute their powers with regard to fundamental human rights without the permission of the courts.

### ***Business Ethics Challenged in the Case of Google***

For private companies, profitability must go hand in hand with obedience to the law. Of course, multinational companies must obey the laws of their host countries, but they must give priority to the laws of their home countries.

What is best for business overseas is not necessary good in a company's home country. And what is legal or ethical overseas is sometimes illegal or unethical in its own country. But considering these complicated problems, business has to decide how to act in the context of different business environments. Technology is no guide, so business must act based on democracy and ethics, as well as on business principles. In this sense, it might be good to consider the Google case.

### ***The Importance of the Google Affair***

It was in 2010 when Google closed the site Google.cn and moved it to Hong Kong in order to avoid Chinese government censorship. Though many people admired Google, this action was not so simple and not necessarily ethical. Actually, it might not have been ethical to open Google.cn to begin with. Also, Google was an important company supported by the US government.

“While removing search results is inconsistent with Google’s mission, providing no information (or a heavily degraded user experience that amounts to no information) is more inconsistent with our mission” is what they said in Jan. 2006<sup>(1)</sup>

When Google began their operations in China, Google signed an

agreement called “The Pledge” with the Chinese government that stated that Google would abide by all the regulations set forth by the Chinese government, even if China opposed democratic values.

So, was it inconsistent with their motto “Don’t be evil” that Google decided to begin service in China? And was it in itself immoral to begin their business in that country? Though their stance was not clear, they should have known what the Chinese Communist Party was. I wonder if it is so difficult to consider the situation of Google to be the same as that of the press. Google is a growing giant and its function, mission and responsibility overlap with those of the press. Though Google has said that they could not accept censorship, they must have known from the beginning that the Chinese government certainly used censorship and would not change easily. Clearly, the excuse for their last decision was not consistent with that of their earlier stance, and this change might have depended upon other some reasons such as described below.

This was an important affair that drew attention all over the world about the dilemma of Internet companies and Internet Privacy as a human right.

### ***Background of the Conflict between Google and China***

The following is a history of the problem between Google and China:

2006. Google launches Google.cn

2010.01.13. Reuters, Google and the US government issued a plan to protect democratic activists in China from Cyberattack through Gmail-service as well as Chinese government censorship

2010.03. Google.cn was converted to Google.hk.

2012.06.01 New York Times, Google to alert users to Chinese censorship.

2013.03 E. Schmidt, published *The New Digital Age: Reshaping the Future of People*, and noted that China is the most dangerous country in the world.

There might be serious Cyber Warfare between USA and China in the background. From the view point of the Chinese government, they defend attacks from US government and Google. What is important, is not whether the Chinese government or Google is right or not, but that Google has ability to cooperate with US government to attack Internet both domestic and oversea, even though this is grey zone.

Actually now that U.S. government depends upon IT companies such as Google for intelligence, Google could have expanded its business by functioning as the main supplier for government. The real problem is whether or not the violation of human rights can be permitted both at home and abroad; however, we should also consider how and why the cooperation of business and government for the national Interest is good and ethical or not.

### **3. The Difference in the Interpretation of Privacy as a Human Right, Monopoly and Superpower**

We have already considered Internet privacy. Google stands in the forefront not only for its search engine but also for its attitude toward cooperation with government. This is because of the differences of interpretation of human rights. This difference exists between the USA and EU or other advanced countries, and also between western countries and eastern countries, especially dictatorial countries such as China, as described above.

One of the concepts of privacy is that of “the right to be forgotten” that the EU and Japan have insisted on. The EU stipulated in January

2012 that the companies that manage personal data must delete it if there is a request from the individual at the origin of data, and thus the right was born.<sup>(2)</sup>

At the trial in which a Spanish man had sued Google in May 2014, a European court decided that “an individual had a right to call for the company which ran a search engine to ensure that the specific search results in conjunction with the individual were not to be displayed.” “A right to be forgotten” was approved at that moment.<sup>(3)</sup> In addition, the Tokyo District Court in Japan gave a deletion order for inappropriate Google search results for the first time in October, 2014.

The concept “Google vs. the rest of the world” is too simplistic. It is better to say “Google and the United States vs. the rest of the world.” From the viewpoint of the rest of the world that opposes IT companies such as Google, there is always the American idea (presented by President Obama), who stated “the Internet should be free and open.” This is why the U.S. Government can be interpreted negatively as trying to protect the IT industry in order to protect the United States economy.

Another problem between the US and the EU is the different interpretation of monopoly. In the United States, the U.S. Federal Trade Commission (FTC) investigated Google on the suspicion of violation of the antitrust law from the 2000s. Google was suspected of having abused the marketplace with monopolistic actions in its publication of search results. But the FTC decided in 2013 “that Google did not violate the law”<sup>(4)</sup>.

However, the EU assembly adopted a “resolution calling on Google to separate its search engine from other services.”<sup>(5)</sup> Shares of Google in the search engine market exceed 90% in the EU. Google has a virtual monopoly in this market. Both in the USA and in the EU the situation

is the same, but the EU has neither Google nor Silicon Valley.

Finally, I would like to conclude with pessimistic statements, alluding to the possibility that Google itself can become “the Super power.”

As Google’s chairperson Eric Schmidt stated in the book *The New Digital Age: Reshaping the Future of People, Nations and Business*, it is “*the power of connectivity that led 8 billion people to the Internet*” and he called it “*the fifth power.*” to continue<sup>(6)</sup>.

But is Internet, “*the fifth power*” next to administration, legislation, the judiciary, and the media? A few platforms, including Google, have already strengthened the power to rule. But democracy doesn’t have enough power to control this giant. It is our demands that give this giant its momentum of power. The energy of the giant comes from the engine called capitalism. If it drives recklessly, it may be a remarkable vehicle, but it may be very difficult to control.

### ***The Conflict between the EU, Other Countries and Google concerning the Differences in Interpretation of Internet Privacy***

As I explained above and elaborated concerning taxation on MNCs, Google, which has the support of the US, is hard to defeat, as long as it is an enterprise supported by the state, that is the USA. Then, is it right that Google and other American IT Companies insist on only their own concept of privacy or the right to know? If some other countries were as wary of Google as the Chinese government is, would it be possible for Google to get accepted? Perhaps it is because the CIA and NSA are behind Google and other American IT Companies, and that their technologies are also being used for intelligence activity of the American government.

Anyway, Google is not a state, and while most people are users of

Google, they are not shareholders. And Google must be a “Corporate Citizen,” or corporation responsible to society. Therefore, how can we discuss the ethics of Internet privacy? Or what can we discuss about Google and other IT companies? It is difficult to answer these questions but easy to find inconvenient realities from some cases. From these cases we can find a few problems that are worth considering; this is just one step for solving these problems.

#### IV. CSR in the Context of Information Privacy and Tax Havens

Can we control the energy of this Giant? It is unnecessary to even make the statement that there are a number of people, such as Milton Friedman, who deny the social responsibility of enterprises. If we could enlarge the concept of CSR to the point of view of the stakeholder, to the globalized world, we can imagine that MNCs or IT companies and our society must be responsible for the problems of the violation of Internet Privacy and Tax avoidance. However, many MNCs or IT companies avoid taking responsibility and have left their home countries to avoid paying taxes. How can it be possible to expect them to be responsible abroad?

Another important problem is that other countries no longer trust the US government and enterprises. An example is that the CIA tapped the cell phone of Chancellor Merkel for a long time. This is related to the increasing tendency of EU countries to resort to litigation concerning problems of communication and information.

Actually going to court to solve conflicts among stakeholders is not unusual. However, business rarely gets stronger because of excess litigation. This might be contrary to the thought of CSR in advanced capitalist countries, such as the U.S.A.. CSR simply fills in the blanks

where capitalism has defects as well as addressing morals or ethics as opposed to laws or regulations.

CSR assumes that there is a balance between laws or regulations and freedom from them that is necessary to assure social development in a free society. From this point of view, some IT companies' behaviors cited below should be reconsidered.

## 1. Cases for Business Ethics of Internet Privacy and Tax Avoidance

### Case 1. EFL/ACLU lawsuits against IT Companies

These are from several lawsuits in progress. In one EFF (Electric Frontier Foundation) is suing AT&T. In the other, ACLU (American Civil Liberties Union) is suing AT&T, Verizon and BellSouth. They have insisted that civil liberties, and secrets of communication have been infringed on. As it is a civil action, telecommunications carriers are the defendants. AT&T (as a telecommunication carrier) is insisting that they follow national policy. Journalists and citizens groups are suing the State Secrets Privilege.<sup>(7)</sup>

### Case 2. The ACLU of Northern California has filed a shareholder suit against AT&T and Verizon concerning NSA Data Sharing.

IT Companies have continued to cooperate with the government, and Snowden's statements have again revealed a violation of privacy. Here is the statement of the shareholders:

"We filed a shareholder proposal — one with AT&T and one with Verizon. As customers, shareholders, and citizens, we all deserve to know what is done with our personal information. That is why the ACLU of Northern California, along with several other investors, have called on both companies to break their silence and publish

transparency reports that detail how often they share information with U.S. or foreign governments and what type of customer information is shared.<sup>(8)</sup>

It is worth knowing, as consumers, shareholders and citizens, what is done with our personal information. Therefore, the North California ACLU, with other investors, has visited both companies, and demanded a transparency report. The companies have the responsibility to answer. The trust of the customer is a critical thing that is important to any business from the start. It is especially so for Internet and telecommunication companies which collect personal information that affects the lives of hundreds of millions of people in the world.”

So far, a number of Internet companies, including Google, Microsoft, Twitter, LinkedIn, Facebook and Yahoo!, have issued transparency reports to restore the trust of consumers, but ATT and Verizon have not yet done so.

Privacy is fundamental to democracy and freedom of expression, and transparency is not only essential for general knowledge but and also to make business decisions. So, IT companies must issue transparency reports.

### Case 3. “AT&T is putting a price on privacy. That is outrageous”

According to this article, “AT&T is performing deep packet inspection, a controversial practice through which Internet service providers, by virtue of their privileged position, monitor all the Internet traffic of their subscribers and collect data on the content of those communications. // What if customers do not want their Internet service providers to spy on them? AT&T allows gigabit service subscribers to opt out — for a \$29 fee per month. But charging extra for privacy is significant for social justice: broadband access is hard to

come by for many communities, and subscribers on the lower rungs of the income ladder may not be able to afford an additional fee to protect their privacy. Privacy should not be reserved for the rich, and the poor should not be forced to choose between broadband, an essential tool in modern life, and their privacy.<sup>(9)</sup>”

Privacy is fundamental to democracy. But, it costs \$29 to buy the human right of privacy as a premium service. This is because AT&T sits in an incredibly privileged position in the network and uses its power. Should AT&T be ashamed of itself for putting profit over privacy? Customers should not be forced to take this sort of action to protect their privacy.

#### Case 4. Tax avoidance by Starbucks.uk : another problem of CSR

##### ***Opposition of Public Opinion, Reputation and the Share Price of a Company***

Even if tax avoidance is not an evasion of the law, it runs up against objections of public opinion. It is certain that shareholder value is damaged if avoiding the payment of taxes hurts the reputation of a company. When social reputation is once damaged, and the stock price falls, it will take time to recover.

I would like to discuss the change of the value of share prices before and after the news of tax avoidance by Starbucks.uk. The avoidance of Tax payment was revealed on October 16, 2012, and soon after there was a boycott by consumers. The result was a drop in share prices. The company immediately announced a voluntary tax payment. After this, the share price increased, and soon afterwards, the price trended upwards. After the tax payment, there was a remarkable rise

of share price in 2015.

Year	month	day	stock price					
2011.01.03	32	£	2012.12.28	53	£	2014.07.01	78	£
2012.01.03	47		2013.01.02	55		2015.07.01	54	* 2
2012.10.01	51		2013.07.01	66		2015.12.31	61	* 2
2012.10.31	46		2014.01.02	78		2016.07.01	57	* 2
2012.12.18	55							

note: round off numbers to the nearest 1.. Stocks split in 2015.

\* 2 means: value doubles

The Panama Papers recently became a hot topic of discussion, but the tax avoidance of MNCs is not a new problem. Previously, the G20 and OECD have taken up tax avoidance, and an action plan for preventing the tax avoidance of MNCs was adapted in 2015.

The tax avoidance of American companies such as Apple, Facebook, Google, Amazon and Coca-Cola came to light in the U.K. The British Government introduced “a Google tax” in 2015. This is not only targeted at Google. The British government imposed a tax rate of 25% on dishonest companies, such as Amazon, Apple and Coca Cola. This rate is higher than a normal corporate tax rate: hence the necessity of CSR.

This is because it is difficult to gain the coordination of many countries to enforce international regulations against tax avoidance despite the necessity for social and international justice.

## 2. Democracy and Responsibility as “Corporate Citizen”

Democratic societies ruin themselves if their members do not fight for independence, rights and dignity. On the other hand, the fundamental rule of capitalist society is profit seeking, sometimes sacrificing all else for this. Is the logic of capitalism not compatible

with the logic of democracy? Profit seeking is an economic principle, and the mechanism of self-increase is built-in. There is an automatic mechanism that is independent of human intention; that is, there exists a necessity to compete for profits; if somebody does not look for profits, others will do so. On the other hand, it is a principle of democratic society that the public is in control of its own affairs.

What responsibility should a company have in a democracy? Citizen's movements for privacy and against Tax Havens act according to democratic principles, so companies at least should answer the questions of such groups. This is the meaning of accountability as "corporate citizens" in democratic society. But few companies have voluntarily answered legitimate questions of such groups.

What should the responsibility of shareholders be? The owners of a corporation are the shareholders, and they should have the right (and responsibility) to know what their business amounts to, even if their possession of such knowledge is inconvenient for the management. For example, even the investors in Apple Inc. of which stock value is the highest in the world, might lose millions of dollars in the near future if investors and customers do not trust it because of a serious mistake. Such a mistake might include the leaking of private information or data. Transparency in business is necessary for investors to decide whether to buy or sell.

The social responsibility of a business or the stance of a corporate citizen is not necessarily the same as the stance of a shareholder, whose stake is his own profits by buying and selling shares. Though the shareholders' stance cannot to be totally the same as the social responsibility of a business, it might be possible to hope that that the profits of shareholders could be compatible with the long-term growth of the company, which is also responsible to society. This is an

important reason that we ought to be able to expect good corporate culture led by good citizens in a democratic society.

***What is Necessary? Recovery of Trust and Beyond CSR: to Make CSR Align with Public Policy***

CSR is one of the ways of developing and protecting capitalism and a free society, and it is complementary with regulations or laws by which development of business is sometimes suppressed. The CSR plan presented by a company itself is sometimes rejected by shareholders who are not pleased with the loss of profits. Shareholders normally demand short-term profits from a company. As many programs presented by social responsible investing for CSR are often rejected at stockholders meetings, there are many reasons for putting off CSR.

CSR cannot give clear answers to such problems as Tax Havens and Internet Privacy that are of growing importance in the context of globalization and advanced information societies. This means that our society needs both CSR and public policies that complement each other. This is because business cannot depend on shareholders to resolve social conflicts because of their own interests; yet society needs CSR because laws or regulations cannot resolve all problems or conflicts that occur in society.

The American government has lost credibility both at home and abroad because globalization and information technology have evolved without interference from the government. The Snowden scandal as well as the tax evasion of MNCs is significant, because almost all of the MNCs originated in the USA. One reason is that the American legislature does not work for democracy because of lobbies that obstruct legislation to eliminate tax havens and the invasion of privacy on the Internet and in communication. Many countries are suspicious of

the CIA, FBI and their relations with enterprises, especially IT companies.

So, it is necessary for IT companies to be transparent about their cooperation with governments both domestic and foreign. IT companies need to develop new technology which will prevent the violation of Internet Privacy. Apple and Google, whose services are used almost all over the world, are not exceptions. If they want to grow larger and for more people to use them, they must be trusted. Nevertheless, they are arrogant and refuse to change their behavior; Google has used cookies even after users demanded that Google stop using them. Google accepted the decision of the Court of Justice of the EU that accepted the right to be forgotten; but Google is still fighting against “the right to be forgotten” in the courts of many countries. There is also the need to acknowledge the existence and complaints of damage caused by “the right to know.”

For a few years, most suits in the EU and Japan have been against Google, though Google does not accept many decisions. Google has issued a new private policy for adjusting to new services and technologies, but the number of conflicts between Google and the EU are increasing. Google is not going to change its attitude of technological superiority; rather it insists on the correctness of its thought. Such arrogance is only possible because Google is supported by the US government.

As the EU comes closer to imposing taxes by new laws or regulations on MNCs, it must not be forgotten that most MNCs are originally American companies, The EU is also going to regulate the exchange of information between the USA and the EU as an excuse to protect Internet Privacy. It is probably for this reason that the EU decided that the Safe Harbor Decision was invalid. This might also be

the EU's international strategy against the USA, because the EU has no advanced IT technologies.<sup>(11)</sup>

Regardless, from the social point of view, the behavior and logic of Google is improper not only in the U.S.A. but also in international society, and constantly has to be argued by its shareholders.

### 3. Expectations and Problems of CSR

We insist that CSR must try to find a way both to gain profits for its shareholders and to defend Internet Privacy as well as to get shareholders to stop avoiding the paying of taxes. These problems, Internet Privacy and tax avoidance, are the most important CSR problems.

#### ***Problems of CSR***

##### 1) *Dilemma of Ideals and Reality*

At some point, it is necessary to discuss the ethical behavior of a company, for it is not meaningless to discuss and practice it so long as the company had better embody it as CSR related to public policies as laws, though it is difficult to discuss ethics in economic world.

There is a dilemma between CSR theory and the realities of business. CSR theory is sometimes moralistic and is (at times) incompatible with capitalist logic. In addition, companies are often challenged by the different values among different cultures; sometimes companies are faced with different management cultures in the globalized economy. This situation happens more and more frequently, as companies are forced to deal with cultures that contradict their management philosophy. Western companies often face a situation where the very idea of a Western company is not accepted and it is necessary to accommodate differences between ideals and reality in the

context of CSR.

It is one thing to think in terms of the values of CSR in spite of differences with reality. It is quite another thing to feel that CSR is an impossible ideal from the outset. Thus, often it seems best to simply obey the rules or laws. With this in mind, it often seems unreasonable to aim beyond simply obeying the rules. Thus, to avoid hypocrisy, there seems to be no room for CSR.

However, sometimes serious problems occur even if enterprises are in compliance with rules and laws. Environmental issues are a typical such problem. Simply obeying rules and laws cannot solve all the problems that occur in reality. Even if the rules and laws are observed at the minimum, the environment may be irrevocably destroyed. Environmental theory demands more than obedience to rules and laws.

Such problems are not limited to environmental issues: food medicine and so on, also require the best possible care for safety and health. A company must sometimes go beyond what the rules and laws prescribe. Therefore, CSR theory must be taken seriously.

Sometimes, there is a range of possible ways to meet goals (or obey laws and rules.) Sometimes, for example, obedience to the rules costs a lot of money. Some companies can obey the rules, but others cannot afford to. Large enterprises can obey the rules, but marginal ones cannot. It is also true that some rules and laws are made in consideration of such circumstances. As long as there are rules or laws, it is necessary to obey them, but there are many examples of secret fraud contrary to the rules. Some companies do the minimum to obey the rules, but others do more beyond what rules or laws require. There are many cases in which CSR theory has a hard time meeting its ideals.

## 2) *The Unethical Side of CSR*

CSR sometimes becomes PR, and is used for advertisement. Of course, the communication between a company and consumers is important. The primary meaning of an advertisement is to show the value of products to consumers; however, the concept of advertising is wider and is incorporated with CSR. Indeed, CSR is part of an advertisement, both for investors as well as consumers.

In other words, the public information of company efforts as CSR which is transmitted to consumers is very important for the promotion of the corporate image beyond its products. The effect of CSR overlaps with the so-called reputation effect. This may be reflected in corporate value, i.e. the share prices. At all events, such sides of CSR are not ethical but utilitarian.

Another unethical element is that CSR is used by companies and industries, that hope to avoid enforcement of rules or laws by using the reputation effect. As Robert Reich writes, this effect helps companies to conceal the fact that is inconvenient for them and to prevent the legislation of rules and laws. It is useful to convey a good corporate image through publicity work over and over again as CSR for the citizens who are consumers and part of the electorate. Companies can, thus, spend a lot of money for lobbying to prevent legislation which is inconvenient for them. Not all of the purposes of CSR are as underhanded as these, but CSR may help companies avoid criticism from citizens, consumers and even shareholders who are “interested parties.”

## 3) *Asymmetry of Information*

There is an asymmetry of information between companies and consumers or investors. Companies are more capable of acquiring and

using information about consumers and investors through the evolution of IT technology, while consumers and investors do not realize how the companies use that information. On the other hand, consumers and investors cannot know inconvenient information about the companies. This is because few companies divulge such information. Companies not only sell products and services, but they also often hide inconvenient information; however, they also use CSR for marketing or investor relations to produce a good corporate image among consumers or investors.<sup>(12)</sup>

#### 4) *Tax Havens and Possibility of CSR*

One can sometimes find environmental disruption in polluting companies, food poisoning in food companies, or nuclear plant accidents in electric power companies. Shareholders do not normally suppose that a company that avoids paying taxes by using Tax Havens might be prosecuted by the government or that this might burden that company's finances, or that the company's share price will fall or that the company will face shareholders' suits or that the management will resign.

In reality, the loss of taxes results in the reduction of public services for citizens and an increase of the tax burden, but the causal relation between loss of taxes and lack of public services is indirect and incomprehensible to companies and citizens. It seems unrelated to the company as far as shareholders are concerned

On the other hand, the shareholders of a company which uses tax havens can enjoy high profitability in the form of high share prices. The earning capacity of the company and the accumulated profit from the tax haven are reflected in the share price. So, the interests of the shareholder contradict those of the citizen in this sense. This is one of the reasons why it is hard for citizen movements against tax havens in

the USA to gain consensus from shareholders<sup>(13)</sup>.

### 5) *Possibilities and Difficulties of CSR Concerning Tax Havens*

In Europe, demonstrations against tax avoidance by multi-national companies have taken place against Starbucks, for example. If Starbucks withdraws from the host country, it is supposed that employees might lose jobs and tax revenue would decrease as a result. There might even be demonstrations against Starbucks's withdrawal.

The relation between big companies and society is deep and close, because the big company and society share the same fate. Nevertheless, if that opposition movement was right and the reputation of the company decreased, it would lose customers and corporate value, and its share price would fall.

From the beginning, it is necessary for a manager to pursue profit as much as possible and to avoid paying taxes, but in the future a manager may have to consider whether the policy of tax avoidance might be harmful to the reputation of the company. Actually, it is possible that negative news might encourage opposition to tax avoidance. A boycott might reduce sales. That would be harmful to the reputation of the MNC and might bring losses for shareholders in turn.

In this situation, CSR could help the company avoid trouble with such an opposition movement. The company, considering CSR, might pay more tax. Paying tax might be practical and thus might be approved by shareholders.

However, shareholders might not easily accept this. Avoiding the use of tax havens and making the company more sympathetic to CSR was rejected at the Google general meeting. Three executives who own 58% of the voting rights objected to this proposal.

Industries which deal directly with customers, such as Starbucks

and Walgreens, are often exposed to consumer attention and criticism, but manufacturing industries are rarely so exposed. Nevertheless, many companies retain their profits at tax havens oversea and make use of deferrals to avoid tax.

#### 4. Change of Shareholder Culture of Tax Avoidance

Even if a company obtains short-term profits by avoiding tax or betraying customers, it will lose long-term profit. Such a self-evident truth is often forgotten.

There are many companies for whom CSR can be regarded as an advertisement. Some such companies also avoid paying taxes. Such companies are hypocritical. If betrayal of the public or tax avoidance comes out in the open, such companies will be exposed to severe public criticism and will not be trusted. The pursuit of short-term profits may result in the decrease of corporate value in the long term and will bring damage to shareholders through the drop of the share value.

Can shareholders themselves prevent the tax avoidance that might make the share price fall and decrease stock dividends? The share price of excellent companies such as Apple, Google or Microsoft, which avoid paying taxes and accumulate profit, is very high. Shareholders of these companies enjoy profits from the stock market, and, indirectly, from tax avoidance.

From the viewpoint of CSR, these companies should not demand short-time profit or avoid tax. They also should avoid offering new services or releasing new products that might invade Internet privacy. It is necessary for the company shareholders to give priority to long-term profit over short-term profit and to contribute to society.

Shareholders need to change themselves to make line with CSR to pay tax. It is the responsibility of shareholders to supervise managers

so that they do not work against the values of CSR in the pursuit of short-term profits.

### ***How CSR Deals with Internet Privacy and Tax Avoidance?***

Companies will certainly be criticized about Internet Privacy in the future. Multinational enterprises are going to have to explain to their shareholders what they think about Internet Privacy and tax avoidance.

Socially responsible investment that considers both financial return and social good has appeared. The environment, social justice, and human rights are issues that have attracted investors. Generally, socially responsible investment avoids businesses which use child labor or encourage gambling, pornography, weapons, alcohol, tobacco or fast food.

Enterprises must act responsibly to protect Internet Privacy and to pay their taxes before they are sued or punished by laws or regulations. The significance of CSR is that it pursues social good above the level determined by laws or regulations.

## V. A New Problem of CSR: the Social Responsibility of Shareholders and Managers in Conjunction with the Socially Responsible Investment and the Disclosure of Information

Even if the global community strengthens laws and regulations, companies will find loopholes, and will try to avoid paying taxes. Laws and regulations respecting Internet Privacy cannot keep up with the evolution of the technology of the Internet to destroy Internet Privacy. At the same time, it is undesirable to obstruct the free development of the Internet by strict laws and regulations.

Self imposed restraints and CSR should be pursued both in companies and society. Companies should pay their taxes and develop technologies that respect and do not infringe on Internet privacy. This might mean that companies might have to avoid providing certain services or releasing certain new products.

Can we demand responsibility from shareholders? Can we demand socially responsible investment? Perhaps this is impossible considering the separation of ownership from management in large scaled corporations.

Needless to say, an owner of a company is a shareholder, and the responsibility of the shareholder is limited liability, and shareholders do not participate in management even if they own shares. Managers are in charge of management, and the responsibility of the shareholder is secondary.

The shareholder bears some responsibility for the reputation of the company or its future risk because of the possibility of a decrease of profit or the drop of the share price. It is not a social responsibility but an indirect result of operation of the company.

However, in modern society the reputation of a company can influence the share value, and the behavior of a socially irresponsible company becomes a factor in the loss of the value of shares. It is necessary for a manager to avoid hurting the reputation of a company in order to not reduce the value of shares.

Some socially responsible investment is intended to solve social problems through investment. Can this investment be socially responsible? It is not the investors but the management that acts to take responsibility from the beginning to the end. As such, the relations of SRI with society are not direct.

And the manager's responsibility in such a social responsible

investment is only to its investors. In advanced capitalist countries including the U.S.A. or Japan, the manager cannot ignore the investor, such as a pension fund. From the case of Google, it is not easy for socially responsible investment to influence the decision making of the company. Nevertheless, the management cannot neglect public opinion.

Here is an outline of the shareholders' meeting of Google and the reaction of shareholders and management.

***Shareholder's Proposals by Socially Responsible Investment Funds at the General Meeting of Google***<sup>(14)</sup>

- 2006. Proposal to require refusal of censorship by the Chinese government.  
Rejection.
- 2007,8. NY city pension fund submits a resolution not to perform self-censorship, accepting the demands of the Chinese government.  
Rejection.
- 2014. Proposal of an ethical fund for the revision of tax practice policy using Tax Haven.  
Rejection by 93%.

It is clear that the overwhelming majority of shareholders pursues short-term profit, and is against increasing the tax burden. It is not easy to change corporate culture. Though many companies receive social criticism because of issues of Internet privacy and tax avoidance, investors do not answer this criticism. However, if managers do not address these problems with high consciousness or respect for such problems as human rights and the environment, shareholder value will be damaged. It is the responsibility of managers to disclose information about problems and to educate shareholders about the disadvantages of

short-term profit.

In conclusion, it is desirable that the short-term profit-oriented culture of shareholders be changed and companies come to actively address social problems, and that management culture changes so that managers carry out social responsibilities.

### ***Disclosure of International Tax Payment and Responsibility of Managers and the Choice of Shareholders***

Many companies do not inform shareholders that they are avoiding the payment of taxes and that they are violating Internet Privacy. They do not explain the social results of this action or the risks for shareholders. This must be changed because if such actions come to light, for example in the media, they will have a harmful influence on the value of shares.

This means that the reputation of a company affects the value of the company. Therefore, a manager should be discreet about Internet Privacy or whether an action is possibly harmful to the reputation of his company when his company violates Internet privacy or adopts a financing policy that avoids paying tax. It is also necessary to develop technologies that do not cause legal or ethical problems by infringing Internet privacy. It may sometimes be necessary to postpone the sale of a new product or service, in the same way as Google stopped the sale of Google Glass. Managers should find a way that makes the creation of shareholder's value agree with that of social value.

It is not easy to find companies that can do this. Statoil ASA, one of the world largest oil and gas development companies, with its head office in Norway, is one of a few such companies; it discloses information for good relations with investors and to help the investors make decisions about investment. In its annual report in 2014 it

disclosed information about its amount of investment, tax payments, fees and royalties paid in each country and declared that it had shown information on tax payments all over the world as well as information about human rights and protection of the environment where it operated.

It is necessary that such a disclosure of information be a principle in the world ruled by CSR. Hopefully, it will become common for the shareholders and managers. This is the way for companies to address CSR.

#### Notes

- (1) “Google censors itself for China”  
<http://news.bbc.co.uk/2/hi/technology/4645596.stm> 2006/01/25
- (2) “Google ordered to remove links to ‘right to be forgotten’ removal stories”  
[www.theguardian.com › Technology › Right to be forgotten](http://www.theguardian.com/Technology/Right%20to%20be%20forgotten) 2015/08/20
- (3) “Rights That Are Being Forgotten: Google, the ECJ, and Free Expression”  
<https://www.eff.org/.../rights-are-being-forgotten-google>. 2014/07/08
- (4) “Google’s Federal Antitrust Deal Cheered by Some, Jeered by Others”  
[business.time.com/.../googles-federal-antitrust-deal-che..](http://business.time.com/.../googles-federal-antitrust-deal-che..) 2013/01/04
- (5) “The European Parliament just endorsed the breakup of Google”  
*Updated by Timothy B. Lee* [tim@vox.com](mailto:tim@vox.com), 2014/11/27
- (6) The New Digital Age: Reshaping the Future of People, Nations and Business  
 Eric Schmidt, Jared Cohen Alfred A. Knopf, 2013
- (7) “EFF to sue Bush, Cheney, NSA and others over telecom spying”  
[www.networkworld.com/2008/09/18](http://www.networkworld.com/2008/09/18)
- (8) “ACLU of Northern California files shareholder proposal with AT&T and Verizon on NSA Data Sharing”  
 By Abdi Soltani, Executive Director, ACLU of Northern California  
<https://www.aclu.org/.../aclu-northern-california-files-s...> 2013/11/20
- (9) “AT&T is putting a price on privacy. That is outrageous”  
 Sophia Cope and Jeremy Gillula  
[www.theguardian.com › Opinion › Privacy](http://www.theguardian.com/Opinion/Privacy) 2015/02/20

- (10) “SBUX: 57.95 +0.05 (+0.09%): Starbucks Corporation” - Yahoo! UK.  
<https://uk.finance.yahoo.com/q?s=SBUX> 2012~2016
- (11) “The Court of Justice declares that the Commission’s US Safe Harbour Decision is invalid”  
[curia.europa.eu/jcms/jcms/P\\_180250/2015/10/06](http://curia.europa.eu/jcms/jcms/P_180250/2015/10/06)  
 / “European Court of Justice: Safe Harbor Decision Is Invalid”  
 By Latham & Watkins LLP  
[www.globalprivacyblog.com/.../european-court-of-justice-safe-harbor-d-2015/10/06](http://www.globalprivacyblog.com/.../european-court-of-justice-safe-harbor-d-2015/10/06).
- (12) See the public information of the nuclear power generation of electric power industries: Such as “the nuclear power generation is low cost, the clean energy”, “check global warming” became clear by the nuclear plant accident by the northeastern great earthquake disaster though the public information had concealed many inconvenient facts.
- (13) In addition, there is a legislation called Repatriation of which purpose is to let enterprises back cash to the own country, and to impose tax on their accumulation, retained earnings of TH. It has another purpose to promote employment and investments in home country or education for employees. It is so called Homeland Invest Act in USA, which was legislated temporarily in the Bush administration in 2005.

At this period the tax rate was reduced from 35% to 5.25% by reason above those. It was so called Tax Holiday. But it is said that most of the funds which flowed back were used for stock repurchase and dividend payment and doubted of the policy effect. At all events, it carried out effects to raise the stock prices for particularly major shareholders and managers who were also shareholders. The retained earnings in TH changed into shareholder’s gains.

Shareholders of the global company having TH are citizens, but on the contrary, actually citizens cannot be all shareholders. The shareholder’s ratio of American citizens is very high, but there are not so many shareholders of the global companies. If they were so, most of all are small shareholders.

By the way, the TH opposition movement does not become accepted easily in American society. It might not be unrelated to a success desire of American citizens. Is it because of their envy to rich persons who are business winners and also major shareholders? In addition, the problem of tax burden and its inequality is not necessarily considered enough.

- (14) “Google Asks Shareholders to Permit Censorship - Washington Post”  
[www.washingtonpost.com](http://www.washingtonpost.com) > ... > Personal Tech - 2007/05/03 /  
 “What Happens at the Google Annual Shareholder Meeting Circus”...

[www.recode.net/.../what-happens-at-the-google-annual...2014/05/15](http://www.recode.net/.../what-happens-at-the-google-annual...2014/05/15)

#### reference

1. “Fortune 500 companies store billions in offshore tax havens, says report”  
[america.aljazeera.com/articles/2014/06/05](http://america.aljazeera.com/articles/2014/06/05)
2. “Corporate tax avoidance by multinational firms - European Parliament”  
[www.europarl.europa.eu/.../LDM\\_BRI](http://www.europarl.europa.eu/.../LDM_BRI) (2013) 130574/2013/09/23
3. “FAIRER SHORES: TAX HAVENS, TAX AVOIDANCE, AND CORPORATE SOCIAL RESPONSIBILITY” by Jasmine M. Fisher  
[www.bu.edu/bulawreview/files/2014/03/FISHER.pdf](http://www.bu.edu/bulawreview/files/2014/03/FISHER.pdf)
4. “GOOGLE’S PROBLEMS IN CHINA: FINDING THE RIGHT APPROACH A Thesis”  
 By Thomas J. Lee, B.S. Georgetown University Washington, D.C.  
 November 1, 2013
5. “Tax Justice Network: The Price of Offshore Revisited and Inequality Underestimated”.  
[taxjustice.blogspot.ch/.../the-price-of-offshore-revisite..2012/07/22](http://taxjustice.blogspot.ch/.../the-price-of-offshore-revisite..2012/07/22)
6. “Report: Fortune 500 reliant on tax havens” [thehill.com/.../256051](http://thehill.com/.../256051), The Hill, 2015/10/06
7. “Permanent Subcommittee on Investigations - Hearings | Permanent”.  
<https://www.hsgac.senate.gov/subcommittees/investigations>.  
 Offshore Profit Shifting and the U.S. Tax Code - Part 2 (Apple Inc.)  
*Permanent Subcommittee on Investigations*/2013/05/21
8. “Consumer Brands Face Tax Haven Pressure While B2Bs Get Free Pass”  
[www.triplepundit.com/.../walgreens-stays-u-s-due-ons.2014/08/20](http://www.triplepundit.com/.../walgreens-stays-u-s-due-ons.2014/08/20)
9. “Apple, Microsoft and Google holding billions in offshore tax havens”  
 ITProPortal, [www.itproportal.com](http://www.itproportal.com) 2015/10/07
10. “German Newspaper Publisher Trying To Bring Failed ”Google Tax”.  
 By Greg Sterling, Search Engine Land, <http://serchengineland.com>,  
 2015/10/08
11. “Apple Lays Out Irish Expansion Plan, Braces for Tax Ruling”  
 Bloomberg, [www.bloomberg.com/news/2015/11/11](http://www.bloomberg.com/news/2015/11/11)
12. “New Filing This Week Reveals Apple Continues to Divert Profits to”  
 Tax Justice Blog (blog) [www.google.com/url?](http://www.google.com/url?), 2014/10/31
13. “Ireland’s Soft Pedaling Tax Avoidance Crack Down”  
 Tax Justice Blog (blog), [www.taxjusticeblog.org/archieve/2014/10/06](http://www.taxjusticeblog.org/archieve/2014/10/06)
14. “Fortune 500 Corporations Are Likely Avoiding \$600 Billion in ...”

- Tax Justice Blog (blog), [www.taxjusticeblog.org/archieve/2015/09/03](http://www.taxjusticeblog.org/archieve/2015/09/03)
15. “The Court of Justice declares that the Commission’s US Safe Harbour Decision is invalid”  
[curia.europa.eu/jcms/jcms/P\\_180250/2015/10/06](http://curia.europa.eu/jcms/jcms/P_180250/2015/10/06)
  16. “France rejects Google request on scope of right to be forgotten”  
Financial Times, [www.ft.com/cms/s/0](http://www.ft.com/cms/s/0), 2015/09/21
  17. “Google disobeys French request to extend ‘right to be forgotten’”  
Financial Times, [www.ft.com/cms/s/0](http://www.ft.com/cms/s/0), 2015/07/30
  18. “Je ne suis pas Google”  
by Mike Godwin, R Street-Jul 30, [www.rstreet.org](http://www.rstreet.org) 2015/07/30
  19. “Google defies French global ‘right to be forgotten’ ruling”  
by Lee Munson, Naked Security-Jul,  
[www.nakedsecurity.sophos.com/2015/07/31](http://www.nakedsecurity.sophos.com/2015/07/31)
  20. “Google has removed 440,000 links over Europeans ‘right to be forgotten’ requests”  
by *Abhimanyu Ghoshal*, *TNWthenextweb.com* › *Google*, 2015/11/26
  21. “What Happens at the Google Annual Shareholder Meeting Circus”  
[www.recode.net/.../what-happens-at-the-google-annual/2014/05/15](http://www.recode.net/.../what-happens-at-the-google-annual/2014/05/15)
  22. “Google Asks Shareholders to Permit Censorship”  
[www.washingtonpost.com](http://www.washingtonpost.com) Personal Tech, 2007/05/03
  23. “Apple Investors Reject All Shareholder Proposals”  
Bloomberg, [www.bloomberg.com/.../apple-investors-reject-all-shareh](http://www.bloomberg.com/.../apple-investors-reject-all-shareh).  
2014/02/28
  24. Nikolas Shaxon *Treasure Islands: Tax Havens and the Men who Stole the World*, Bodley Head, 6 January 2011
  25. Ronen Palan, Richard Murphy, *Tax Havens: How Globalization Really Works* (Cornell Studies in Money)  
Christian Chavagneux Janually 2010
  26. Joel Bakan, *Corporation*, Free Press in the US, Robinson Publishing in the UK, 2005.
  27. Robert Reich, *Supercapitalism: The Transformation of Business, Democracy, and Everyday Life*, September 2008
  28. Robert Reich, *Beyond Outrage: Expanded Edition: What has gone wrong with our economy and our democracy, and how to fix it*, September 2012
  29. Archie B. Carroll (1999) “Corporate Social Responsibility,” *Business & Society*, Vol.38, No. 3.
  30. Archie B. Carroll (1991) “Pyramid of Corporate Social Responsibility,” *Business Horizons*, Jul.- Aug.

31. Edwin M. Epstein (1987) "The Corporate Social Policy Process," *California Management Review*, Spring
32. Milton Friedman (1970) "The Social Responsibility of Business is to Increase its Profits," *The New York Times Magazine*, Sep.13, [highereducation.com/sites/dl/.../Appendices.pdf](http://highereducation.com/sites/dl/.../Appendices.pdf)



政経研究 第五十三巻 索引

論 説

秋田県の地方創生 ——藤里町、にかほ市を中心として——	山田光矢……一（一）
韓国の在外同胞に関する研究……	孔 義植……一（四三）
日本企業における配置・異動とキャリア開発・形成……	谷田部 光一……一（七三）
アダム・スミスにおける経済成長の意義 ——社会福祉との関連で——	山口 正春……一（一〇五）
ボリングブルックの名誉革命観 ——憲政とデモクラシーを中心に——	入江 正俊……二（三）
合意形成における行政広報の役割……	岩井 義和……二（二九）
大統領制化論の課題……	岩崎 正洋……二（五九）

条例の制定又は改廃の直接請求に関する制度改正史

——制度導入から二〇一三(平成二五)年の改正まで——

賀来健輔 ……二(七七)

外務省国際法局研究序説

——政軍関係への影響に注目して——

小森雄太 ……二(一〇三)

平和学の発展過程と今日的課題

——グローバル化の時代の視点から——

佐渡友哲 ……二(一三五)

奄美返還と日米密約

信夫隆司 ……二(一七一)

トクヴィルの政治思想におけるデモクラシーと経済

杉本竜也 ……二(二〇七)

紛争地取材とジャーナリストの専門職倫理

——後藤健二の事例を中心として——

塚本晴朗 ……二(二四一)

米軍統治下における立法院議員選挙

——米民政府の選挙干渉と裁判移送問題——

照屋寛之 ……二(二七三)

自民党総務会の研究

——そのしくみと機能への接近——

西川伸一 ……二(三〇五)



ケインズの乗数効果分析と  
レオンチェフの生産波及効果分析……………武縄卓雄…二(六一八)

グローバル化が所得分配と  
所得税率に与える影響……………坂井吉良…二(六四八)

外国為替資金特別会計の一般会計資金調達への貢献と  
同特別会計積立金制度廃止について……………横溝えりか…三(一一)

BREXITの政治学  
——イギリス保守主義の現状と課題——……………渡辺容一郎…四(一一)

日本企業における定年制度の実態と問題点……………谷田部光一…四(二九)

国際通貨基金におけるG5各国の投票力と  
融資資金提供量との相関について……………横溝えりか…四(七一)

持分法に関する一考察……………小阪敬志…四(八九)

政党システム変化の分析枠組み……………荒井祐介…四(一五八)

Internet Privacy and Tax Havens in Our Sophisticated Globalized Information Society: from the View Point of CSR (Corporate Social Responsibility) or Business Ethics	.....	築場保行	四 (一九六)
--	-------	------	---------

研究ノート

韓国の在外同胞政策と課題	.....	孔義植	三 (一九)
--------------	-------	-----	--------

資料

ヘレン・テラーとJ・S・ミル『自伝』	.....	川又祐	三 (四一)
--------------------	-------	-----	--------

書評

山本英政著 『米兵犯罪と日米密約』 「ジラード事件」の隠された真実	.....	明石書店	二〇一五年七月	222p.	.....	信夫隆司	一 (一三五)
---	-------	------	---------	-------	-------	------	---------









○ 本誌に掲載の全ての論文につきましては、以下の Web サイトで PDF を電子公開しております。

- ① 日本大学法学部ホームページ (<http://www.law.nihon-u.ac.jp/>)
- ② CiNii (<http://ci.nii.ac.jp/>)

○ 本誌の受入れに関しまして、送付先（住所・宛先等）の変更や受入辞退等が御座いましたら、以下まで御連絡ください。

<連絡先部署> 日本大学法学部研究事務課

(住 所) 〒101-8375 東京都千代田区三崎町 2-3-1

(T E L) 03-5275-8510

(F A X) 03-5275-8537

(E-mail) [kenjimu@law.nihon-u.ac.jp](mailto:kenjimu@law.nihon-u.ac.jp)

執筆者紹介

掲載順

渡辺 容一郎	日本大学教授
谷田部 光一	日本大学教授
横溝 えりか	日本大学准教授
小阪 敬志	日本大学専任講師
荒井 祐介	日本大学専任講師
築場 保行	日本大学教授

機関誌編集委員会

委員長	渡辺 容一郎
副委員長	新谷 眞人
委員	江島 泰子
	稲葉 陽二
	大岡 美聡
	太田 晴美
	河合 修之
	長谷川 利貞
	益井 公一
	松本 幸典
	水戸 克典
	山口 正春
	岡山 敬二
	小野 美典
	中野 未知
	西原 雄二
	野村 和彦
	福木 滋久
	柳瀬 昇
	岩井 千晴
	白方 義
	芳賀 千晴

政経研究 第五十二卷第四号

平成二十九年三月一日 印刷  
平成二十九年三月十日 発行 非売品

編集責任者 池村正道  
日本大学法学会

発行者 日本大学政経研究所  
電話〇三(五二七五) 八五三〇番

東京都千代田区猿樂町二二一四 A&Xビル  
印刷所 株式会社メデイオ  
電話〇三(三二九六) 八〇八八番

S E I K E I   K E N K Y Ū  
(Studies in Political Science and Economics)

Vol. 53   No. 4   March   2017

~~~~~  
CONTENTS  
~~~~~

*ARTICLES*

Yoichiro Watanabe, *The Politics of Brexit: A Study of the Conservative Dilemma*

Koichi Yatabe, *The Actual Situation and Problems of the Mandatory Retirement System in Japanese Companies*

Erika Yokomizo, *Voting Powers of G5 countries and their Financial Contributions to IMF Lending*

Takashi Kosaka, *A Study of the Equity Method*

Yusuke Arai, *An Analytical Framework for Party System Change*

Yasuyuki Yanaba, *Internet Privacy and Tax Havens in Our Sophisticated Globalized Information Society: From the View Point of CSR (Corporate Social Responsibility) or Business Ethics*